

平成 25 年度
厚生労働省医政局委託

— 平成 25 年度 医療施設経営安定化推進事業 —

医療法人の適正な運営に関する調査研究

報 告 書

平成 26 年 3 月

委 託 先 株式会社 川原経営総合センター

■目次

第 1 章 調査研究の概要	3
第 2 章 医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）	9
第 3 章 【要約版】 社団医療法人のためのチェックリスト	71
第 4 章 医療法人の財務に関するチェックポイント	81
第 5 章 資料編	125

第 1 章 調査研究の概要

I 調査研究の背景と目的

1. 背景

医療法人においては、その地域における医療の重要な担い手として、その役割を適正に果たすことが求められる。したがって、医療法人の組織、財務、運営等に重大な問題があった場合には、当該法人の安定的な経営を損なうのみならず、地域医療への悪影響が懸念される。

医療法人の場合、医療訴訟や医療安全の領域についての認識に比べ、医療法人の組織運営に関し医療法、定款等に則った業務を行うことへの認識は、低くなりがちであると考えられる。

また、先般の医療機関債に関する詐欺事件などを受けて、日頃から、医療法人の運営状況を適切にチェックできるようにしておくことが必要となっている。

2. 目的

このため、本調査研究においては、医療法人の組織、財務、運営等の適正性を確認するためのチェックリストを作成することとした。医療法人が法令等に照らしながら組織を運営することは、医療法人自らのガバナンスの強化につながる。また、各種行政手続を適切に行なうことは、運営の記録を逐一留めていくことにもなり、運営状況を自ら把握することにもなる。

このチェックリストについては、医療法人が大きな負担もなく自ら定期的かつ容易にチェックできるようにすることを念頭に作成した。

II 実施体制

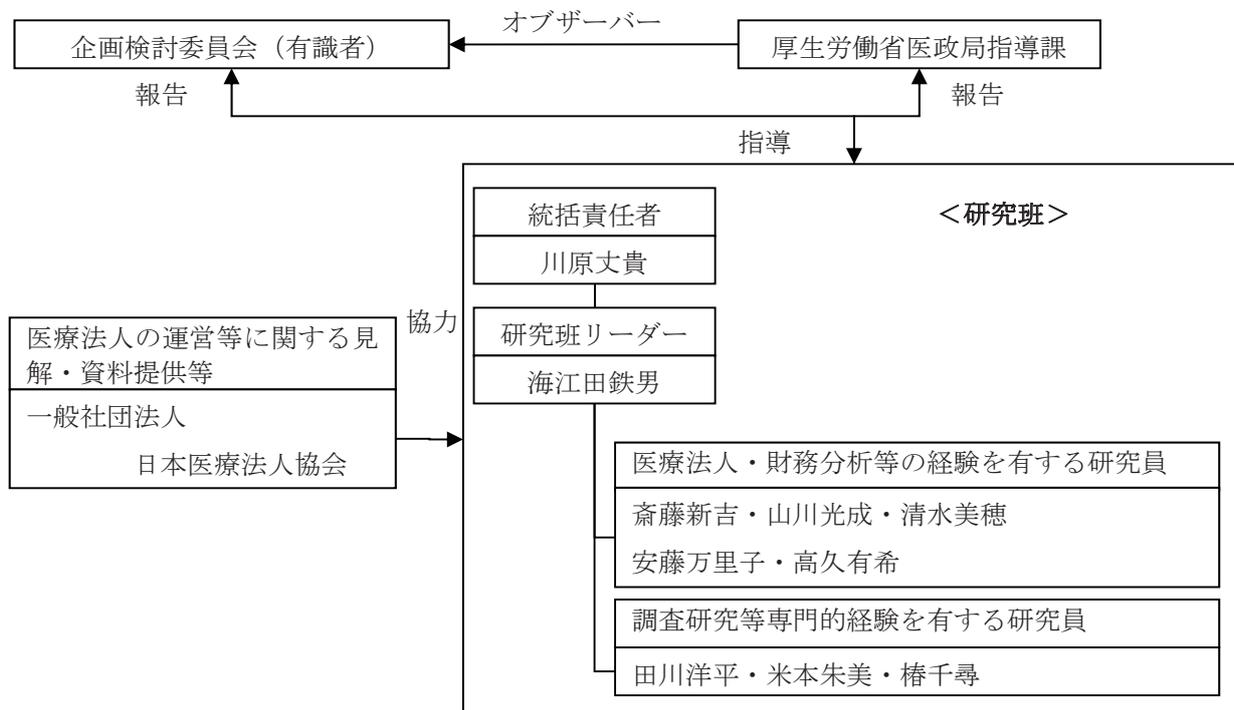
本調査研究は、企画検討委員会を設置し、企画検討委員会における討議に基づいて実施した。構成は図表1のとおりである。

図表1 企画検討委員会

- | | |
|--|-------------|
| ○企画検討委員会委員（五十音順、敬称略） | ※企画検討委員会委員長 |
| ※青木 恵一（税理士法人青木会計代表社員、MMPG 理事長、税理士） | |
| 木村 英治（加治・木村法律事務所 弁護士） | |
| 島崎 謙治（国立大学法人政策研究大学院大学教授） | |
| 日野 頌三（社会医療法人頌徳会理事長、一般社団法人日本医療法人協会会長、医師） | |
| ○オブザーバー | |
| 厚生労働省医政局指導課 | |
| ○研究班（事務局） | |
| 統括責任者：川原 丈貴（公認会計士・税理士、(株)川原経営総合センター代表取締役社長） | |
| 研究班リーダー：海江田 鉄男（総務省地方公営企業等経営アドバイザー、
(株)川原経営総合センター取締役） | |
| スタッフ：斎藤 新吉 山川 光成 清水 美穂 田川 洋平 米本 朱美 安藤 万里子
高久 有希 椿 千尋（(株)川原経営総合センター） | |

また、調査研究にあたっては、**図表 2** のとおり外部機関の協力も得ながら進めた。

図表 2 調査研究推進体制



企画検討委員会の開催実績と議事内容は、以下のとおりである。

- 第1回企画検討委員会（平成25年7月16日）
 - ・ 研究計画及び今後の進め方の了承
- 第2回企画検討委員会（平成25年10月16日）
 - ・ 医療法人運営上の課題に関する論点提示と議論
 - ・ チェックリストの位置づけ、対象、目的などについての議論
- 第3回企画検討委員会（平成26年1月29日）
 - ・ 「組織・運営のチェックリスト」の骨子提示と討議
 - ・ 「財務のチェックポイント」の方向性の確認
- 第4回企画検討委員会（平成26年3月19日）
 - ・ 報告書（案）の提示と了承

Ⅲ 調査研究の方法

1. 情報収集

主に有識者や協力機関からの情報収集を行い、医療法人運営上の問題点等についての討議を行った。また、調査研究受託会社（株川原経営総合センター）の医療法人指導業務経験等も参照した。

2. 法令等の確認

医療法人の運営にあたっての関係法令等の整理を行った。成果物としてのチェックリスト作成にあたっては、医療法をベースとして、実務的に重要と思われる個所を中心に据えた。

3. 都道府県等へのアンケート・ヒアリング調査の実施

最終成果物であるチェックリストの作成に向けた論点を導き出す参考として、都道府県等の医療法人担当部局に対するアンケート及びヒアリング調査を実施した。当該調査は、医療法人の運営等に関して、実務的な要注意点等を浮かび上がらせる目的で実施した。

アンケート・ヒアリング調査にあたっては、回答者が特定できないようにするため事務局において匿名処理を施すことなどを前提に回答を得た。したがって、調査結果は企画検討委員会による議論の参考としてのみ活用した。

IV 成果物の概要

本調査研究で作成した成果物である「医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）」及び「財務のチェックポイント」（以下、「チェックリスト等」という。）の概要は、次のとおりである。

1. 対象者

本チェックリスト等は、医療法人の関係者が自法人のセルフチェックに活用できるよう作成した。具体的には、医療法人の理事長、理事、監事あるいは管理者である院長、そのほか事務長など、医療法人の経営に携わる者が活用することに主眼を置いている。具体的な活用シーンとしては、例えば、医療法人の監事が監査業務の中で参考にすることなどを想定している。

2. 参照法令等

本チェックリスト等は、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に加え、厚生労働省のモデル定款・寄附行為を採用している医療法人が多いことを前提に、モデル定款・寄附行為もチェックリスト等の作成にあたり参照した。

したがって、自法人の定款・寄附行為に厚生労働省のモデル定款・寄附行為とは異なる規定を設けている医療法人については、チェックリストのチェック項目の一部が妥当しない可能性について留意が必要である。

3. 「医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）」

本チェックリストは、次の構成となっている。なお、社会医療法人用の付加的なチェック項目を設けているが、税法上の制度である特定医療法人については対象外としている。

図表3 「医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）」の構成

はじめに

冒頭に、チェックリストの活用方法や対象者について記載した。

本チェックリストは、関係法令等から導き出される基本的なルール及び行政機関へのヒアリング等を通じて浮かび上がった実務的な要注意点等を中心に構成されており、医療法人の運営についてチェックすべき項目を網羅したものではない。したがって、本チェックリストのチェック項目を全て充足することが「医療法人の適正な運営」の十分条件となるわけではない。逆に、本チェックリストのチェック項目が一部充足されていないからといって、そのことが直ちに当該医療法人の法的義務違反等につながるわけではないことなどを明記した。また、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に代替することを意図したものでないことという位置づけを記載している。

I 医療法人の基礎知識

本チェックリストを活用するうえで最低限確認すべき医療法人類型、社団医療法人を例にとった医療法人の意思決定の仕組みなどを記載した。

II 社団医療法人のためのチェックリスト

社団医療法人のためのチェックリストとして、社員総会、理事会、社員、役員に関してのチェック項目を掲載した。なお、「**V その他運営全般に関するチェックリスト**」と併せて参照する必要がある。

III 財団医療法人のためのチェックリスト

財団医療法人のためのチェックリストとして、評議員会、理事会、役員に関してのチェック項目を掲載した。なお、「**V その他運営全般に関するチェックリスト**」と併せて参照する必要がある。

IV 社会医療法人のための付加的チェックリスト

社会医療法人のための付加的チェックリストを掲載した。社団か財団の違いによって、それぞれ「**II 社団医療法人のチェックリスト**」「**III 財団医療法人のチェックリスト**」をまず参照し、さらに、「**V その他運営全般に関するチェックリスト**」を併せて確認する必要がある。

V その他運営全般に関するチェックリスト

社団、財団に共通する項目として、手続き、書類関係をまとめた。

なお、社団医療法人についてはチェックリストの要約版を掲載した。

4. 「財務のチェックポイント」

本チェックポイントは、次の構成となっている。主に医療法人の理事長及び理事、監事などが、医療法人の財務の安全性等を確認するにあたっての主要な経営分析指標に関する考え方を示したものである。ベンチマークとして、平成 23 年度まで厚生労働省が行ってきた「病院経営管理指標」を活用した。

図表 4 財務のチェックポイントの構成

はじめに

冒頭で、本チェックポイントの活用の必要性や、対象者などについて記載した。なお、本チェックポイントに掲載されているさまざまな指標は、あくまで例示であり、特定の理想的標準値を示すものでないことを断り書きした。

I 財務諸表の見方

財務諸表の定義を確認し、貸借対照表、損益計算書の基本的見方を解説した。そのうえで、債務超過に陥らないようにするために必要な基礎知識を解説した。

II 財務諸表の分析

基礎知識の理解をもとに、財務諸表等を活用した経営指標を 14 例示した。各法人が手元に用意した書類をもとに簡易的に分析できるようにした。なおその際、計算例として厚生労働省「病院経営管理指標」平成 22 年度の医療法人（一般病院）の恒常的黒字病院の数値を示した。

III 病院経営管理指標の活用

「病院経営管理指標」活用の重要性を示した。

第2章 医療法人の適正な運営に関するチェックリスト (組織・運営)

※ このチェックリストは、平成26年3月31日現在の法令等に基づいて作成されています。

目 次

はじめに：チェックリストに関する留意点.....	13
1. 目的.....	13
2. 対象.....	13
3. 性質.....	13
4. 参照法令等.....	13
5. 構成.....	14
6. 凡例.....	14
I 医療法人の基礎知識.....	15
1. 医療法人の類型.....	15
2. 社団医療法人の基礎知識.....	15
(1) 社員総会とは.....	16
(2) 理事会とは.....	16
(3) 社員とは.....	16
(4) 役員とは.....	17
(5) 監事の監査とは.....	17
コラム 医療法人の役員の法的責任.....	19
II 社団医療法人のためのチェックリスト.....	20
1. 社員総会運営に関するチェックリスト.....	20
(1) 社員総会の基礎知識.....	20
(2) 議決事項.....	20
(3) 開催スケジュール.....	21
(4) 問題点.....	21
(5) チェックリスト.....	22
2. 理事会運営に関するチェックリスト.....	25
(1) 理事会の基礎知識.....	25
(2) 議決事項.....	25
(3) 問題点.....	26
(4) チェックリスト.....	26
3. 社員に関するチェックリスト.....	28
(1) 社員の基礎知識.....	28

(2) 問題点.....	28
(3) チェックリスト.....	28
コラム 出資持分のある医療法人における課題.....	30
4. 役員に関するチェックリスト.....	31
(1) 役員の基礎知識.....	31
(2) 問題点.....	31
(3) チェックリスト.....	32
III 財団医療法人のためのチェックリスト.....	39
1. 財団医療法人の基礎知識.....	39
2. 評議員会の運営に関するチェックリスト.....	39
(1) 評議員会への諮問事項・議決事項.....	39
(2) チェックリスト.....	40
3. 理事会運営に関するチェックリスト.....	42
(1) 議決事項.....	42
(2) チェックリスト.....	42
4. 評議員の選任等に関するチェックリスト.....	44
5. 役員に関するチェックリスト.....	45
IV 社会医療法人のための付加的チェックリスト.....	52
1. 社会医療法人の基礎知識.....	52
2. チェックリスト.....	52
(1) 社会医療法人の認定要件に関するチェックリスト【 社団・財団共通 】.....	52
【参考】その他社会医療法人の運営に関する事項.....	56
V その他運営全般に関するチェックリスト（共通）.....	59
1. 自法人の業務について.....	59
2. 定款又は寄附行為について.....	60
3. 予算について.....	61
4. 決算～登記の手続について.....	62
コラム 剰余金の配当禁止.....	65
5. 自法人内部の事務処理等について.....	66
6. 登記について.....	67
7. 医療法人が備えて置くべき書類について.....	68

はじめに：チェックリストに関する留意点

1. 目的

医療法人は、我が国における地域医療の主要な担い手であるため、その運営が適正に行われることは、医療法人関係者のみならず、地域社会にとっても極めて重要であるといえます。

そして、医療法人の適正な運営を図るためには、行政機関による監督・指導等もさることながら、まずは医療法人自らによる自律的なチェックが必要といえます。

このような観点から、本チェックリストは、医療法人が自らの運営状況等を簡易・迅速にセルフチェックすることができるチェック項目の提示を目的として作成しています。

但し、本チェックリストは、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に代替することを意図したものではありませんので、十分ご留意ください。

2. 対象

本チェックリストは、医療法人の大多数を占める社団たる医療法人（以下、「社団医療法人」といいます。）を主な対象としつつ、財団たる医療法人（以下、「財団医療法人」といいます。）のためのチェック項目も設けています。

また、本チェックリストは、社会医療法人用の付加的なチェック項目を設けていますが、税法上の制度である特定医療法人については対象外としています。

なお、本チェックリストを実際に活用する医療法人関係者としては、主に役員（理事長・理事・監事）、経営に携わっている幹部（事務長等）を想定しています。

3. 性質

本チェックリストは、関係法令等から導き出される基本的なルール及び行政機関へのヒアリング等を通じて浮かび上がった実務的な要注意点等を中心に構成されており、医療法人の運営についてチェックすべき項目を網羅したものではありません。したがって、本チェックリストのチェック項目を全て充足することが「医療法人の適正な運営」の十分条件となるわけではありませので、ご留意ください。

また、本チェックリストのチェック項目が一部充足されていないからといって、そのことが直ちに当該医療法人の法的義務違反等につながるわけではありませので、併せてご留意ください。

4. 参照法令等

本チェックリストは、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱に加え、厚生労働省のモデル定款・寄附行為も参照しつつ作成しています。

したがって、自法人の定款・寄附行為に厚生労働省のモデル定款・寄附行為とは異なる規定を設けている医療法人については、本チェックリストのチェック項目の一部が妥当しない可能性があります。

5. 構成

本チェックリストは、Ⅰ～Ⅴの5部構成になっています。

全ての医療法人の共通項目として「Ⅰ 医療法人の基礎知識」、「Ⅴ その他運営全般に関するチェックリスト」を活用し、加えて自法人の類型に合わせて「Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト」、「Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト」を活用して下さい。

社会医療法人を対象に付加的に「Ⅳ 社会医療法人のための付加的チェックリスト」も設けています。最後に、社団医療法人については、第3章「【要約版】社団医療法人のチェックリスト」も併せてご活用下さい。

【医療法人の類型別チェックリスト該当表】

	社団医療法人	財団医療法人	社会医療法人	
			社団	財団
Ⅰ 医療法人の基礎知識	○	○	○	○
Ⅱ 社団医療法人のための チェックリスト	○	—	○	—
Ⅲ 財団医療法人のための チェックリスト	—	○	—	○
Ⅳ 社会医療法人のための 付加的チェックリスト	—	—	○	○
Ⅴ その他運営全般に関する チェックリスト	○	○	○	○

* 自法人の類型に合わせて「○」のチェックリストを活用して下さい。

6. 凡例

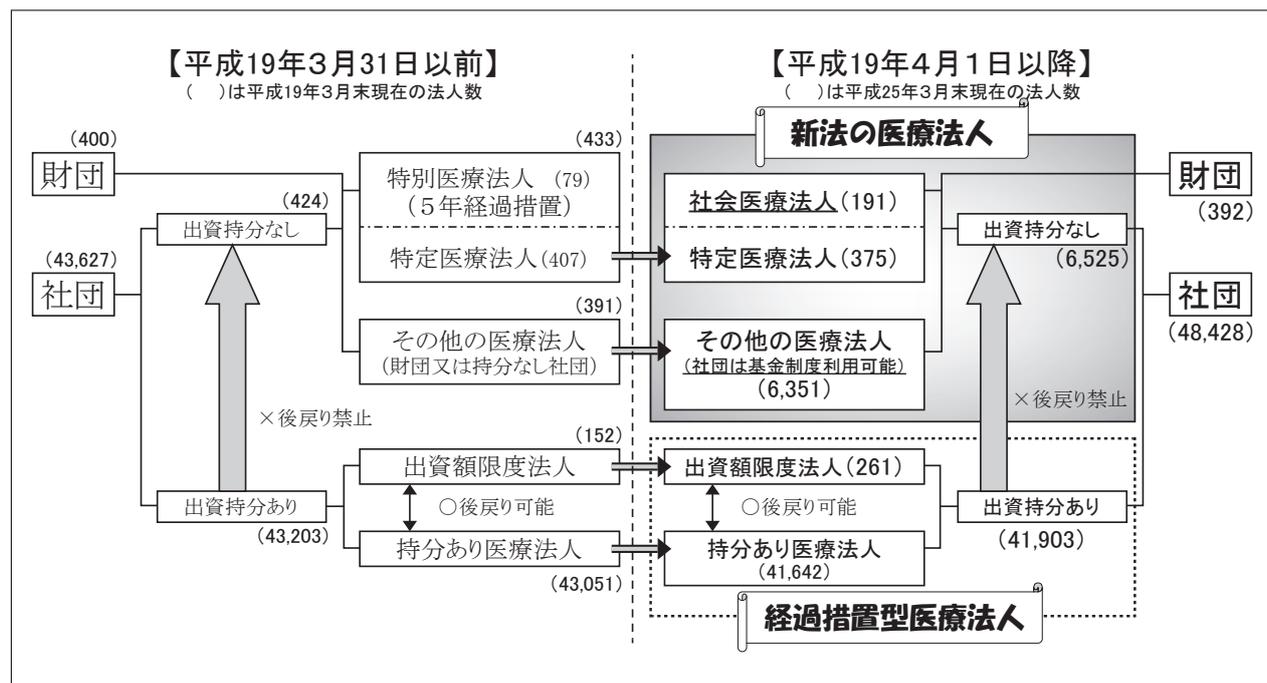
本文中の参照法令等の略語は、次のとおりとなっています。なお、このチェックリストは、平成26年3月31日現在の法令等に基づいて作成されています。

「法」…医療法
「令」…医療法施行令
「規則」…医療法施行規則
「要綱」…医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日 健政発 第110号）
「モデル定款」…社団医療法人の定款例（平成19年3月30日 医政発第0330049号）
「モデル寄附行為」…財団医療法人の寄附行為例（平成19年3月30日 医政発第0330049号）
「改正前モデル定款」…社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知）

I 医療法人の基礎知識

1. 医療法人の類型

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です(法第39条)。次の図表は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。



出所：厚生労働省「第1回 医療法人の事業展開等に関する検討会資料」（平成25年11月6日）をもとに作成

本チェックリストは、もっとも基本的な医療法人の区分である、社団医療法人、財団医療法人に区分して、それぞれに特徴的なチェック項目を整理しています。

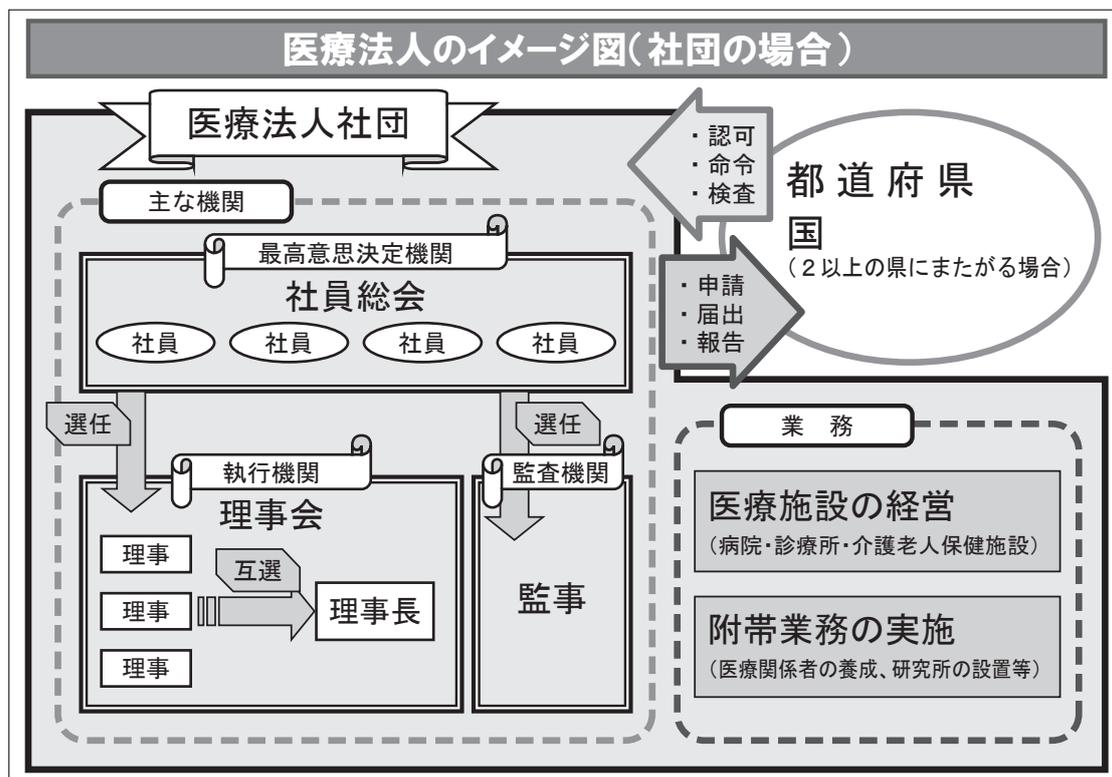
また、次に、医療法にもとづく特別な類型として、社会医療法人のためのチェックリストを付加的に掲載しています。

これより後の医療法人の基礎知識について、社団医療法人を例に解説します。

2. 社団医療法人の基礎知識

社団医療法人には、社員のほか、医療法の定めにより社員で組織する社員総会、理事・監事、理事長が置かれることになっています。また、理事会が設置されているのが一般的です。

社団医療法人における、社員総会と社員、理事会と理事・理事長・監事の関係性を表した図表が次頁の「医療法人のイメージ図」です。



出所：第13回社会保障審議会医療部会（平成22年11月11日）

(1) 社員総会とは

社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関であるといえます（法第48条の3第7項参照）。社員総会においては、株式会社等のような資本多数決原理はとられておらず、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

(2) 理事会とは

理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関であるといえます（ただし、医療法上の機関ではありません）。医療法人の業務は、定款に別段の定めがないときは理事の過半数で決することとされています（法第46条の4第3項）。モデル定款には理事会設置の定めがあることから、理事の合議機関として理事会を設けている医療法人が多いと思われます。

(3) 社員とは

社員は、社団医療法人の構成員であり（従業員や役員とは全く異なります。）、社員総会において1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されることになっています（法第44条第2項第7号）。

(4) 役員とは

① 医療法人の役員

医療法人には、役員として、原則3名以上の理事及び1名以上の監事を置かなければなりません（法第46条の2第1項）。

また、理事の中から理事長を1名選出する必要があります（法第46条の3第1項）。

② 理事

定款に別段の定めがないときは、理事の過半数により医療法人の業務を決することになります（法第46条の4第3項）。社団医療法人の場合、理事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

③ 理事長

理事長は理事のうち、医療法人を代表し、その業務を総理する者で（法第46条の4第1項）、原則として医師又は歯科医師であることが必要です（法第46条の3第1項）。理事長は理事の互選によって選出するとされています（モデル定款参照）。

④ 監事

監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の4第7項）。社団医療法人の場合、監事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

(5) 監事の監査とは

医療法人の適正な運営において、監事の監査は重要な役割を担います。

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧の上、業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について監査します。

厚生労働省から示されている「監事監査報告書」において、次のような項目を確認することとされています。

- ① 事業報告書は法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示していること。
- ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。
- ③ 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実認められないこと。

出所：「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成19年3月30日 医政発第0330003号）をもとに作成

監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、監事はこれを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告することが求められます（法第 46 条の 4 第 7 項第 4 号）。

<参考「監事監査報告書」>

<p>様式 5</p> <p>監 事 監 査 報 告 書</p>
<p>医療法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 殿</p>
<p>私（注 1）は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。</p>
<p>監査の方法の概要</p> <p>私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。</p>
<p>記</p>
<p>監査結果</p> <p>(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。</p> <p>(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。</p> <p>(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。</p>
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 医療法人〇〇会 監事 〇〇 〇〇 印 監事 〇〇 〇〇 印</p>
<p>（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。</p> <p>（注 2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。</p>

出所：「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330003 号）

コラム 医療法人の役員の法的責任

医療法人と役員の法律関係は委任関係であると解されるため、受任者たる役員は、委任者たる医療法人に対して、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務（以下「善管注意義務」という。）を負うのが原則であるといえます（民法第644条参照）。

善管注意義務とは、受任者の職業・地位・知識等に応じて一般的に要求される注意義務を意味し、その具体的内容は、個々のケースにおいて諸事情を勘案のうえ法的観点から決せられるのが通常です。

こうした善管注意義務に役員が違反し、それに起因して医療法人に損害が生じた（役員の善管注意義務違反と医療法人の損害との間に因果関係が存在する）という法的評価が下された場合、役員は医療法人に対して損害賠償責任を負うこととなりますので、十分な注意が必要です。

Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト

1. 社員総会運営に関するチェックリスト

(1) 社員総会の基礎知識

社員総会は、社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関であるといえます（法第48条の3第7項参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決原理はとられておらず、社員は、社団医療法人に対する出資の有無や金額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員総会は以下の2種に大別されますが、定款に特段の定めがない限り、その運営ルール等に相違はありません。

① 定時社員総会

医療法で少なくとも毎年1回開催しなければならないと規定されている社員総会です（法第48条の3第2項）。モデル定款上は毎年2回とされており、通常はこれに沿って行われます。

② 臨時社員総会

理事長の判断等により、必要に応じて不定期に開催される社員総会です（法第48条の3第3項）。なお、臨時社員総会の開催は、一定数の社員の請求に基づく場合（法第48条の3第5項）や、監事の招集による場合（法第46条の4第7項第5号）があります。

(2) 議決事項

社団医療法人における重要事項については、社員総会の議決を要するのが通常です。例えば、モデル定款等では、次の事項について社員総会の議決を要するものとされています。

議決事項
① 定款の変更
② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
④ 収支予算及び決算の決定
⑤ 剰余金又は損失金の処理
⑥ 借入金額の最高限度の決定
⑦ 社員の入社及び除名
⑧ 本団体の解散
⑨ 他の医療法人との合併契約の締結

- ⑩ 理事及び監事の選任
- ⑪ 基金の返還（基金拠出型医療法人の場合）
- ⑫ 医療機関債の発行、購入
- ⑬ その他重要な事項

参照法令等：【法】第48条の3第7項、第55条第1項第3号、第57条第1項

【規則】第30条の38第1項

【要綱】I5(2)2備考

【モデル定款】第18条第1項、第24条第1項、第31条、第32条第2号、第33条第2項、第35条、

【通知】「医療法人の基金について」（平成19年3月30日 医政発0330051号）、「医療機関債」発行等のガイドラインについて第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）

(3) 開催スケジュール

社員総会の開催スケジュールは一律ではありませんが、参考までに、スケジュール例を示しておきます。

【スケジュール例】

会計年度が4月1日～翌年3月31日で、定款で毎年3月と5月に定時総会を開催する旨を規定している場合

議決事項	開催月
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度の借入金額の最高限度額の決定	3月
3 前年度決算の決定 4 前年度の剰余金又は損失金の処理	5月
5 定款変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 役員を選任、辞任の承認 8 社員の入社、除名の決定 9 その他重要な事項 等	随時

出所：厚生労働省の資料をもとに作成

(4) 問題点

社員総会は社団医療法人の存立の基盤であるといえますが、その開催・運営等が適正になされているとは限りません。例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、社団医療法人の運営が根底から揺らぐ事態となりかねません。

- ・ 社員総会が実際に開催されることなく、議事録の作成だけで済まされているケース
- ・ 社員総会と他の会議体（理事会等）が混同されているケース
- ・ 「社員」として社員総会に出席している者と真の社員にずれが生じているケース
- ・ 定款の規定に則った招集通知が行われていないケース
- ・ 招集通知に大きな漏れがあるケース
- ・ 議事録の記載内容が、開催された社員総会の実態と乖離しているケース 等

(5) チェックリスト

① 社員総会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員総会と他の会議体（理事会等）が混同されていないか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿が整備され、現在の全社員の氏名・住所等が正確に把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員総会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。	
<input type="checkbox"/>	定時社員総会の開催時期に関する定款規定が遵守されているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 ・ 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 社員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合 ・ 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。 ・ 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。 		（法第48条の3第1項） （要綱I4(1)1） （要綱I4(1)1備考） （法第48条の3第2項） （モデル定款第22条）

② 社員総会の事前手続について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	招集通知が定款の規定どおりの方法で実行されているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知は、社員総会の開催日より少なくとも5日前に行われているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知には、会議の目的である事項が示されているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知は、現在の全社員に対して漏れなく行われているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。 ・ 招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・ 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 		（法第48条の3第6項） （要綱I5(1)1備考） （モデル定款第26条第1項）

③ 社員総会の開催要件について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	開会に際して、定足数の充足が確認されているか。	
<input type="checkbox"/>	定款における定足数の特則（例：一定の議案については、定足数を総社員の〇分の〇以上とする旨の規定）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、議長の選任手続が行われているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長は、社員総会において選任する。 ・ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなけれ 		（法第48条の3第4項） （法第48条の3第9項）

<ul style="list-style-type: none"> ば、その議事を開き、議決することができない。 ・ 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ・ 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 ・ 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 	<p>(モデル定款第25条第1項)</p> <p>(モデル定款第23条第2項)</p> <p>(改正前モデル定款第26条)</p> <p>(要綱I 5(1)1)</p>
--	--

④ 社員総会の議決について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	各議決事項について、議案の呈示・説明・審議・議決というプロセスがとられているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知に記載されている事項について議決をしているか。	
<input type="checkbox"/>	招集通知に示されていない事項を議決する場合、定款の例外規定（例：「ただし、急を要する場合はこの限りではない。」）が濫用されていないか。	
<input type="checkbox"/>	議決権は、常に、社員1人あたり1個とされているか。	
<input type="checkbox"/>	医療法又は定款の規定によって議決権を制限される社員（例：法第48条の3第11項、法第48条の4第3項、モデル定款第29条）が議決に加わっていないか。	
<input type="checkbox"/>	社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。	
<input type="checkbox"/>	定款における議決要件の特則（例：一定の議案については、その議決に出席社員の〇分の〇以上の賛成を要する旨）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	書面による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。	
<input type="checkbox"/>	代理人による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会においては、(法第48条の3)第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ・ 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項(法第48条の3第10項)の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 ・ 社員は、各一個の議決権を有する。 ・ 出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。 ・ 社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。 ・ 社員総会においては、前項(モデル定款第26条第1項)の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 ・ 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。 三 社員総会の決議 ・ 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ・ 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。 ・ 本社団は、次の事由によつて解散する。 		<p>(法第48条の3第8項)</p> <p>(法第48条の3第10項)</p> <p>(法第48条の3第11項)</p> <p>(法第48条の4第1項) (要綱I 4(3)1備考)</p> <p>(法第48条の4第3項)</p> <p>(モデル定款第26条第2項)</p> <p>(モデル定款第29条)</p> <p>(法第55条第1項第3号)</p> <p>(法第55条第2項)</p> <p>(法第57条第1項)</p> <p>(モデル定款第32条第1項第2号)</p>

<p>(2) 社員総会の決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項（モデル定款第32条第1項）第2号の社員総会の決議をすることができない。 ・ 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 ・ 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 ・ 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。 ・ 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。 ・ 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 ・ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 	<p>(モデル定款第32条第2項)</p> <p>(モデル定款第35条)</p> <p>(改正前モデル定款第26条)</p> <p>(法第48条の4第2項)</p> <p>(要綱I5(2)5)</p> <p>(モデル定款第28条第1項)</p> <p>(モデル定款第28条第2項)</p>
---	--

⑤ 社員総会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該社員総会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか。）。	
<input type="checkbox"/>	<p>議事録には下記の記載事項が記録されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名（定数） ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 	
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 		<p>(要綱I5(3)1)</p> <p>(要綱I5(3)1備考)</p>

2. 理事会運営に関するチェックリスト

(1) 理事会の基礎知識

理事会は、理事によって構成される合議体で、医療法人における業務執行の意思決定機関であるといえます（ただし、医療法上の機関ではありません。）。医療法人の業務は、定款に別段の定めがないときは理事の過半数で決することとされています（法第46条の4第3項）。モデル定款には理事会設置の定めがあることから、理事の合議機関として理事会を設けている医療法人が多いと思われます。

モデル定款では、理事会の招集方法として、理事長自身が招集する場合と、一定割合の理事の請求による場合が規定されています（モデル定款第23条第1項、第4項）。

(2) 議決事項

理事会を設置している医療法人の場合、業務執行上の重要事項については理事会の議決を要するとされているのが一般的であると思われます。

なお、モデル定款等では、次のような事項について理事会の議決を要するものとされています。

議決が必要な時期	議決事項
毎年	収支予算の決定
	決算の決定と剰余金又は損失金の処理
【原則】2年に1度 ただし、必要がある際はその都度	理事長の選出（原則任期は2年）
その都度	基本財産の処分（担保提供を含む。）
	病院、診療所等の管理者の任免
	借入 医療機関債の発行、購入
参考法令等	
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。（法第46条の4第3項） 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。（要綱Ⅲ1(1)1） また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。（要綱Ⅲ1(1)2） 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第10条第2項、第10条第2項備考） 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第13条、第10条第2項備考） 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。（モデル定款第16条、第10条第2項備考） 理事長は、理事の互選によって定める。（モデル定款18条第2項） 借入金 は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。（要綱Ⅲ3(3)2） 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等 <ul style="list-style-type: none"> 3 医療法人の内部手続 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法人が、医療機関債を発行して行う金銭の借入れは、運営管理指導要綱の「Ⅲ管理 3会計管理 (3) 債権債務の状況」にいう借入金に該当することから、社団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、その同意）を経て行うものとし、財団の形態をとる医療法人にあっては理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。 ・ 第3 医療機関債を購入する医療法人について <ul style="list-style-type: none"> 6 医療機関債の購入に当たっては、社団医療法人にあっては、理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、さらにその同意）を経て行うものとし、財団医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。 	<p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて (平成25年8月9日 医政発0809第4号)</p> <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて (平成25年8月9日 医政発0809第4号)</p>
--	---

(3) 問題点

理事会を設置している医療法人では、理事会は重要な役割を担うこととなりますが、その開催・運営等が適正になされているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、医療法人の運営に大きな支障をきたす事態となりかねません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会が有名無実化し、全く開催されていないケース ・ 理事会と他の会議体（社員総会等）が混同されているケース ・ 理事会が実際に開催されることなく、議事録の作成だけで済まされているケース ・ 定款上は理事会の議決を要する事項であるにもかかわらず、理事長の独断により決せられているケース ・ 議事録の記載内容が、開催された理事会の実態と乖離しているケース 等

(4) チェックリスト

① 理事会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款における理事会設置の有無を把握しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会と他の会議体（社員総会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。

② 理事会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款所定の招集権者が招集手続を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事に対しても開催日時・付議事項が事前に伝えられているか。
<input type="checkbox"/>	定款所定の者が議長を務めているか。
<input type="checkbox"/>	定款の規定によって議決権を制限等される理事（例：モデル定款第29条）が議決に加わっていないか。

参照法令等

- | | |
|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 | （法第46条の4第3項） |
|---|--------------|

<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催手続が、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。 ・ 招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・ 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 ・ 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。 ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 	<p>(要綱 I 5 (1) 1) (要綱 I 5 (1) 1 備考) (モデル定款第 23 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 5 (2) 2)</p> <p>(モデル定款第 29 条)</p>
--	---

③ 理事会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該理事会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか）。		
<input type="checkbox"/>	議事録には、以下の事項が記録されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名（定数） ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 		
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。		
参照法令等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="177 1025 1145 1348"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 </td> <td data-bbox="1149 1025 1453 1348"> <p>(要綱 I 5 (3) 1) (要綱 I 5 (3) 1 備考)</p> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	<p>(要綱 I 5 (3) 1) (要綱 I 5 (3) 1 備考)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	<p>(要綱 I 5 (3) 1) (要綱 I 5 (3) 1 備考)</p>		

3. 社員に関するチェックリスト

(1) 社員の基礎知識

社員は、社団医療法人の構成員であり（従業員や役員とは全く異なります。）、社員総会において1人1個の議決権を有します（法第48条の4第1項）。

社員たる資格の取得や喪失については、定款で規定されることになっています（法第44条第2項第7号）。

(2) 問題点

社員は、社団医療法人の根幹をなす重要な存在ですが、その重要性が正しく理解されているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、社団医療法人の運営が根底から揺らぐ事態となりかねません。

- ・ 社員と役員ないし従業員を混同してしまっているケース
- ・ 社員名簿が作成されておらず、社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員名簿が更新されておらず、現在の社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員の入退社手続に不備があり、現在の社員を正確に特定できないケース
- ・ 社員の地位を株式会社における株主の地位と同視してしまっているケース
- ・ 株式会社等の営利法人を社員としてしまっているケース 等

(3) チェックリスト

① 社員に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	現在の社員を全て特定できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の地位と役員・従業員の地位を明確に区別できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の数は3名以上か。
<input type="checkbox"/>	株式会社等の営利法人が社員になっていないか。
<input type="checkbox"/>	出資持分のある医療法人において、出資の有無・金額により社員の権限に差異が設けられていないか。
<input type="checkbox"/>	未成年者が社員となる場合、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有しているか（義務教育終了程度の者）。
参照法令等	
<ul style="list-style-type: none">・ 理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。・ 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。	(モデル定款第17条備考) (要綱I4(1)2)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・ 医療法第7条第4項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設の許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。 	<p>（要綱 I 4 (1) 2 備考）</p> <p>「医療法人に対する出資又は寄附について」 （平成3年1月17日指第1号東京弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答）</p>
---	--

② 社員の入退社について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた入社届等の提出）が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員が死亡し、その相続人が新たに社員になろうとする場合、改めて定款所定の入社手続を行っているか（社員の地位が相続されるという処理をしていないか。）。	
<input type="checkbox"/>	社員の入社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、入社届等）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社（除名及び死亡を除く。以下においても同様。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた退社届等の提出）が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の除名を行う場合、定款所定の要件の該当性が精査されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員の退社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、退社届等）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	社員名簿は、社員の入社・退社の都度、更新されているか。	
参照法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。 ・ 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ・ 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。 ・ 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 ・ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 ・ やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 ・ 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・ 出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・ 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。 ・ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 ・ 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 ・ 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 	<p>（要綱 I 4 (2) 1） （モデル定款第6条第1項） （要綱 I 4 (2) 2） （モデル定款第7条第1項）</p> <p>（モデル定款第7条第2項）</p> <p>（モデル定款第8条）</p> <p>（モデル定款第8条備考） （要綱 I 4 (1) 2 備考）</p> <p>（要綱 I 4 (2) 4）</p> <p>（法第48条の3第1項）</p> <p>（要綱 I 4 (2) 3） （要綱 I 4 (1) 1）</p>

・ 社員名簿の記載事項は次のとおり

- ① 氏名
- ② 生年月日（年齢）
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 職業
- ⑥ 入社年月日（退社年月日）
- ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合

（要綱 I 4(1)1 備考）

コラム 出資持分のある医療法人における課題

医療法人は、剰余金の配当が禁止されていることから、長年にわたって順調な経営を続け、その純資産額が大きくなる傾向があります。

平成 18 年の第 5 次医療法改正で経過措置型医療法人に位置づけられた「出資持分のある医療法人」は、出資者が「持分」を有しています。持分とは「定款の定めるところにより、出資額に応じた払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」を指します（改正前モデル定款第 9 条、第 34 条参照）。

そうした出資持分のある医療法人において、出資社員が社員資格を喪失（例：死亡、退社）した場合、多額の払戻しによって経営に支障が出る事態も考えられます。

また、このような医療法人の出資社員（例：創業者たる理事長）が死亡した場合、その相続人に対して多額の相続税が課される可能性があり、事業承継への影響も無視できません。

以上のように、出資持分の問題は医療法人の運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。出資持分のある医療法人の関係者は、自法人の出資持分に関する状況を的確に把握した上で、早めに対応を検討しておいた方がよいと思われます（厚生労働省医政局 平成 23 年 3 月発行「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」参照）。

4. 役員に関するチェックリスト

(1) 役員の基礎知識

① 医療法人の役員

医療法人には、役員として、原則3名以上の理事及び1名以上の監事を置かなければなりません（法第46条の2第1項）。

また、理事の中から理事長を1名選出する必要があります（法第46条の3第1項）。

② 理事

定款に別段の定めがないときは、理事の過半数により医療法人の業務を決することになります（法第46条の4第3項）。社団医療法人の場合、理事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

③ 理事長

理事長は理事のうち、医療法人を代表し、その業務を総理する者で（法第46条の4第1項）、原則として医師又は歯科医師であることが必要です（法第46条の3第1項）。

理事長は理事の互選によって選出するとされています（モデル定款参照）。

④ 監事

監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（法第46条の4第7項）。社団医療法人の場合、監事は社員総会において選任するとされています（モデル定款参照）。

(2) 問題点

役員は、医療法人の運営において重要な役割を担う存在ですが、その重要性が正しく理解されているとは限りません。

例えば、実務上ありがちな不適切ケースとして次のようなものが挙げられ、こうした場合には、医療法人の運営に大きな支障が生じる事態となりかねません。

- ・ 本人の意思確認を行うことなく名目的に役員を選任しているケース
- ・ 役員を選任に関する定款等の規定（例：社員総会において選任）を遵守していないケース
- ・ 理事長以外の理事が医療法人の運営に全く関与していないケース
- ・ 監事が監査業務を全く行っていないケース
- ・ 役員の任期が終了しているにもかかわらず改選が行われていないケース
- ・ 役員に欠員が生じているにもかかわらず長期間放置されているケース
- ・ 欠格事由に該当するにもかかわらず役員となっているケース
- ・ MS法人の役職員が例外要件を満たしていないにもかかわらず、医療法人の役員を兼務しているケース 等

(3) チェックリスト

① 役員の資格要件等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	役員は、全て、存命の自然人であるか。
<input type="checkbox"/>	<p>役員の選任（再任を含む。）に際して、その候補者につき、法第46条の2第2項で規定されている次の欠格事由の有無がチェックされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人（第1号） ・ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第2号） ・ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第3号）
<input type="checkbox"/>	医療法人の役員と、当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）に出席することが明らかに困難な者が名目的に理事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、医師又は歯科医師である理事の中から選出されているか。
<input type="checkbox"/>	例外的に、医師又は歯科医師ではない理事の中から理事長を選出する場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を受けているか。
<input type="checkbox"/>	監事の兼職制限（法第48条）に抵触していないか。
<input type="checkbox"/>	監事は、他の役員と親族等の特殊の関係を有していないか。
<input type="checkbox"/>	監査業務を履行することが明らかに困難な者が名目的に監事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に就任しているか。
<input type="checkbox"/>	管理者の一部を理事に加えない場合には、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか（医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合）。
<input type="checkbox"/>	管理者と当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<p>参照法令等</p> <p>（共通項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然人であること。 ・ 欠格事由に該当していないこと。（選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。） ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 	
	<p>（要綱I2(3)1）</p> <p>（要綱I2(3)2）</p> <p>（法第46条の2第2項第1号～第3号）</p>

起算して二年を経過しない者

- 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
 - ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

（要綱 I 2 (3) 2 備考）

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）

（理事）（管理者）

- ・ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。
- ・ 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- ・ 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。
- ・ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。
- ・ 管理者を理事に加ええないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。
- ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

（要綱 I 2 (5) 3）

（要綱 III 1 (1) 1）

（法第 47 条第 1 項）

（法第 47 条第 2 項）

（モデル定款第 18 条第 4 項備考）

（要綱 I 2 (5) 2 備考）

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）

（理事長）

- ・ 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。
- ・ 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第二項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。
- ・ 医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりで

（法第 46 条の 3 第 1 項）

（法第 46 条の 3 第 2 項）

（要綱 I 2 (4) 4 備考）

<p>ある。</p> <p>① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p> <p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <p>イ 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p> <p>・ 第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>5. 医療法人の理事長</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) (3) に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(5) (3) 及び(4) の取り扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。</p>	<p>「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（平成24年3月30日 医政発 0330 第26号 厚生労働省医政局長通知）</p>
<p>(監事)</p> <p>・ 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>・ 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>・ 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</p>	<p>(法第48条)</p> <p>(要綱I 2(6)1)</p> <p>(要綱I 2(6)5)</p>

② 役員の定数・任期等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	3名以上の理事及び1名以上の監事を置いているか。	
<input type="checkbox"/>	例外として、3名未満の理事しか置かない場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか。	
<input type="checkbox"/>	理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しているか。	
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じていないか。	
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じている場合、その状態が放置されていないか。	
<input type="checkbox"/>	各役員の任期（始期と終期）を特定できているか（2年を超えることはできない。）。	
<input type="checkbox"/>	役員任期満了前に改選手続（再任の場合を含む。）が行われているか。	
<p>参照法令等</p> <p>・ 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもって足りる。</p> <p>・ 理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p>		<p>(法第46条の2)</p> <p>(要綱I 2(1)3備考)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 ・ 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。 ・ 役員の欠員が生じていないこと。 ・ 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 ・ 任期の切れている役員がいないこと。 ・ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。 ・ 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 	<p>(要綱 I 2 (1) 4) (法第 48 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 5) (法第 46 条の 2 第 3 項) (要綱 I 2 (2) 4) (モデル定款第 20 条第 2 項) (法第 46 条の 4 第 5 項)</p> <p>(モデル定款第 20 条第 3 項)</p>
--	--

③ 役員の選任・退任について確認しましょう。

(なお、主な退任事由に、任期満了、辞任、死亡等があります。)

<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた就任承諾書等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、定款所定の手続（例：社員総会の選任決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、就任承諾書）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の辞任に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた辞任届等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の退任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、辞任届）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の変更の都度、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に役員変更の届出を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿は、役員の就任・退任の都度、更新されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・ 理事及び監事は、社員総会において選任する。 ・ 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ・ 役員に変更があつた場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 ・ 役員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・ 選任関係書類が整備されていること。 ・ 選任関係書類は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 		<p>(要綱 I 2 (2) 1、I 2 (2) 1 備考) (モデル定款第 18 条第 1 項) (要綱 I 2 (1) 1) (施行令第 5 条の 13)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 1 備考)</p> <p>(要綱 I 2 (2) 2) (要綱 I 2 (2) 2 備考)</p>

④ 理事長の選出等について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	理事の選任手続とは別に、定款所定の理事長の選出手続（例：理事の互選）が履行されているか（再任の場合を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出手続の履行を証する書類（例：議事録）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出（再任の場合を含む。）の都度、理事長変更の登記申請がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長変更の登記後、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に登記済報告書が提出されているか。	
<input type="checkbox"/>	定款に、理事長に事故があった場合等の理事の代行順位を予め定める旨の規定が存在し、その代行順位が現に定められているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、理事の互選によって定める。 ・ 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。 ・ 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ・ 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 		<p>(モデル定款第18条第2項) (法第46条の4第2項)</p> <p>(モデル定款第19条第3項)</p> <p>(要綱I 2(4)2) (法第43条第1項)</p> <p>(法第43条第2項)</p> <p>(要綱III 4 1備考)</p> <p>(要綱III 4 2) (要綱III 4 2備考) (施行令第5条の12)</p> <p>(要綱III 4 4)</p>

⑤ 役員の職務等について確認しましょう。

○理事、理事長	
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）が実際に行われているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、毎会計年度終了後作成された事業報告書等を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の代表権が理事長にのみに与えられていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っているか。
<input type="checkbox"/>	理事長及び理事は、監事の監査に協力しているか。
<input type="checkbox"/>	理事（理事長）と医療法人との利益相反事項については、特別代理人が選任されているか。 <利益相反取引の一例> 医療法人と理事長個人との間で行う不動産の売買契約や賃貸借契約 等

○監事	
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務及び財産状況について監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	<p>監事は、医療法人の業務、財産状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。</p> <p>厚生労働省から示されている「監事監査報告書」では、次のような項目を確認することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 事業報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していること。</p> <p>② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。</p> <p>③ 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。</p> <p>④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと。</p> </div>
<input type="checkbox"/>	監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、監事は、それを都道府県知事又は社員総会に報告しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の負債総額が100億円以上ある場合、公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましいとされていることを把握しているか。
<p>参照法令等</p> <p>(理事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 (法第46条の4第3項) ・ 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 (法第46条の4第4項) ・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。 (法第46条の4第5項) ・ 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。 (法第46条の4第6項) ・ 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 (法第51条第1項) ・ 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 (法第51条第2項) <p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。 (法第46条の4第1項) ・ 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。定款・寄附行為に明確に規定されていること。 (要綱I2(4)1、I2(4)1備考) ・ 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 (要綱I2(4)5) ・ 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。 (要綱III2 8) ・ 土地、建物の賃貸借、売買の場合 (要綱III2 8備考) ・ 個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合 ・ 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。 (法第48条の3第2項) ・ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。 (法第48条の3第3項) ・ 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。 (法第48条の3第5項) ・ 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 (モデル定款第11条) 	

(監事)

- ・ 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 (略)
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- ・ 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。
- ・ 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。
- ・ 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。
- ・ 特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
- ・ 第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等
 - 1 医療機関債を発行できる医療法人
 - ② 医療法人運営管理指導要綱(平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が1億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合を除く。)若しくは一会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほか、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

(法第46条の4第7項第1号～第7号)

(要綱I2(6)2)

(要綱I2(6)3)

(要綱I2(6)4)

(要綱I2(6)4備考)

「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成25年8月9日医政発0809第4号)

Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト

1. 財団医療法人の基礎知識

財団医療法人では、理事、監事のほか、医療法の定めにより理事の定数を超える数の評議員をもって組織する評議員会を設置することが求められます（法第49条第2項参照）。

評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、その諮問に答え、役員から報告を徴することができることとされています（法第49条の3第1項）。

2. 評議員会の運営に関するチェックリスト

(1) 評議員会への諮問事項・議決事項

モデル寄附行為等では、次の①～⑧の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとされています（なお、議決を要するものとすることも可能。）。また、⑨⑩の事項については、議決を要するものとされています。

評議員会への諮問事項・議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ 理事及び監事の選任 ⑩ 医療機関債の発行、購入 ⑪ その他重要な事項
<p>参照法令等：【法】第49条の2第1項、第49条の2第2項、第55条3項、第57条第3項 【要綱】I 5(2)2備考 【モデル寄附行為】第15条第1項、第22条第1項、第22条第2項、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条 【通知】「医療機関債」発行等のガイドラインについて 第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）</p>

(2) チェックリスト

① 評議員会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	評議員会は理事の定数を超える数の評議員をもって組織しているか。	
<input type="checkbox"/>	評議員会は、理事長が招集しているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、定足数の充足（総評議員の過半数の出席）が確認されているか。	
<input type="checkbox"/>	開会に際して、議長の選任手続が行われているか。	
<input type="checkbox"/>	評議員 1 人につき 1 個の議決権及び選挙権を行使しているか。	
<input type="checkbox"/>	医療法又は寄附行為の規定によって議決権を制限等される評議員（例：法第 49 条第 8 項、モデル寄附行為第 26 条）が議決に加わっていないか。	
<input type="checkbox"/>	評議員会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。	
<input type="checkbox"/>	寄附行為における議決要件の特則（例：一定の議案については、評議員の総数の〇分の〇以上の同意を要する旨）の有無・内容が把握されているか。	
<input type="checkbox"/>	書面による議決権の行使について、寄附行為所定のルールが遵守されているか。	
<input type="checkbox"/>	代理人による議決権の行使について、寄附行為所定のルールが遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会は、理事長が招集する。 ・ 評議員会に、議長を置く。 ・ 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 ・ 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。 ・ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。 ・ 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 ・ 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 一～六（略） ・ 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。 ・ 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 ・ 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1)～(9)（略） ・ 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとするすることができる。 ・ 財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ①～⑨ 略 ・ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ・ 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 前項（モデル寄附行為第 23 条第 2 項）の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 		<p>(法第 49 条第 3 項) (法第 49 条第 4 項) (モデル寄附行為第 21 条第 2 項) (法第 49 条第 5 項) (法第 49 条第 6 項) (モデル寄附行為第 24 条) (法第 49 条第 7 項) (法第 49 条第 8 項) (法第 49 条の 2 第 1 項) (法第 49 条の 2 第 2 項) (法第 49 条の 3 第 2 項) (モデル寄附行為第 22 条第 1 項) (モデル寄附行為第 22 条第 2 項) (要綱 I 5 (2) 備考) (モデル寄附行為第 23 条第 1 項) (モデル寄附行為第 23 条第 2 項) (モデル寄附行為第 23 条第 3 項)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 	(モデル寄附行為第 26 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければならない。 	(モデル寄附行為第 28 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前項(モデル寄附行為第 29 条第 1 項)第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員会の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。 	(モデル寄附行為第 29 条第 2 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。 	(モデル寄附行為第 32 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 	(モデル寄附行為第 25 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 	(モデル寄附行為第 25 条第 2 項)

② 評議員会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該会議の実態に即しているか(書式例等をそのまま使用していないか。)	
<input type="checkbox"/>	議事録には、以下の事項が記録されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催年月日及び開催時刻 ・ 開催場所 ・ 出席者氏名(定数) ・ 議案 ・ 議案に関する発言内容 ・ 議案に関する表決結果 ・ 議事録署名人の署名、署名年月日 	
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。	
参照法令等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 ・ 議事録記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名(定数) ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 		(要綱 I 5(3)1) (要綱 I 5(3)1 備考)

3. 理事会運営に関するチェックリスト

(1) 議決事項

モデル寄附行為等では、次の事項について、理事会の議決を要するものとされています。

議決事項
<ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ 理事長の選出 ⑩ 病院、診療所等の管理者の任免 ⑪ 医療機関債の発行、購入 ⑫ その他の重要な事項
<p>参考法令等：【法】第46条の4第3項、第57条第3項 【要綱】I 5（2）2備考、要綱Ⅲ1（1）1、要綱Ⅲ3（3）2 【モデル寄附行為】第7条第2項、第10条、第13条、第15条第2項、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条 【通知】「医療機関債」発行等のガイドラインについて 第2、第3（平成25年8月9日 医政発0809第4号）</p>

(2) チェックリスト

① 理事会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	寄附行為における理事会設置の有無を把握しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会と他の会議体（評議員会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。

② 理事会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の招集権者が招集手続を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事に対しても開催日時・付議事項が事前に伝えられているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の定足数（例：理事の半数以上）が充足しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為所定の者が議長を務めているか。
<input type="checkbox"/>	理事1人につき1個の議決権及び選挙権を行使しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為によって議決権を制限等されている理事（例：モデル寄附行為第20条第4項但し書き）が議決に加わっていないか。

<input type="checkbox"/>	理事会の議事は、寄附行為で別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。
<input type="checkbox"/>	寄附行為における議決要件の特則（例：一定の議案については、その議決に理事の総数の〇分の〇以上の同意を要する旨）の有無・内容が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	書面又は代理人による議決権の行使について寄附行為所定のルールが遵守されているか。
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。 （法第46条の4第3項） 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 （モデル寄附行為第20条第1項） 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。 （モデル寄附行為第20条第2項） 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。 （モデル寄附行為第20条第3項） 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 （モデル寄附行為第20条第4項） 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （モデル寄附行為第20条第5項） この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 （モデル寄附行為第28条） 前項（モデル寄附行為第29条第1項）第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。 （モデル寄附行為第29条第2項） 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。 （法第57条第3項） 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。 （モデル寄附行為第32条） 	

③ 理事会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該理事会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか）。
<input type="checkbox"/>	<p>議事録には、以下の事項が記録されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催年月日及び開催時刻 開催場所 出席者氏名（定数） 議案 議案に関する発言内容 議案に関する表決結果 議事録署名人の署名、署名年月日
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 （要綱I5(3)1） 議事録記載事項は次のとおり （要綱I5(3)1備考） <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	

4. 評議員の選任等に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、法第 49 条の 4 第 1 項の次の資格要件を備えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（1号） ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（2号） ・ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（3号） ・ 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者（4号） 		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはいないか。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、全て、存命の自然人か。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員は、寄附行為に定めた手続（例：理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。）に従って選任されているか。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われているか。</p>		
<p>参照法令等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 	<p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員となる者は、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。 ・ 自然人であること。 ・ 必ず選任する必要があること。任期を定めることが望ましいこと。 ・ 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ・ 評議員は、役員を兼ねることはできない。 ・ 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 ・ 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 	<p>(法第 49 条の 4 第 1 項)</p> <p>(法第 49 条の 4 第 2 項) (要綱 I 3 1) (要綱 I 3 2 備考) (モデル寄附行為第 17 条第 1 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 17 条第 2 項)</p> <p>(要綱 I 3 5) (要綱 I 3 6)</p>		

5. 役員に関するチェックリスト

① 役員 の 資格要件等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	役員は、全て、存命の自然人であるか。
<input type="checkbox"/>	役員 の 選任（再任を含む。）に際して、その候補者につき、法第46条の2第2項で規定されている次の欠格事由の有無がチェックされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人（第1号） ・ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第2号） ・ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第3号）
<input type="checkbox"/>	医療法人の役員と、当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）に出席することが明らかに困難な者が名目的に理事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、医師又は歯科医師である理事の中から選出されているか。
<input type="checkbox"/>	例外的に、医師又は歯科医師ではない理事の中から理事長を選出する場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を受けているか。
<input type="checkbox"/>	監事の兼職制限（法第48条）に抵触していないか。
<input type="checkbox"/>	監事は、他の役員と親族等の特殊の関係を有していないか。
<input type="checkbox"/>	監査業務を履行することが明らかに困難な者が名目的に監事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に就任しているか。
<input type="checkbox"/>	管理者の一部を理事に加えない場合には、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか（医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合）。
<input type="checkbox"/>	管理者と当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
参照法令等 （共通項目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事由に該当していないこと。（選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。） ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 	
	（要綱I2(3)2） （法第46条の2第2項第1号～第3号）

- 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 自然人であること。
- ・ 医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
- ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ④ 開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - ウ 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

(要綱 I 2 (3) 1)
(要綱 I 2 (3) 2備考)

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)

(理事) (管理者)

- ・ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。
- ・ 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- ・ 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。
- ・ 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- ・ 理事の職への再任を妨げるものではない。
- ・ 管理者を理事に加ええないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。
- ・ 第1 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 1 医療機関の開設者に関する確認事項
 - (2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。
 - ③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

(要綱 I 2 (5) 3)

(要綱 III 1 (1) 1)
(法第 47 条第 1 項)

(法第 47 条第 2 項)
(モデル寄附行為第 15 条第 4 項備考)
(要綱 I 2 (5) 2備考)

「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政総発 0330 第 4 号、医政指発 0330 第 4 号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知)

(理事長)

- ・ 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。
- ・ 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章（次条第二項を除く。）の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

(法第 46 条の 3 第 1 項)

(法第 46 条の 3 第 2 項)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合 ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定医療法人又は社会医療法人 ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人 ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 ③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 ・ 第一 医療法人制度に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 5 医療法人の理事長 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) (略) (4) (3) に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。 この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。 (5) (3) 及び (4) の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。 	<p>(要綱 I 2 (4) 4 備考)</p> <p>「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(平成 24 年 3 月 30 日 医政発 0330 第 26 号 厚生労働省医政局長通知)</p>
<p>(監事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 ・ 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 ・ 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当ではなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。 	<p>(法第 48 条)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 1)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 5)</p>

② 役員の定数・任期等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	<p>3名以上の理事及び1名以上の監事を置いているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>例外として、3名未満の理事しか置かない場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員に欠員が生じていないか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員に欠員が生じている場合、その状態が放置されていないか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>各役員の任期（始期と終期）を特定できているか（2年を超えることはできない。）。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>役員の任期満了前に改選手続（再任の場合を含む。）が行われているか。</p>
<p>参照法令等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くもつて足りる。 ・ 理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務す 	<p>(法第 46 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 3 備考)</p>

<p>る診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 ・ 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。 ・ 役員の欠員が生じていないこと。 ・ 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 ・ 任期の切れている役員がいないこと。 ・ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 <p>・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。</p> <p>・ 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>(要綱 I 2 (1) 4) (法第 48 条の 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 5) (法第 46 条の 2 第 3 項) (要綱 I 2 (2) 4) (モデル寄附行為第 18 条第 2 項) (法第 46 条の 4 第 5 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 18 条第 3 項)</p>
---	--

③ 役員の選任・退任について確認しましょう。

(なお、主な退任事由に、任期満了、辞任、死亡等があります。)

<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた就任承諾書等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任の場合を含む。）に際して、寄附行為所定の手続（例：評議員会の選任決議）が履行されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の選任手続の履行を証する書類（例：評議員会議事録、就任承諾書）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の辞任に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた辞任届等の提出）がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の退任手続の履行を証する書類（例：評議員会議事録、辞任届）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	役員の変更の都度、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に役員変更の届出を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿の作成・備置きはなされているか。	
<input type="checkbox"/>	役員名簿は、役員の就任・退任の都度、更新されているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 ・ 理事及び監事は、評議員会において選任する。 <p>・ 医療法人は、その役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> ・ 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 ・ 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 ・ 役員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 		<p>(要綱 I 2 (2) 1、I 2 (2) 1 備考) (モデル寄附行為第 15 条第 1 項) (施行令第 5 条の 13)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (1) 1) (要綱 I 2 (1) 1 備考)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任関係書類が整備されていること。 ・ 選任関係書類は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 	<p>(要綱Ⅰ 2(2)2) (要綱Ⅰ 2(2)2備考)</p>
--	--------------------------------------

④ 理事長の選出等について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	理事の選任手続とは別に、寄附行為所定の理事長の選出手続（例：理事の互選）が履行されているか（再任の場合を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出手続の履行を証する書類（例：議事録）が作成・保管されているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長の選出（再任の場合を含む。）の都度、理事長変更の登記申請がなされているか。	
<input type="checkbox"/>	理事長変更の登記後、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に登記済報告書が提出されているか。	
<input type="checkbox"/>	寄附行為に、理事長に事故があった場合等の理事の代行順位を予め定める旨の規定が存在する場合、その代行順位が現に定められているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、理事の互選によって定める。 ・ 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。 ・ 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ・ 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <ol style="list-style-type: none"> ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 		
		<p>(モデル寄附行為第15条第2項) (法第46条の4第2項)</p> <p>(モデル寄附行為第16条第3項) (要綱Ⅰ 2(4)2)</p> <p>(法第43条第1項)</p> <p>(法第43条第2項)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 1、Ⅲ 4 1備考) (要綱Ⅲ 4 2) (要綱Ⅲ 4 2備考) (施行令第5条の12)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 4)</p>

⑤ 役員の職務等について確認しましょう。

○理事、理事長	
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）が実際に行われているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、毎会計年度終了後作成された事業報告書等を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の代表権が理事長にのみに与えられていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行って

	いるか。
<input type="checkbox"/>	理事長及び理事は、監事の監査に協力しているか。
<input type="checkbox"/>	理事（理事長）と医療法人との利益相反事項については、特別代理人が選任されているか。 <利益相反取引の一例> 医療法人と理事長個人との間で行う不動産の売買契約や賃貸借契約 等
○監事	
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務及び財産状況について監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務、財産状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会又は理事に提出しているか。 厚生労働省から示されている「監事監査報告書」では、次のような項目を確認することとされています。 ① 事業報告書は法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示していること。 ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。 ③ 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。 ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないこと。
<input type="checkbox"/>	監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、監事は、それを都道府県知事又は評議員会に報告しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の負債総額が100億円以上ある場合、公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましいとされていることを把握しているか。
参照法令等	
(理事)	
・ 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。	(法第46条の4第3項)
・ 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。	(法第46条の4第4項)
・ 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。	(法第46条の4第5項)
・ 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。	(法第46条の4第6項)
・ 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	(法第51条第1項)
・ 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。	(法第51条第2項)
(理事長)	
・ 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。	(法第46条の4第1項)
・ 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。定款・寄附行為に明確に規定されていること。	(要綱I2(4)1、I2(4)1備考)
・ 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。	(要綱I2(4)5)
・ 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。	(要綱III2 8)
・ 土地、建物の賃貸借、売買の場合	(要綱III2 8備考)
・ 個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合	
・ 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評	(法第49条第5項)

<p>議会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 ・ 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 	<p>(法第 49 条の 3 第 2 項)</p> <p>(モデル寄附行為第 8 条)</p>
<p>(監事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の職務は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 医療法人の業務を監査すること。 二 医療法人の財産の状況を監査すること。 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。 五 (略) 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 ・ 当該法人の業務及び財産の状況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。 ・ 監査報告書が作成され、会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。 ・ 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ・ 特に負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。 ・ 第 2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等 <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関債を発行できる医療法人 <ol style="list-style-type: none"> ② 医療法人運営管理指導要綱(平成 2 年 3 月 1 日付健政発第 110 号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。)の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債 100 億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が 100 億円以上となる場合を含め負債総額が 100 億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が 1 億円以上(ただし、銀行がその全額を引き受ける場合を除く。)若しくは一会計年度における購入人数が 50 人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほか、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。 	<p>(法第 46 条の 4 第 7 項第 1 号～第 7 号)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 2)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 3)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 4)</p> <p>(要綱 I 2 (6) 4 備考)</p> <p>「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成 25 年 8 月 9 日 医政発 0809 第 4 号)</p>

IV 社会医療法人のための付加的チェックリスト

1. 社会医療法人の基礎知識

社会医療法人は、医療法人の非営利性の徹底等のため、また、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）など、特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を都道府県知事が社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（法第42条の2参照）。

2. チェックリスト

(1) 社会医療法人の認定要件に関するチェックリスト【社団・財団共通】

社会医療法人の認定を受けるためには、次に示す①～④の要件に該当することが必要です。その他、社会医療法人の運営に際し、理事会の運営に関する事項（56 ページ【参考】①）が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていることが必要とされています（「社会医療法人の認定について」平成24年3月30日 医政発0330第26号）。

これらの要件は、「社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類」として毎年、事業報告書とともに提出する義務があるため、認定後も継続して整備しておく必要があります。

なお、社会医療法人の認定要件については、前述の厚生労働省通知「社会医療法人の認定について」にて、より詳しい内容が示されておりますので、チェックリストと併せて確認して下さい。

① 同一親族等関係者の制限

<input type="checkbox"/>	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
<input type="checkbox"/>	社団医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
<input type="checkbox"/>	財団医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないか。						
* <u>特殊の関係がある者</u> とは、以下のことをいう（規則第30条の35）。 法第42条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。							
<table border="1"><tbody><tr><td>1</td><td>親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの</td></tr><tr><td>2</td><td>親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</td></tr><tr><td>3</td><td>前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</td></tr></tbody></table>		1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの	2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの	3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの						
2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの						
3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの						

参照法令等：【法】第42条の2第1項第1号～3号

【規則】第30条の35

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

② 救急医療等確保事業に係る業務

<input type="checkbox"/>	<p>救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っているか。</p> <p>* 「救急医療等確保事業」とは、以下のことをいう（法第30条の4第2項第5号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救急医療 ロ 災害時における医療 ハ へき地の医療 ニ 周産期医療 ホ 小児医療（小児救急医療を含む。） ヘ イからホの医療のほか、都道府県知事がある都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
<input type="checkbox"/>	<p>救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備 ② 当該業務を行うための体制 ③ 当該業務の実績 <p>* ①～③の各基準の詳細については、「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）別添1を参照（242ページ）</p>
<p>参照法令等：【法】第42条の2第1項第4号～5号、第30条の4第2項第5号</p> <p>【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）</p>	

③ 公的な運営に関する要件

<input type="checkbox"/>	理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上であるか。
<input type="checkbox"/>	<p>社団医療法人である場合にあっては当該社団医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団医療法人である場合にあっては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されているか。</p>
<input type="checkbox"/>	財団医療法人である場合にあっては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱しているか。
<input type="checkbox"/>	<p>他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであるか。監事についても、同様であるか。</p>

□	理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているか。
□	事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであるか。
□	事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであるか（ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は除く。）。
□	<p>毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えていないか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 遊休財産額については、規則第 30 条の 35 の 2 第 2 項参照。</p>
□	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないか。（ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は除く。）。
□	当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないか。
□	<p>社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{社会保険診療} + \text{労災保険診療} + \text{健康診査} + \text{助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額(事業収益の合計額)}} > 80\%$ </div> <p style="text-align: center;">出所：計算式について「医療法人の相続・事業承継と税務対策」（青木恵一著）参照</p>
□	自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているか。
□	医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であるか。

参照法令等：【法】第42条の2第1項第6号

【規則】第30条の35の2第1項第1号～2号、第30条の35の2第2項

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

④ 残余財産の帰属先の制限

- 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めているか。

参照法令等：【法】第42条の2第1項7号

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）

【参考】 その他社会医療法人の運営に関する事項

① 理事会の開催・運営について【共通】

社会医療法人の運営に際しては、すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていることが必要とされています（「社会医療法人の認定について」平成24年3月30日 医政発0330第26号）。社会医療法人定款例においては第25条に、社会医療法人寄附行為例には第22条に規定されています。

<input type="checkbox"/>	理事会は、理事長が招集し、その議長となっているか。
<input type="checkbox"/>	理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会の開催に際して、定足数の充足（理事総数の過半数の出席）が確認されているか。
<input type="checkbox"/>	下記の①～⑧に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決により決しているか。その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。 ① 定款又は寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ⑥ 収支予算及び決算の決定 ⑦ 剰余金又は損失金の処理 ⑧ 借入金額の最高限度の決定
<input type="checkbox"/>	理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有するか。議決権を制限される理事（理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者）が、当該事項につきその議決権を行使していないか。
<input type="checkbox"/>	理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使しているか。
参照法令等：【通知】「社会医療法人の認定について」（平成24年3月30日 医政発0330第26号）	

② 理事会の議決事項について【共通】

社会医療法人定款例、社会医療法人寄附行為例や要綱では、以下の事項について理事会の議決を要するものとされています。

理事会の議決事項
① 定款又は寄附行為の変更
② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

- ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- ⑥ 収支予算及び決算の決定
- ⑦ 剰余金又は損失金の処理
- ⑧ 借入金額の最高限度の決定
- ⑨ 理事長の選出
- ⑩ 病院、診療所等の管理者の任免
- ⑪ その他重要な事項

参照法令等：【要綱】Ⅲ 1 (1) 1

【社会医療法人定款例】第 16 条第 3 項、第 25 条第 4 項、第 28 条、第 37 条

【社会医療法人寄附行為例】第 16 条第 3 項、第 22 条第 4 項、第 24 条、第 28 条、第 29 条第 1 項第 1 号、第 29 条第 2 項、第 32 条

③ 社員総会の議決事項について【社会医療法人社団】

社会医療法人定款例では、以下の事項について社員総会の議決を要するものとされています。

社員総会の議決事項
<ol style="list-style-type: none"> ① 定款の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し ⑥ 収支予算及び決算の決定 ⑦ 剰余金又は損失金の処理 ⑧ 借入金額の最高限度の決定 ⑨ 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 ⑩ 社員の入社及び除名 ⑪ 本社の解散 ⑫ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑬ 理事及び監事の選任 ⑭ その他重要な事項
<p>参照法令等：【社会医療法人定款例】第 16 条第 1 項、第 28 条、第 33 条、第 34 条第 1 項第 2 号、第 34 条第 2 項、第 37 条</p>

④ 評議員会の議決事項について【社会医療法人財団】

社会医療法人寄附行為例では、以下の事項について評議員会の議決を要するものとされています。

評議員会の議決事項
<ol style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

- ⑤ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- ⑥ 収支予算及び決算の決定
- ⑦ 剰余金又は損失金の処理
- ⑧ 借入金額の最高限度の決定
- ⑨ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- ⑩ 本財団の解散
- ⑪ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑫ 理事及び監事の選任
- ⑬ その他重要な事項

参照法令等：【社会医療法人寄附行為例】第16条第1項、第24条、第28条、第29条第1項第1号、第29条第2項、第32条

* その他のチェックリスト項目については、適宜「Ⅱ 社団医療法人のためのチェックリスト」、「Ⅲ 財団医療法人のためのチェックリスト」を参照してください。また、社会医療法人債の発行については、法第54条の2以下を参照してください。

V その他運営全般に関するチェックリスト（共通）

1. 自法人の業務について

<input type="checkbox"/>	法第 39 条（本来業務）の医療施設が現存し、事業を継続しているか。	
<input type="checkbox"/>	法第 42 条（附帯業務）を行う場合には、定款変更又は寄附行為変更の手続きをとっているか。	
<input type="checkbox"/>	【社会医療法人以外の場合】収益業務は行っていないか。	
<input type="checkbox"/>	【社会医療法人の場合】収益業務は、通知に定められた事業の範囲で行っているか。 「厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務」（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 92 号）	
<input type="checkbox"/>	自法人の定款又は寄附行為に規定された業務に該当しない業務を行っていないか。	
<input type="checkbox"/>	新たに事業を開設、廃止するなど事業内容に変更があった際、定款・寄附行為変更を行っているか。	
<input type="checkbox"/>	自法人の定款又は寄附行為に規定された業務は現に行われているか。	
<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。 (法第 39 条第 1 項) ・ 前項の規定による法人は、医療法人と称する。 (法第 39 条第 2 項) ・ 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。 第 1 号～第 8 号（略） (法第 42 条の 2 第 1 項) ・ 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。 第 1 号～第 7 号（略） ・ 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。 (要綱Ⅱ 1 2) ・ 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。 (要綱Ⅱ 1 3) ・ 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。 (要綱Ⅱ 2 1) 		
<p>法第 42 条の附帯業務の内容・範囲等は通知等で改正されることがあるので、定期的に厚生労働省の「医療法人・医業経営のホームページ」を確認してください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html</p>		

2. 定款又は寄附行為について

<input type="checkbox"/>	現在効力を有する定款又は寄附行為（最新の定款又は寄附行為）が自法人内で明確に特定されているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の改正履歴が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	役員並びに各部署の責任者（例：事務長）が定款又は寄附行為の内容を十分に把握しているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の内容は、現行の法令等に適合しているか（アップデートを怠っていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の規定内容と実際の運用が乖離していないか（定款又は寄附行為の規定を無視した運用がなされていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に際して、定款又は寄附行為に定められた手続きが履行されているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に際して、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）への認可申請又は届出がなされているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に細則の存在を前提とした規定がある場合、その細則が現に定められているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更により、登記事項が変更となる場合（例：医療法人の名称変更、事務所の所在地の変更、新たな医療機関の開設等）、登記期間内に変更登記の手続きを行っているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更に関する登記をした後は、遅滞なく登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。

参照法令等

<ul style="list-style-type: none"> 【社団】【社会医療法人社団】社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 定款変更、寄附行為の変更 	<p>（法第48条の3第10項）</p> <p>（要綱I12）</p> <p>（要綱I5(2)2備考）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 【社団】【社会医療法人社団】この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。 	<p>（モデル定款第31条）</p> <p>（社会医療法人定款例第33条）</p> <p>（改正前モデル定款第26条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 【経過措置型医療法人】社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。 三 寄附行為の変更 	<p>（法第49条の2第1項第3号）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 【財団】【社会医療法人財団】前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。 	<p>（法第49条の2第2項）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 【財団】この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 	<p>（モデル寄附行為第28条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 【社会医療法人財団】この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。 	<p>（社会医療法人寄附行為例第28条）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 	(法第 50 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 	(法第 50 条第 3 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 	(法第 43 条第 1 項)
<ul style="list-style-type: none"> 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 	(法第 43 条第 2 項)
<ul style="list-style-type: none"> 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 	(施行令第 5 条の 12)
<ul style="list-style-type: none"> 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 	(要綱Ⅲ 4 4)

3. 予算について

<input type="checkbox"/>	会計年度は、定款又は寄附行為で任意の 1 年の期間を定めているか。	
<input type="checkbox"/>	収支予算は、毎会計年度開始前に定款又は寄附行為に定められた手続を経て決定しているか。	
<input type="checkbox"/>	収支予算に変更を加える際は、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ているか。	
<p>参照法令等 (会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 【社団】本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。社員総会のみでの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることが望ましい。 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 【財団】【社会医療法人財団】前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。 【財団】本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。 【財団】次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 【社会医療法人社団】第 28 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 【社会医療法人社団】次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 【社会医療法人財団】第 24 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 【社会医療法人財団】次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。 		

4. 決算～登記の手続について

(1) 社会医療法人以外の場合

<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類が作成されているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、自法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	決算は、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経て決定しているか。
<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類、監事の監査報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為とともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類及び監事の監査報告書が各事務所に備え置かれているか。
<input type="checkbox"/>	資産の総額（貸借対照表上の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。
<input type="checkbox"/>	変更登記後は、その都度、遅滞なく、登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に提出しているか。
<p>参照法令等</p> <p>(決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 (法第51条第1項) 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 (法第51条第2項) 決算書（案）は、社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 (要綱Ⅲ3(5)4) 監事の職務は、次のとおりとする。 (法第46条の4第7項第3号) <ul style="list-style-type: none"> 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該毎会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 【社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (モデル定款第24条第1項第4号) <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 【財団】 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。 (法第49条の3第2項) 【財団】 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (モデル寄附行為第22条第1項第4号) <ul style="list-style-type: none"> (4) 収支予算及び決算の決定 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 (要綱Ⅰ5(2)2備考) <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 決算と予算との間で、大幅に違い科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 (要綱Ⅲ3(5)2) <p>(決算の届出、登記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。 (法第52条第1項) <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 監事の監査報告書 三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医 (モデル定款第15条第3 	

<p>療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 登記期間 ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。） 三 定款又は寄附行為 	<p>項備考・モデル寄附行為第12条第3項備考） （法第43条第1項）</p> <p>（法第43条第2項）</p> <p>（要綱Ⅲ4 3） （要綱Ⅲ4 3備考）</p> <p>（要綱Ⅲ4 3備考）</p> <p>（施行令第5条の12）</p> <p>（要綱Ⅲ4 4）</p> <p>（法第51条の2第1項）</p>
---	---

(2) 社会医療法人の場合

<input type="checkbox"/>	<p>毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類が作成されているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表も作成する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を監事に提出しているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表も提出する。 また、社会医療法人債発行法人については、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があるため、理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>監事は、自法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、公認会計士又は監査法人は、公認会計士又は監査法人の監査報告書を作成し、提出する。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>決算は、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経て決定しているか。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類、監事の監査報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書も届け出る。</p>

□	<p>定款又は寄附行為とともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類及び監事の監査報告書が各事務所に備え置かれているか。</p> <p>社会医療法人債発行法人については、上記に加えて、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書も備え置く。</p>
□	<p>資産の総額（貸借対照表の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。</p>
□	<p>変更登記後は、その都度、遅滞なく、登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に提出しているか。</p>
<p>参照法令等</p>	
<p>(決算)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。 ・ 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類 ・ 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。 ・ 社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。 ・ 法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行法人である社会医療法人とする。 ・ 決算書（案）は、社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 ・ 監事の職務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該毎会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。 ・ 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ④ 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人社団】 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項について理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとことによる。 ・ 【社会医療法人財団】 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (6) 収支予算及び決算の決定 ・ 【社会医療法人財団】 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 決算と予算との間で、大幅に違い科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 	<p>(法第51条第1項)</p> <p>(規則第33条第1項第1号)</p> <p>(規則第33条第1項第2号、第2項(略))</p> <p>(法第51条第2項)</p> <p>(法第51条第3項)</p> <p>(規則第33条第3項)</p> <p>(要綱Ⅲ3(5)4)</p> <p>(法第46条の4第7項第3号)</p> <p>(要綱Ⅰ5(2)2備考)</p> <p>(社会医療法人定款例第28条第1項第6号)</p> <p>(社会医療法人定款例第25条第4項)</p> <p>(社会医療法人寄附行為例第24条第1項第6号)</p> <p>(社会医療法人寄附行為例第22条第4項)</p> <p>(要綱Ⅲ3(5)2)</p>
<p>(決算の届出、登記)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 監事の監査報告書 三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書 ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算 	<p>(法第52条第1項)</p> <p>(社会医療法人定款第13条第3項備考・社会医療法人寄附行為第13条第3項備考)</p> <p>(法第43条第1項)</p>

<p>の結了の各場合に、登記をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。 ・ 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 ・ 登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ③ 資産の総額は毎会計年度終了後 2 月以内 ・ 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 ・ 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 前項（法第 51 条の 2 第 1 項）各号に掲げる書類 二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。） 	<p>（法第 43 条第 2 項）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 3） （要綱Ⅲ 4 3 備考）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 3 備考）</p> <p>（施行令第 5 条の 12）</p> <p>（要綱Ⅲ 4 4）</p> <p>（法第 51 条の 2 第 2 項）</p>
--	--

コラム 剰余金の配当禁止

医療法人は配当が禁止されているため（法第 54 条）、決算の結果剰余金が生じても、利益を分配することはできません。剰余金が生じた場合は、施設整備、医療機器の整備、医療従事者の待遇改善等に充てるほかは、積立金として留保する必要があるとされています。また、事実上利益の分配とみなされる行為も法第 54 条の配当禁止規定に抵触しますので注意しましょう。事実上利益の分配とみなされる例として、役員等特定の人のみを使用する福利厚生施設の所有などがあげられます。

5. 自法人内部の事務処理等について

<input type="checkbox"/>	基本財産と運用財産とは明確に区分管理されているか。	
<input type="checkbox"/>	基本財産を処分したり又は担保に提供してはいないか。例外的に処分又は担保に供する場合には、定款又は寄附行為で定めた手続を経ているか。	
<input type="checkbox"/>	借入を行うにあたっては、定款又は寄附行為で定めた所定の手続を経ているか。	
<input type="checkbox"/>	会計帳簿が整理され、証ひょう書類が保存されているか。	
<input type="checkbox"/>	預金口座、通帳は法人名義になっているか。	
<input type="checkbox"/>	第三者との法律行為（例：契約）について、それを証する文書（例：契約書）が作成されているか。	
<input type="checkbox"/>	代表印の管理・使用に関する事項がルール化されているか。	
<input type="checkbox"/>	銀行届出印及び通帳の管理・使用に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。	
<input type="checkbox"/>	決裁に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。	
<input type="checkbox"/>	出納管理を1名の担当者に委ね切っていないか。	
<input type="checkbox"/>	債権（例：未収金、貸付金）の回収が放置されていないか。	
<input type="checkbox"/>	契約書等の調印前に、その内容が理事会等で精査されているか。	
<input type="checkbox"/>	調印した契約書等の規定内容は遵守されているか。	
<p>参照法令等</p> <p>(資産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。 ・ 前項の資産に関して必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。 ・ 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・ 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 ・ 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。 ・ 社員総会の議決事項、財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ⑥ 借入金額の最高限度額の決定 ・ 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続を経、適正になされていること。 ・ 所定の手続を経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 ・ 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 ・ 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 ・ 借入金は全て証書で行われていること。 ・ 【社団】基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとするのが望ましい。 ・ 【財団】【社会医療法人財団】次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ・ 【財団】基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由の 		<p>(法第41条第1項)</p> <p>(法第41条第2項)</p> <p>(規則第30条の34)</p> <p>(要綱Ⅲ2 1)</p> <p>(要綱Ⅲ2 2)</p> <p>(要綱Ⅰ5(2)2備考)</p> <p>(要綱Ⅲ2 4)</p> <p>(要綱Ⅲ2 4備考)</p> <p>(要綱Ⅲ2 5)</p> <p>(要綱Ⅲ3(3)2)</p> <p>(要綱Ⅲ3(3)3)</p> <p>(モデル定款第10条第2項、第10条第2項備考)</p> <p>(法第49条の2第1項第1号)</p> <p>(モデル寄附行為第7条)</p>

<p>ある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【社会医療法人社団】 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> （2）基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） （8）借入金額の最高限度の決定 ・ 【社会医療法人社団】 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数の議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 【社会医療法人財団】 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> （2）基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） （8）借入金額の最高限度の決定 ・ 【社会医療法人財団】 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・ 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。 ・ 賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・ 現金保管については、保管責任が明確にされていること。 ・ 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 ・ 預金口座、通帳は法人名義になっていること。 ・ 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。 	<p>第2項、第7条第2項備考） （社会医療法人定款例第28条第1項第2号、第8号） （社会医療法人定款例第25条第4項）</p> <p>（社会医療法人寄附行為例第24条第1項第2号、第8号） （社会医療法人寄附行為例第22条第4項）</p> <p>（要綱Ⅲ2 7） （要綱Ⅲ2 7備考） （要綱Ⅲ3（2）2） （要綱Ⅲ3（4）1） （要綱Ⅲ3（4）2） （要綱Ⅲ3（6）2）</p>
--	--

6. 登記について

<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】資産の総額（貸借対照表の純資産額）について、毎会計年度終了後2月以内に、変更の登記をしているか。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】理事長の変更登記（例：再任、住所変更、改姓等も含む。）は、変更の都度行っているか。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】定款又は寄附行為の変更により登記事項が変更となる場合（例：医療法人の名称変更、事務所の所在地の変更、新たな医療機関の開設）、登記期間内に変更登記の手続きを行っているか。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>【再掲】変更登記の都度、遅滞なく登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。</p>	
	<p>参照法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 ・ 前項の登記において（設立の登記）、次に掲げる事項を登記しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 目的及び業務 二 名称 三 事務所の所在場所 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 六 資産の総額 ・ 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ・ 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。 	<p>（要綱Ⅲ4 1備考）</p> <p>（組合等登記令第2条第2項）</p> <p>（法第43条第1項）</p> <p>（法第43条第2項）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 ・ 理事長のみの登記がなされていること。 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・ 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 ・ 登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・ 資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・ 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。 ・ 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 	<p>(要綱Ⅲ 4 1)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 2)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 2 備考)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3 備考)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 3 備考)</p> <p>(令第5条の12)</p> <p>(要綱Ⅲ 4 4)</p>
--	---

7. 医療法人が備えて置くべき書類について

<input type="checkbox"/>	<p>【社会医療法人以外の場合】 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書その他厚生労働省令で定める書類</p> <p>【社会医療法人の場合】 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">社会医療法人債発行法人については、上記に加え、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書</p>	
<input type="checkbox"/>	社員名簿（社団の場合）	
<input type="checkbox"/>	評議員名簿（財団の場合）	
<input type="checkbox"/>	社員の入社、退社に関する書類	
<input type="checkbox"/>	役員名簿	
<input type="checkbox"/>	役員の選任、退任に関する書類	
<input type="checkbox"/>	定款、寄附行為	
<input type="checkbox"/>	議事録	
<input type="checkbox"/>	会計帳簿類	
<input type="checkbox"/>	設立当時の財産目録	
<input type="checkbox"/>	認可書、許可書等	
	<p>参照法令等</p> <p>（決算書類、定款、寄附行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業報告書等 二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。） 三 定款又は寄附行為 	<p>(法第51条の2第1項)</p>

<ul style="list-style-type: none"> 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 前項各号に掲げる書類 二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。） 	(法第51条の2第2項)
<p>(会計帳簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 	(要綱Ⅲ3(4)1)
<p>(社員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 社員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合 	(法第48条の3第1項) (要綱Ⅰ4(1)1) (要綱Ⅰ4(1)1備考)
<p>(社員入退社関係書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。 	(要綱Ⅰ4(2)3)
<p>(役員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 役員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 	(要綱Ⅰ2(1)1) (要綱Ⅰ2(1)1備考)
<p>(役員選任関係書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選任関係書類が整備されていること。 選任関係書類は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 	(要綱Ⅰ2(2)2) (要綱Ⅰ2(2)2備考)
<p>(評議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。 	(要綱Ⅰ3 5)
<p>(議事録)</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。 議事録の記載事項が次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 	(要綱Ⅰ5(3)1) (要綱Ⅰ5(3)1備考)
<p>(設立当時の財産目録)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【社団】【社会医療法人社団】 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 【財団】【社会医療法人財団】 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 	(モデル定款第9条第2項、社会医療法人定款例第7条第2項) (モデル寄附行為第6条第2項、社会医療法人寄附行為例第7条第2項)

第3章 【要約版】社団医療法人のためのチェックリスト

- ※ 医療法人の多数を占める社団医療法人を対象として、本要約版を作成しました。
- ※ このチェックリストは、平成26年3月31日現在の法令等に基づいて作成されています。
- ※ なお、より正確な理解のためには、「第2章 医療法人の適正な運営に関するチェックリスト（組織・運営）」を併せてご活用下さい。

【要約版】 社団医療法人のためのチェックリスト（社会医療法人以外）

毎年確認することが望ましい項目（必須項目も含む）

1. 社員総会運営に関するチェックリスト

① 社員総会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員総会と他の会議体（理事会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	社員名簿が整備され、現在の全社員の氏名・住所等が正確に把握されているか。
<input type="checkbox"/>	社員総会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。
<input type="checkbox"/>	定時社員総会の開催時期に関する定款規定が遵守されているか。

② 社員総会の事前手続について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	招集通知が定款の規定どおりの方法で実行されているか。
<input type="checkbox"/>	招集通知は、社員総会の開催日より少なくとも5日前に行われているか。
<input type="checkbox"/>	招集通知には、会議の目的である事項が示されているか。
<input type="checkbox"/>	招集通知は、現在の全社員に対して漏れなく行われているか。

③ 社員総会の開催要件について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	開会に際して、定足数の充足が確認されているか。
<input type="checkbox"/>	定款における定足数の特則（例：一定の議案については、定足数を総社員の〇分の〇以上とする旨の規定）の有無・内容が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	開会に際して、議長の選任手続が行われているか。

④ 社員総会の議決について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	各議決事項について、議案の呈示・説明・審議・議決というプロセスがとられているか。
<input type="checkbox"/>	招集通知に記載されている事項について議決をしているか。
<input type="checkbox"/>	招集通知に示されていない事項を議決する場合、定款の例外規定（例：「ただし、急を要する場合はこの限りではない。」）が濫用されていないか。
<input type="checkbox"/>	議決権は、常に、社員1人あたり1個とされているか。
<input type="checkbox"/>	医療法又は定款の規定によって議決権を制限される社員（例：法第48条の3第11項、法第48条の4第3項、モデル定款第29条）が議決に加わっていないか。
<input type="checkbox"/>	社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決しているか。
<input type="checkbox"/>	定款における議決要件の特則（例：一定の議案については、その議決に出席社員の〇分の〇以上の賛成を要する旨）の有無・内容が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	書面による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。
<input type="checkbox"/>	代理人による議決権の行使について、定款所定のルールが遵守されているか。

⑤ 社員総会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該社員総会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか。）。
<input type="checkbox"/>	議事録には下記の記載事項が記録されているか。 ・ 開催年月日及び開催時刻、開催場所、出席者氏名（定数）、議案、議案に関する発言内容、議案に関する表決結果、議事録署名人の署名、署名年月日
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。

2. 理事会運営に関するチェックリスト(定款で理事会が設置されている法人)

① 理事会に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款における理事会設置の有無を把握しているか。
<input type="checkbox"/>	理事会と他の会議体（社員総会等）が混同されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事会が実際に開催されているか（議事録の作成だけで済まされていないか。）。

② 理事会の開催・運営について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	定款所定の招集権者が招集手続を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事に対しても開催日時・付議事項が事前に伝えられているか。
<input type="checkbox"/>	定款所定の者が議長を務めているか。
<input type="checkbox"/>	定款の規定によって議決権を制限等される理事（例：モデル定款第 29 条）が議決に加わっていないか。

③ 理事会の議事録について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	議事録の記載内容は、当該理事会の実態に即しているか（書式例等をそのまま使用していないか。）。
<input type="checkbox"/>	議事録には、以下の事項が記録されているか。 ・ 開催年月日及び開催時刻、開催場所、出席者氏名（定数）、議案、議案に関する発言内容、議案に関する表決結果、議事録署名人の署名、署名年月日
<input type="checkbox"/>	議事録は、時系列に沿って漏れなく保管されているか。

3. 社員に関するチェックリスト

① 社員に関する重要な前提を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	現在の社員を全て特定できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の地位と役員・従業員の地位を明確に区別できているか。
<input type="checkbox"/>	社員の数は3名以上か。
<input type="checkbox"/>	株式会社等の営利法人が社員になっていないか。
<input type="checkbox"/>	出資持分のある医療法人において、出資の有無・金額により社員の権限に差異が設けられ

	ていないか。
<input type="checkbox"/>	未成年者が社員となる場合、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有しているか（義務教育終了程度の者）。

4. 役員に関するチェックリスト

① 役員の定数・任期等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	3名以上の理事及び1名以上の監事を置いているか。
<input type="checkbox"/>	例外として、3名未満の理事しか置かない場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか。
<input type="checkbox"/>	理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しているか。
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じていないか。
<input type="checkbox"/>	役員に欠員が生じている場合、その状態が放置されていないか。
<input type="checkbox"/>	各役員の任期（始期と終期）を特定できているか（2年を超えることはできない。）。
<input type="checkbox"/>	役員の任期満了前に改選手続（再任の場合を含む。）が行われているか。

② 役員の職務等について確認しましょう。

○理事、理事長	
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）が実際に行われているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、毎会計年度終了後作成された事業報告書等を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の代表権が理事長にのみに与えられていることを確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っているか。
<input type="checkbox"/>	理事長及び理事は、監事の監査に協力しているか。
<input type="checkbox"/>	理事（理事長）と医療法人との利益相反事項については、特別代理人が選任されているか。 <利益相反取引の一例> 医療法人と理事長個人との間で行う不動産の売買契約や賃貸借契約 等
○監事	
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務及び財産状況について監査を行っているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、医療法人の業務、財産状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出しているか。 厚生労働省から示されている「監事監査報告書」では、次のような項目を確認することとされています。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していること。 ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していること。 ③ 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示していること。 ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと。 </div>	

<input type="checkbox"/>	監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、監事は、それを都道府県知事又は社員総会に報告しているか。
<input type="checkbox"/>	医療法人の負債総額が 100 億円以上ある場合、公認会計士又は監査法人による監査又は指導を受けることが望ましいとされていることを把握しているか。

5. その他運営全般に関するチェックリスト

① 自法人の業務について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	法第 39 条（本来業務）の医療施設が現存し、事業を継続しているか。
<input type="checkbox"/>	法第 42 条（附帯業務）を行う場合には、定款変更の手続きをとっているか。
<input type="checkbox"/>	収益業務は行っていないか。
<input type="checkbox"/>	自法人の定款に規定された業務に該当しない業務を行っていないか。
<input type="checkbox"/>	新たに事業を開設、廃止するなど事業内容に変更があった際、定款変更を行っているか。
<input type="checkbox"/>	自法人の定款に規定された業務は現に行われているか。

② 予算について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	会計年度は、定款で任意の 1 年の期間を定めているか。
<input type="checkbox"/>	収支予算は、毎会計年度開始前に定款に定められた手続きを経て決定しているか。
<input type="checkbox"/>	収支予算に変更を加える際は、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ているか。

③ 決算～登記の手続きについて確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類が作成されているか。
<input type="checkbox"/>	理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を監事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	監事は、自法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出しているか。
<input type="checkbox"/>	決算は、定款で定めた所定の手続きを経て決定しているか。
<input type="checkbox"/>	毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類、監事の監査報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届け出ているか。
<input type="checkbox"/>	定款とともに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類及び監事の監査報告書が各事務所に備え置かれているか。
<input type="checkbox"/>	資産の総額（貸借対照表上の純資産額）について、毎会計年度終了後 2 月以内に、変更の登記をしているか。
<input type="checkbox"/>	変更登記後は、その都度、遅滞なく、登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に提出しているか。

④ 自法人内部の事務処理等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	基本財産と運用財産とは明確に区分管理されているか。
<input type="checkbox"/>	基本財産を処分したり又は担保に提供してはいないか。例外的に処分又は担保に供する場合には、定款で定めた手続を経ているか。
<input type="checkbox"/>	借入を行うにあたっては、定款で定めた所定の手続を経ているか。
<input type="checkbox"/>	会計帳簿が整理され、証ひょう書類が保存されているか。
<input type="checkbox"/>	預金口座、通帳は法人名義になっているか。
<input type="checkbox"/>	第三者との法律行為（例：契約）について、それを証する文書（例：契約書）が作成されているか。
<input type="checkbox"/>	代表印の管理・使用に関する事項がルール化されているか。
<input type="checkbox"/>	銀行届出印及び通帳の管理・使用に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。
<input type="checkbox"/>	決裁に関する事項がルール化され、チェック体制が整っているか。
<input type="checkbox"/>	出納管理を1名の担当者に委ね切っていないか。
<input type="checkbox"/>	債権（例：未収金、貸付金）の回収が放置されていないか。
<input type="checkbox"/>	契約書等の調印前に、その内容が理事会等で精査されているか。
<input type="checkbox"/>	調印した契約書等の規定内容は遵守されているか。

⑤ 医療法人が備えて置くべき書類について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書その他厚生労働省令で定める書類
<input type="checkbox"/>	社員名簿
<input type="checkbox"/>	社員の入社、退社に関する書類
<input type="checkbox"/>	役員名簿
<input type="checkbox"/>	役員の選任、退任に関する書類
<input type="checkbox"/>	定款
<input type="checkbox"/>	議事録
<input type="checkbox"/>	会計帳簿類
<input type="checkbox"/>	設立当時の財産目録
<input type="checkbox"/>	認可書、許可書等

その都度確認することが望ましい事項

1. 社員に関するチェックリスト

① 社員の入退社について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた入社届等の提出）が行われているか。
<input type="checkbox"/>	社員の入社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。
<input type="checkbox"/>	社員が死亡し、その相続人が新たに社員になろうとする場合、改めて定款所定の入社手続を行っているか（社員の地位が相続されるという処理をしていないか。）。
<input type="checkbox"/>	社員の入社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、入社届等）が作成・保管されているか。
<input type="checkbox"/>	社員の退社（除名及び死亡を除く。以下においても同様。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた退社届等の提出）が行われているか。
<input type="checkbox"/>	社員の退社に際して、定款所定の手続（例：社員総会の承認決議）が履行されているか。
<input type="checkbox"/>	社員の除名を行う場合、定款所定の要件の該当性が精査されているか。
<input type="checkbox"/>	社員の退社手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、退社届等）が作成・保管されているか。
<input type="checkbox"/>	社員名簿の作成・備置きはなされているか。
<input type="checkbox"/>	社員名簿は、社員の入社・退社の都度、更新されているか。

2. 役員に関するチェックリスト

① 役員の資格要件等を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	役員は、全て、存命の自然人であるか。
<input type="checkbox"/>	役員の選任（再任を含む。）に際して、その候補者につき、法第46条の2第2項で規定されている次の欠格事由の有無がチェックされているか。 <ul style="list-style-type: none">・ 成年被後見人又は被保佐人（第1号）・ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者（第2号）・ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第3号）
<input type="checkbox"/>	医療法人の役員と、当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。
<input type="checkbox"/>	理事間の合議（例：理事会）に出席することが明らかに困難な者が名目的に理事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	理事長は、医師又は歯科医師である理事の中から選出されているか。

<input type="checkbox"/>	例外的に、医師又は歯科医師ではない理事の中から理事長を選出する場合、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を受けているか。
<input type="checkbox"/>	監事の兼職制限（法第48条）に抵触していないか。
<input type="checkbox"/>	監事は、他の役員と親族等の特殊の関係を有していないか。
<input type="checkbox"/>	監査業務を履行することが明らかに困難な者が名目的に監事に選任されていないか。
<input type="checkbox"/>	医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、理事に就任しているか。
<input type="checkbox"/>	管理者の一部を理事に加えない場合には、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）の認可を得ているか（医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合）。
<input type="checkbox"/>	管理者と当該医療機関と経営上利害関係にある営利法人等（例：MS法人）の役職員を兼務しようとする場合、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成24年3月30日 医政総発0330第4号、医政指発0330第4号 厚生労働省医政局総務・指導課長連名通知）が定める例外要件の充足を確認しているか。

② 役員を選任・退任について確認しましょう。

（なお、主な退任事由に、任期満了、辞任、死亡等があります。）

<input type="checkbox"/>	役員を選任（再任の場合を含む。）に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた就任承諾書等の提出）がなされているか。
<input type="checkbox"/>	役員を選任（再任の場合を含む。）に際して、定款所定の手続（例：社員総会の選任決議）が履行されているか。
<input type="checkbox"/>	役員を選任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、就任承諾書）が作成・保管されているか。
<input type="checkbox"/>	役員が辞任に際して、本人の意思確認（例：本人による署名・押印がなされた辞任届等の提出）がなされているか。
<input type="checkbox"/>	役員が退任手続の履行を証する書類（例：社員総会議事録、辞任届）が作成・保管されているか。
<input type="checkbox"/>	役員の変更の都度、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に役員変更の届出を行っているか。
<input type="checkbox"/>	役員名簿の作成・備置きはなされているか。
<input type="checkbox"/>	役員名簿は、役員が就任・退任の都度、更新されているか。

③ 理事長の選出等について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	理事長の選任手続とは別に、定款所定の理事長の選出手続（例：理事の互選）が履行されているか（再任の場合を含む。）。
<input type="checkbox"/>	理事長の選出手続の履行を証する書類（例：議事録）が作成・保管されているか。
<input type="checkbox"/>	理事長の選出（再任の場合を含む。）の都度、理事長変更の登記申請がなされているか。
<input type="checkbox"/>	理事長変更の登記後、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に登記済報告書が提出されているか。

<input type="checkbox"/>	定款に、理事長に事故があった場合等の理事の代行順位を予め定める旨の規定が存在し、その代行順位が現に定められているか。
--------------------------	--

3. その他運営全般に関するチェックリスト

① 定款について確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	現在効力を有する定款（最新の定款）が自法人内で明確に特定されているか。
<input type="checkbox"/>	定款の改正履歴が把握されているか。
<input type="checkbox"/>	役員並びに各部署の責任者（例：事務長）が定款の内容を十分に把握しているか。
<input type="checkbox"/>	定款の内容は、現行の法令等に適合しているか（アップデートを怠っていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款の規定内容と実際の運用が乖離していないか（定款の規定を無視した運用がなされていないか）。
<input type="checkbox"/>	定款変更の際して、定款に定められた手続きが履行されているか。
<input type="checkbox"/>	定款変更の際して、都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）への認可申請又は届出がなされているか。
<input type="checkbox"/>	定款に細則の存在を前提とした規定がある場合、その細則が現に定められているか。
<input type="checkbox"/>	定款変更により、登記事項が変更となる場合（例：医療法人の名称変更、事務所の所在地の変更、新たな医療機関の開設）、登記期間内に変更登記の手続きを行っているか。
<input type="checkbox"/>	定款変更に関する登記をした後は、遅滞なく登記済報告書を都道府県知事（広域医療法人の場合は地方厚生局長）に届出ているか。

第4章 医療法人の財務に関するチェックポイント

目 次

はじめに：財務に関するチェックポイントの留意点.....	87
1. 目的.....	87
2. 対象.....	87
3. 性質.....	87
I 財務諸表の見方.....	88
1. 財務諸表の作成目的.....	88
コラム 医療法人会計基準とは.....	88
2. 財務諸表の種類.....	89
(1) 貸借対照表とは.....	89
(2) 損益計算書とは.....	89
(3) キャッシュ・フロー計算書とは.....	89
(4) 附属明細書とは.....	89
3. 貸借対照表とは.....	90
(1) 貸借対照表の構造.....	90
(2) 「①資産」「②負債」「③純資産」の内容.....	90
(3) 「①資産」と「②負債」はそれぞれ“流動”と“固定”に区分される.....	90
(4) 貸借対照表の構造.....	91
4. 損益計算書とは.....	92
(1) 損益計算書は、「収益－費用＝利益」を示す.....	92
(2) 損益計算書の構造.....	94
コラム 診療所の財務諸表.....	95
5. 「貸借対照表」と「損益計算書」との関係.....	96
(1) ポイント.....	96
(2) 「貸借対照表」と「損益計算書」は表裏一体の関係.....	96
コラム キャッシュ・フロー計算書とは.....	98
6. 「減価償却」と資金繰りの関係.....	99
(1) 減価償却とは.....	99
(2) 資金の内部留保の効果.....	99
(3) 借入返済が資金繰りに与える影響.....	100

7. 借入金のマネジメントの重要性.....	102
(1) 医療法人の資金調達の必要性.....	102
(2) 資金調達方法.....	102
(3) 借入金の返済原資.....	102
(4) 具体的な借入金管理手法.....	103
(5) 設備投資の2大手法 ～リースか購入か～.....	103
8. 債務超過.....	104
(1) 債務超過とは.....	104
(2) 債務超過状態を放置すると.....	104
(3) 債務超過の解消方法.....	104
コラム 簿価と時価.....	105
II 財務諸表の分析.....	106
1. 財務諸表を分析する目的.....	106
(1) 経営分析とは.....	106
(2) P D C Aサイクル.....	106
(3) 比較の対象・方法.....	107
2. 経営分析指標.....	108
(1) 指標の分類.....	108
(2) 活用にあたって.....	109
(3) 必要な資料.....	110
3. 具体的な経営分析指標.....	112
(1) 自己資本比率.....	112
(2) 固定長期適合率.....	112
(3) 償還期間.....	113
(4) 流動比率.....	113
(5) 医業利益率.....	114
(6) 総資本医業利益率.....	114
(7) 経常利益率.....	115
(8) 償却前医業利益率.....	115
(9) 病床利用率.....	116
(10) 材料費比率.....	116
(11) 人件費比率.....	117

(12) 職員 1 人当たり 医業収益	117
(13) 平均在院日数	118
(14) 患者 1 人 1 日当たり 入院収益	118
III 病院経営管理指標の活用	119
1. 病院経営管理指標の概要	119
(1) 病院経営管理指標とは	119
(2) 病院経営管理指標の概要	119
2. 病院経営管理指標の使い方	120
(1) 自病院の経営上の課題や問題点を見つけ出すツールとして	120
(2) 自病院の経営戦略の参考として	120
コラム 医療法人の経営戦略	120
<参考資料：病院経営管理指標（恒常的黑字・赤字病院）>	121
医療法人・一般病院（経営管理指標）	121
医療法人・一般病院（貸借対照表関連）	122
医療法人・一般病院（損益計算書関連）	123

はじめに：財務に関するチェックポイントの留意点

1. 目的

医療法人は、我が国における地域医療の主要な担い手であるため、その運営が適正に行われることは、医療法人関係者のみならず、地域社会にとっても極めて重要であるといえます。

そして、医療法人の適正な運営を図るためには、行政機関による監督・指導等もさることながら、まずは医療法人自身による自律的なチェックが必要です。

このような観点から、本チェックポイントは、医療法人が自らの財務状況等を簡易・迅速にセルフチェックすることができる指標の提供を目的として作成しています。

2. 対象

本チェックポイントを実際に活用する医療法人関係者としては、主に役員（理事長・理事・監事）、経営に携わっている幹部（事務長等）を想定しています。

3. 性質

本チェックポイントは、医療法人の財務の安定性等を確保するために、最低限必要な視点を紹介するものであり、「Ⅱ 財務諸表の分析」で紹介する 14 の指標は、特定の経営指標の値を理想として示すものではありません。

医療法人の経営理念や戦略、病院の機能、運営状況などによって、その法人に適切な水準はそれぞれ異なります。状況に応じて経年で経営指標の水準を把握し、その水準から外れた値を示す項目があった場合に、その原因を追究し、対処するというPDCAサイクルを回すことが重要です。

I 財務諸表の見方

1. 財務諸表の作成目的

医療法人は、法第 51 条において会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（事業報告書等）を作成することが義務付けられています。さらに、法第 52 条において、会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等と監査報告書を都道府県知事等に提出しなければならないとされています。

この事業報告書等と監査報告書は、各事務所に備え置き、閲覧に供することとされています。

参照法令：

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3 社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十一条の二 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

コラム 医療法人会計基準とは

平成 26 年 2 月 26 日、四病院団体協議会から医療法人会計基準が公表されました。これは、医療法第 50 条の 2 に規定される医療法人が準拠すべき「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を具体化する一つとしてとりまとめられたものです。なお、本基準は、一人医師医療法人についてまで適用することを前提とはしないとされています。詳細は、一般社団法人日本医療法人協会のホームページから参照することができます。

○医療法人会計基準に関する検討報告書 http://ajhc.or.jp/siryo/20140226-1_houzinkaikei.pdf

2. 財務諸表の種類

病院は通常、「病院会計準則」というルールにしたがって財務諸表を作成します。病院会計準則では、一般に決算書と呼んでいる書類を財務諸表と呼んでいます。

財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表の4つの書類の総称です。

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表とは、医療法人がどのように資金調達をし、どのように運用しているのかという財政状態を明らかにするものです。

貸借対照表によって、一定時点（決算日）における、資産、負債及び純資産の状態を把握することができます。

(2) 損益計算書とは

損益計算書とは、医療法人がどれだけ利益をあげることができたのかという経営成績を明らかにするものです。

損益計算書によって、一定期間に行った活動の成果としての利益あるいは損失を把握することができます。

(3) キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フロー計算書とは、医療法人においてどれだけ資金の増減があったかを明らかにするものです。

キャッシュ・フロー計算書により、一定期間における現金等による収入・支出及びその結果としての資金の増減額を把握することができます。

(4) 附属明細書とは

附属明細書とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の内容を補足するものです。

病院会計準則においては、純資産明細表、固定資産明細表、貸付金明細表、借入金明細表、引当金明細表、補助金明細表、資産につき設定している担保権の明細表、給与費明細表、本部費明細表の作成が求められています。

以降では、これらの財務諸表のうち都道府県知事等への報告が義務付けられている、貸借対照表と損益計算書について説明をします。

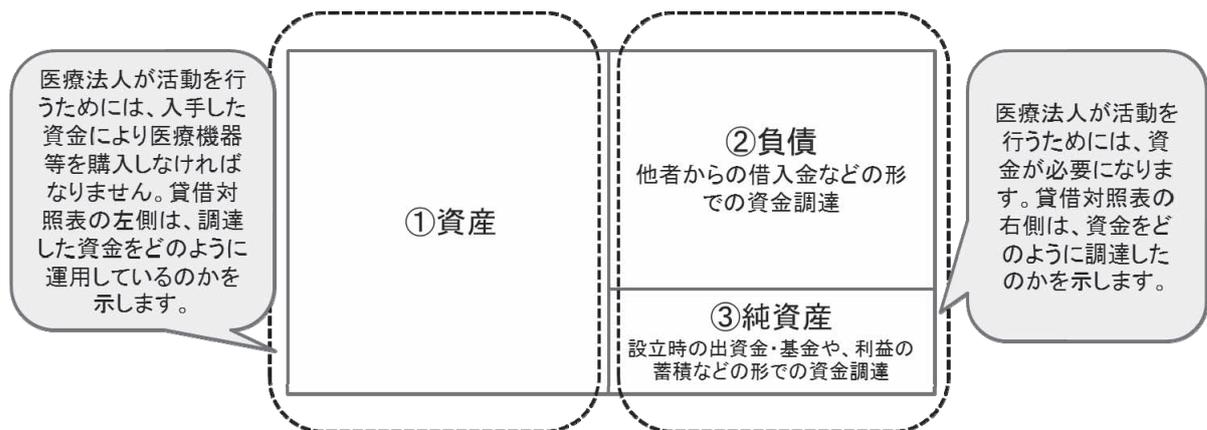
3. 貸借対照表とは

貸借対照表とは、医療法人がどのように資金調達をし、どのように運用しているのかという財政状態を明らかにするものです。

貸借対照表によって、一定時点（決算日）における、資産、負債及び純資産の状態を把握することができます。

(1) 貸借対照表の構造

貸借対照表は、左側に資産が、右側に負債と純資産が表示されます。



貸借対照表の左右は必ずイコールの関係になり、このことから Balance Sheet（バランス・シート）といわれます。

(2) 「①資産」「②負債」「③純資産」の内容

①資産	現金及び預金、事業未収金、たな卸資産、建物、医療用器械備品、ソフトウェア など
②負債	買掛金、借入金、未払金 など
③純資産	基金、資本剰余金、利益剰余金 など

(3) 「①資産」と「②負債」はそれぞれ“流動”と“固定”に区分される

流動（資産・負債）	正常な事業活動の過程で生じるものは流動に区分 例) 資産：事業未収金、たな卸資産 負債：買掛金	
	上記以外	入金や支払期限が、決算日の翌日から1年以内に到来するもの
固定（資産・負債）	入金や支払期限が、決算日の翌日から1年を超えて到来するもの	

4. 損益計算書とは

損益計算書とは、医療法人がどれだけ利益をあげることができたのかという経営成績を明らかにするものです。

損益計算書によって、一定期間に行った活動の成果としての利益あるいは損失を把握することができます。

(1) 損益計算書は、「収益 - 費用 = 利益」を示す

① 損益計算書に表示される利益の性格

損益計算書は、収益-費用=利益という形で、経営成績を明らかにします。

経営成績といっても、「全ての収益」-「全ての費用」という形では、利益の源泉が事業そのものであるのか、そうでないのか分かりません。そのため、利益は「**事業利益**」「**経常利益**」「**税引前当期純利益**」「**当期純利益**」に区分されます。

また、事業利益は、「**本来業務事業利益**」「**附帯業務事業利益**」「**収益業務事業利益**」に区分されます。

本来業務とは、法第39条に定める施設（病院・診療所・介護老人保健施設）の開設による業務が該当します。附帯業務とは、本来業務に附帯する業務であり訪問看護ステーションなど法第42条で定められています。収益業務とは、社会医療法人にのみ認められている業務で、厚生労働大臣が認めた一定の収益業務（不動産業など）が該当します。

参照法令：

（本来業務）

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

（附帯業務）

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

第1号～第8号（略）

（収益業務）

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの（以下「社会医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務（以下「収益業務」という。）を行うことができる。

第1号～第7号（略）

2 都道府県知事は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

② 事業利益＝事業収益－事業費用

「本来業務事業利益」は、事業収益から事業費用・本部費を差し引いて計算されます。「附帯業務事業利益」「収益業務事業利益」は、それぞれ事業収益から事業費用を差し引いて計算されます。そして「本来業務事業利益」「附帯業務事業利益」「収益業務事業利益」を合計したものが、事業利益として計算されます。

この事業利益は、医療法人の本業から得られた利益といえます。

③ 経常利益＝事業利益（②）＋事業外収益－事業外費用

事業利益に事業外収益を加え事業外費用を差し引くことにより、経常利益が計算されます。事業外収益としては受取利息などが、事業外費用としては支払利息などが計上されます。医療法人において、借入金が多額の場合、支払利息の負担が大きくなり、その分経常利益が少なくなってしまう可能性があります。このことから「経常利益」は財務活動を含めた医療法人の通常の活動での利益といえます。

④ 税引前当期純利益＝経常利益（③）＋特別利益－特別損失

経常利益に特別利益を加え特別損失を差し引くことにより、税引前当期純利益が計算されます。特別利益・特別損失は固定資産の売却損益など、臨時に発生する損益です。これらを加減して、税金を差し引く前の利益である税引前当期純利益を計算します。

⑤ 当期純利益＝税引前当期純利益（④）－法人税・住民税及び事業税±法人税等調整額

税引前当期純利益から法人税・住民税及び事業税を差し引き、法人税等調整額を加減して当期純利益が計算されます。この当期純利益が医療法人全体として、最終的に獲得した手取りの利益といえます。

○事業利益：	本業から得られた利益 ＝本来業務事業利益＋附帯業務事業利益＋収益業務事業利益
○経常利益：	財務活動を含めた通常の活動での利益
○税引前当期純利益：	税金を引く前の利益
○当期純利益：	最終的な利益

(2) 損益計算書の構造

(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の事業報告書様式)

損益計算書

(自 平成 年 月 日 至 平成 月 日)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
(1)事業費	
(2)本部費	
本来業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業利益	本業で得られた利益
II 事業外収益	
受取利息	
その他の事業外収益	
III 事業外費用	
支払利息	
その他の事業外費用	
経常利益	財務活動を含めた通常の活動での利益
IV 特別利益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
税引前当期純利益	税金を引く前の利益
法人税・住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	最終的な利益

コラム 診療所の財務諸表

診療所が提出する事業報告書様式は、病院のものと比較して表示が簡素化されています。

貸借対照表
(平成 年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	
3 その他の資産		純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

(新法の医療法人の様式)

損益計算書

(自 平成 年 月 日 至 平成 月 日)

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
本来業務事業利益	
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	
III 事業外費用	
経常利益	
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	
法人税等	
当期純利益	

5. 「貸借対照表」と「損益計算書」との関係

(1) ポイント

- ① 損益計算書で利益が出ると、貸借対照表の資産が増える
- ② 貸借対照表上、資産が増えると、負債又は純資産も増える

(2) 「貸借対照表」と「損益計算書」は表裏一体の関係

取引の流れを追って、貸借対照表と損益計算書の間係を理解しましょう。
ここでは大きな流れを理解することが目的なので、法人税等は考慮しません。

○期首：現金等 100、借入金 50、純資産 50

○期中：診療を行い、事業収益 200 を現金等で得た
人件費 100、経費 80 を現金等で支払った

○期末：損益計算書上、事業収益 200－事業費用 180（人件費 100＋経費 80）＝利益 20
貸借対照表上、現金等は期首 100＋事業収益 200－事業費用 180＝120
借入金は 50 のまま
純資産は期首 50＋利益 20＝70

結果として、損益計算書で利益 20 が出ると、貸借対照表の資産も 20 増えます。貸借対照表の資産が 20 増えると、純資産も 20 増えることになります（次頁参照）。

【期首】

貸借対照表

資産	負債
100	50
	純資産
	50

【期末】

貸借対照表

資産	負債
120	50
	純資産
	50
	利益剰余金 20

期首よりも、資産が[※]20増加

損益計算書

人件費	事業収益
100	200
経費	
80	
利益 20	

コラム キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フロー計算書とは、医療法人においてどれだけ資金の増減があったかを明らかにするものです。

キャッシュ・フロー計算書により、一定期間における現金等による収入・支出及びその結果としての資金の増減額を把握することができます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動・投資活動・財務活動に区分して、資金の増減を表します。それにより、どの活動で資金を調達し、消費したかを把握することができます。

キャッシュ・フロー計算書のひな形

キャッシュ・フロー計算書	
区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	← 通常の活動から生じる資金の増減
税引前当期純利益	
減価償却費	
医業債権の増減額	
たな卸資産の増減額	
仕入債務の増減額 ほか	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	← 固定資産の取得・売却などから生じる資金の増減
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入 ほか	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	← 資金の調達活動から生じる資金の増減
長期借入による収入	
長期借入金の返済による支出 ほか	
IV 現金等の増減額	
V 現金等の期首残高	
VI 現金等の期末残高	

損益計算書上黒字であっても、キャッシュ・フロー計算書上「現金等の増減額」がマイナスとなるケースがあります。それぞれのパターンについて、一般的に考えられる留意点を記載します。

損益計算書とキャッシュ・フロー計算書から見る経営状況パターン

損益計算書	キャッシュ・フロー計算書	留意点
+	+	優良
+	-	事業活動は良好であるが、借入返済や設備投資が大きく、資金繰りに注意が必要
-	+	事業活動の赤字を借入金で補填しており、事業活動の黒字化が必要
-	-	資金調達方法を検討の上、事業活動の収益力改善が必要

6. 「減価償却」と資金繰りの関係

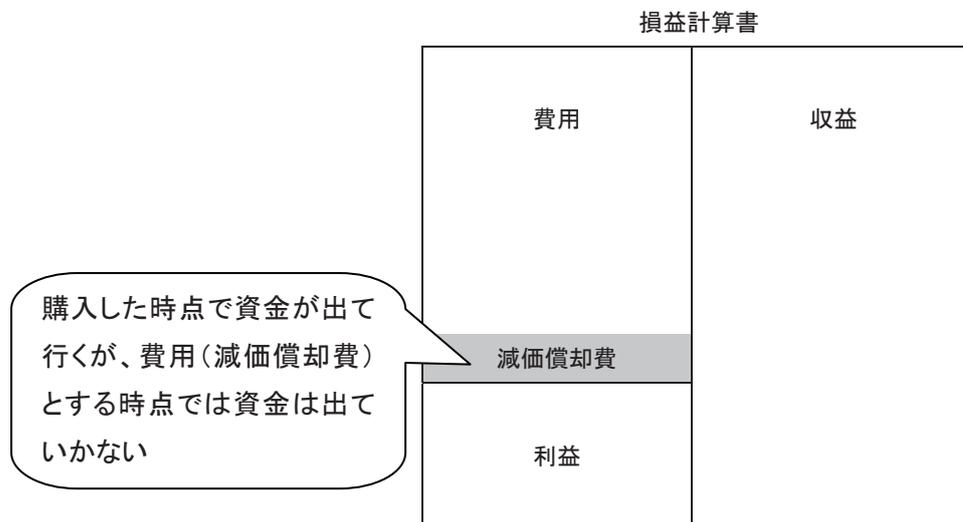
(1) 減価償却とは

固定資産を取得した場合、基本的には取得時に一括して費用とするのではなく、一旦資産として計上し、その後使用する年数等に応じて、少しずつ費用としていくことになります。

例) 固定資産を1,000で取得し、耐用年数(使用期間)5年として減価償却をする(残存価額は無視しています)

帳簿価額 1,000	減価償却 200	帳簿価額 800	減価償却 200	帳簿価額 600	減価償却 200	帳簿価額 400	減価償却 200	帳簿価額 200	減価償却 200
	帳簿価額 0								
固定資産取得	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	帳簿価額 0			

(2) 資金の内部留保の効果



減価償却費が計上されると、その分事業費用は多くなり、収益－費用で計算される利益は少なくなります。利益が少なくなるため、税金の納付も少なくなります。

減価償却費は、(資産の取得時に支出はあるものの) 支出を伴わない費用なので、その分資金が医療法人に残ることになります。

このように、減価償却には節税効果と資金を医療法人内部に留保する効果があります。

(3) 借入返済が資金繰りに与える影響

① 借入金の返済が資金繰りを悪化させることも

病院経営には、建物建築や医療機器の導入など多額の資金が必要です。そのため多くの病院は銀行借入によってその資金を調達しています。

借入金は、業績の良し悪しに関わらず返済しなければなりません。借入金の返済原資は「利益＋減価償却費」ですが、利益が出ていながら、過大な借入金の返済が資金繰りを圧迫している病院も少なくありません。過剰な借入に陥らないよう、注意する必要があります。

② ケーススタディ

借入金の返済が資金繰りに与える影響を事例でみてみましょう。

【事例】

○病院の建替資金として、銀行から借入れ

借入金額：150,000万円

返済期間：20年（元金均等払）

年間の返済金額：7,500万円

○病院建物の減価償却 償却方法：定額法

耐用年数：重量鉄骨の場合29年（償却率0.035）

毎年の減価償却費：5,250万円（=150,000万円×0.035）

【ケース1 黒字の場合】

黒字で借入金の返済資金が十分に確保できているときには、たとえ減価償却費を上回る借入金の返済があっても、資金繰りはプラスとなり余裕があります。

返済原資 9,450 万円 (=税引後利益 4,200 万円+減価償却費 5,250 万円) > 借入金返済 7,500 万円

損益計算書		資金繰り	
事業収益	150,000	事業収益	150,000
事業費用	138,750	事業費用	138,750
減価償却費	5,250	借入金返済	7,500
事業利益	6,000		
税金	1,800	税金	1,800
税引後利益	4,200	資金増減	1,950

【ケース2 黒字だが資金が不足している場合】

黒字で利益は出ているものの、返済資金が十分に確保できていない場合、減価償却費を上回る借入金の返済があると、資金繰りはマイナスとなり資金不足の状態となる場合があります。

返済原資 5,950 万円 (=税引後利益 700 万円+減価償却費 5,250 万円) < 借入金返済 7,500 万円

損益計算書		資金繰り	
事業収益	145,000	事業収益	145,000
事業費用	138,750	事業費用	138,750
減価償却費	5,250	借入金返済	7,500
事業利益	1,000		
税金	300	税金	300
税引後利益	700	資金増減	△1,550

解決策として、例えば①税引後利益+減価償却費が借入金返済額を上回るよう利益を増やす、②借入金の返済期間を見直して借入金返済額を税引後利益+減価償却費の範囲内にする、といった方法があります。

いずれにしても、借入れを実行する際、返済可能な金額を把握しておくことが重要です。

7. 借入金のマネジメントの重要性

(1) 医療法人の資金調達必要性

医療法人は、設立にあたり一定の資産や資金を保有する必要があります。具体的には、施設開設に必要な土地、建物などの不動産（※）や医療法の規定によって備え付けるべき設備、2か月分程度の運転資金を保有していなければなりません。

また設立後の運営においても、日々の運転資金に加え、将来における病院の建替や医療機器の購入のために設備投資資金を確保しておくことが必要となります。このように、医療法人においては運転資金、設備投資資金等を確保するために、常に資金調達を意識する必要があります。

（※）賃貸借契約に基づき賃借されており、なおかつその契約が長期・確実なものである場合には、土地・建物を自ら取得する必要は生じません。

(2) 資金調達方法

医療法人は株式会社と異なり、株式や社債の発行といった不特定多数の人から広く資金を調達する方法には大きな制約があります。病院は収益性の低さから、潤沢な資金を内部に留保することは難しくなっています。その結果、医療法人は金融機関からの借入金により資金を外部調達することが多い状況です。

医療法人では建替や設備投資のつど借入れを重ね、時に過大な借入金となってしまう傾向があります。そうした場合、借入金の元本返済と金利負担が重くのしかかり、財務体質がより悪化してしまうことになりかねません。そこで医療法人においては、財務的な安全性を確保するために、借入金をマネジメントすることが重要となります。

(3) 借入金の返済原資

減価償却費は過去に支出した投資にかかるものなので、現金等の支払はありません。一方、当期の費用になりますので、減価償却費の分だけ資金が医療法人の内部に留保されることとなります。減価償却による資金は、借入金の返済に充てることができます。

借入金の返済原資は「借入金返済原資＝税引後当期純利益＋減価償却費」という式であらわすことができます。この借入金返済原資が借入金返済額に満たないと、別途資金調達を行う必要が生じます。こうした状態は、財務的な安全性上望ましくありません。

例えば、当期の借入金返済額が300万円であり、減価償却費を100万円計上するケースを考えてみましょう。この場合、300万円の返済原資を確保するためには、税引後当期純利益200万円（借入金返済原資300万円－減価償却費100万円）が必要となります。つまり、200万円以上の税引後当期純利益を確保しない限り、借入金の返済資金が不足することとなります。

(4) 具体的な借入金管理手法

具体的な借入金管理手法のポイントは、次の2点にまとめられます。

① 資金計画

- ・ いつ（タイミング）、どこから（源泉）、どれだけ（必要量）、どのような条件（返済期間、利率）で借入金を調達するかを計画します。
- ・ 借入金を円滑かつ有利に調達できるように、金融機関と常日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を構築しておきます。

② 借入返済のチェック

- ・ 借入金の返済が予定から遅れていないか、定期的にチェックします。
- ・ 償還期間（113ページの計算式参照）を算出し、借入残存期間を超過していないかをチェックします。

(5) 設備投資の2大手法 ～リースか購入か～

医療機器や備品の導入手法として一般的にリースと購入の2つがあります。ここではリース取引のメリット・デメリットを記載します。

① リース取引のメリット

- ・ 頭金や担保・保証人がいらず、銀行借入より簡単に資金を調達することができます。
- ・ 償却資産税の申告、保険の付保等設備の管理事務が簡素化されます。
- ・ リース料は、一部のリース取引を除き全額費用処理できます。
- ・ 借入金の返済に資金が固定化されないため、自己資金を有効に活用できます。
- ・ リース期間が終了したのちの再リース料は低く抑えられます。
- ・ 固定金利のため金利変動の影響を受けません。

② リース取引のデメリット

- ・ リース契約を原則中途解約することはできません。
- ・ 借入と比較してリース料金が割高になる傾向があります。
- ・ 残存価値はリース会社に帰属するので、契約者である医療法人は物件の所有権を取得することはできません。

8. 債務超過

(1) 債務超過とは

債務超過とは、貸借対照表において負債の総額が資産の総額を超える状態のことをいいます。言い換えると、資産を全て処分しても負債が残ることを意味します。

債務超過は、赤字決算が続き損失が累積することで生じます。

「資産＝負債＋純資産」なので、債務超過の場合には純資産はマイナスになります。

通常の貸借対照表		債務超過の状態	
資産 200	負債 150	資産 200	負債 300
	純資産 50		純資産 △100

(2) 債務超過状態を放置すると

債務超過が継続している場合、借入金の返済能力がないとみなされるため、金融機関から新たな借入を行うのはほとんど不可能となります。さらに金融機関は、現在の借入についても早期の回収をはかるため、返済を求められる可能性もあります。

このように、債務超過状態を放置すると借入金の返済ができないばかりか、運転資金の確保ができずに給料や未払金の支払いが滞ってしまうおそれが生じます。すなわち、病院経営の継続に支障が生じ、倒産の危険性が高くなります。

(3) 債務超過の解消方法

債務超過を解消する王道は、収益増加やコスト削減によって病院経営を立て直し、利益を出して資産を増やすことです。

そのほか、追加出資・基金拠出、債権者による債権放棄、含み益のある資産売却などの方法によっても、債務超過を解消することができます。

コラム 簿価と時価

① 簿価と時価

簿価：帳簿価額、すなわち帳簿上の価額のこと、減価償却資産であれば取得価額から減価償却累計額を差し引いた金額になります。土地であれば取得価額です。

時価：市場価格のこと、土地などは近隣相場によって上下します。

② 時価と簿価の乖離で生じる問題（簿価＞時価のケース）

以下の事例で、土地の簿価 200 だが時価 100 の場合を考えてみます。

土地を時価 100 として評価しなおした場合、純資産 50 では評価減 100 を賄いきれずに、実質的に債務超過 50 の状態に陥ってしまいます。

資産 300	負債 450	資産 300	負債 450
土地 200		土地 100	
	純資産 50	債務超過 50	

このように、貸借対照表上債務超過ではなく、時価で評価した場合には実質的に債務超過に陥っているケースがあります。銀行借入の担保余力にも影響しますので、注意が必要です。

逆に、簿価＜時価というように、含み益が存在するケースもあります。時価は相続税を計算する際の路線価にも影響するので、相続税額が多くなる可能性に留意する必要があります。

必要に応じて時価評価を行い、実態を把握しておくことが重要です。

Ⅱ 財務諸表の分析

1. 財務諸表を分析する目的

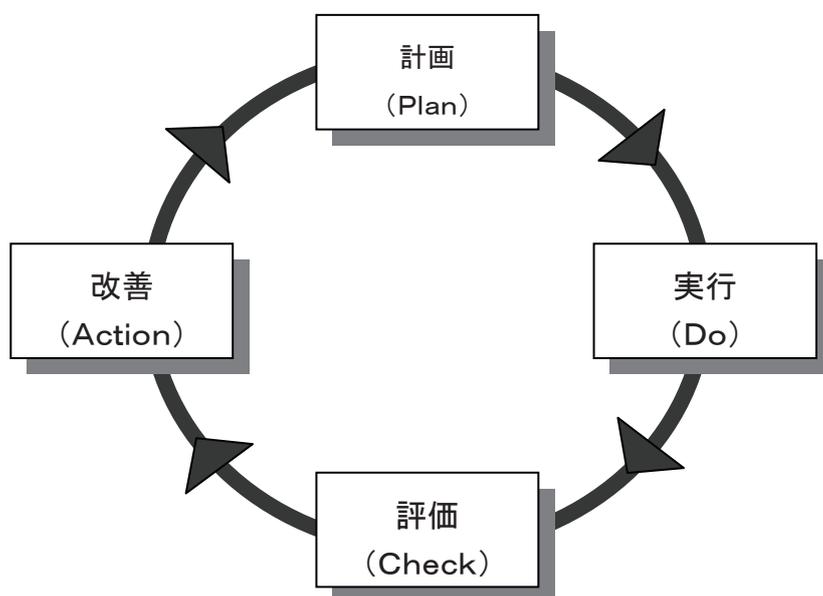
「貸借対照表」と「損益計算書」は、財務諸表として、病院経営の財政状態及び経営成績を確認・分析するうえで重要な計算書類です。しかし、財務諸表では、1年間の活動成果しかりません。そこで経営分析が必要となります。

(1) 経営分析とは

医業収益に対する医業利益の割合を示す「医業利益率」や、経常利益の割合を示す「経常利益率」など、財務諸表から様々な「指標」が得られます。この指標はそれぞれ、医療法人の安全性、収益性や機能性を教えてくれます。これらの指標を分析することで、医療法人の抱えている問題点を把握することが経営分析です。経営分析により発見された問題点の改善策を立案し、それを行動につなげることが医療法人の経営に重要なこととなります。

(2) PDCAサイクル

医療法人の経営改善を行うためには、第一に経営分析により問題点を把握し、その改善のための計画(Plan)を立案します。さらに、計画を実行(Do)し、進捗を評価(Check)します。計画通り進捗していない場合、他の方策を検討し、改善(Action)につなげ計画を達成していきます。このP-D-C-Aサイクルを活用し、経営改善を行うことが重要です。



- ① 経営分析とは、ある一時点における経営の結果を分析すること
- ② 単に数値を分析するだけではあまり意味がない
- ③ 分析した結果を次の行動につなげることが重要

(3) 比較の対象・方法

① 経年分析

自病院の過去3～5年程度の各種数値の推移を分析します。例えば、医業収益や医業利益、病床利用率、患者1人1日当たり入院収益などを把握します。収益悪化の原因を突き止めたり、診療報酬改定の影響を把握したりすることなどにつながります。

② ベンチマーク分析

自病院と規模や医療機能、立地条件等が類似している病院の経営指標や、厚生労働省の「病院経営管理指標」などと比較分析します。病院の機能や経営条件にあまり違いがなく、健全な経営を実現している病院などをベンチマーク先として設定し、自院との違いを明らかにして、その違いから改善点を整理したり、目標設定に活用したりするために有効な分析です。

2. 経営分析指標

(1) 指標の分類

① 安全性

財務上安定しているかを判断する指標です。

安全性の指標は長年の医業活動の積み重ねの結果であり、改善には時間がかかります。財務上の安定性を保持するためには、収益性の改善や、財務体質の強化が求められます。

指標例：

- ・ 自己資本比率
- ・ 固定長期適合率
- ・ 償還期間
- ・ 流動比率

② 収益性

効率よく成果を生み出しているかなど、経営の成果を判断する指標です。

医業収益・利益を毎年増加させ、着実に成長し昇給のある病院にすることが重要です。

指標例：

- ・ 医業利益率
- ・ 総資本医業利益率
- ・ 経常利益率
- ・ 償却前医業利益率
- ・ 病床利用率
- ・ 材料費比率
- ・ 人件費比率
- ・ 職員1人当たり医業収益

③ 機能性

経営資源を有効に活用しているかを判断する指標です。

例えば、「入院診療収益＋室料差額収益＝患者1人1日当たり入院収益×許可病床×病床利用率×稼働日数」と表せるなど、収益性に影響を与える項目です。収益性を向上させるためには、機能性の向上が不可欠です。

指標例：

- ・ 平均在院日数
- ・ 患者1人1日当たり入院収益

(2) 活用にあたって

＜本章の使い方＞

- 112 ページ以降の(1)～(14)までの様々な経営分析指標について、お手元にご用意いただいた自病院の財務諸表等を参考に、それぞれ計算式に当てはめ計算してください。
- それぞれの項目に示されている指標例は、平成 22 年厚生労働省医政局「病院経営管理指標」の医療法人（一般病院・恒常的黑字病院）の平均値を例示したものです。「恒常的黑字病院」とは、3 年連続黒字である状態を指します。なお、**本指標は、例示にすぎず、なんらかの基準値を示しているわけではありませんので、ご注意ください。**
- 「病院経営管理指標」の経営分析指標数値は平均値のため、貸借対照表や損益計算書等から計算した数値と一致しません。ここでは、貸借対照表や損益計算書等から計算した数値を掲載しています。
- 「病院経営管理指標」の説明は、後段「Ⅲ 病院経営管理指標」（119 ページ以降参照）の章を参照して下さい。

＜指標の見方＞

平成 22 年度病院経営管理指標の医療法人（一般病院・恒常的黑字病院）
の指標にもとづく計算

自己資本比率	=	$\frac{\text{純資産}}{\text{総資本}}$	$\times 100 =$	$\frac{1,364,147 \text{ 千円}}{2,794,595 \text{ 千円}} \times 100 = 48.8\%$
	=	$\frac{\boxed{}}{\boxed{}}$	$\times 100 =$	$\boxed{}$

自病院の数値記入欄

(3) 必要な資料

自病院の財務諸表等を用意して、次の空欄（「自病院」の欄）に数値を埋めてください。

① 貸借対照表（単位：千円）

	自病院	病院経営管理指標
流動資産	a	1,240,387
固定資産	b	1,554,207
流動負債	c	571,566
固定負債	d	858,882
（再掲）長期借入金	e	742,537
純資産合計	f	1,364,147
負債及び純資産合計	g	2,794,595

② 損益計算書（単位：千円）

	自病院	病院経営管理指標
医業収益	h	2,775,527
（再掲）入院診療収益	i	1,800,197
（再掲）室料差額収益	j	40,150
材料費（医薬品費及び診療材料費）	k	609,535
給与費	l	1,378,663
減価償却費	m	107,828
医業利益	n	190,833
経常利益	o	199,826
税引前当期純利益	p	184,853

③ 非財務データ※

	自病院	病院経営管理指標
職員数（人）	q	217.0
在院患者延数（人）	r	39,150.9
1日平均入院患者数（ $r \div 365$ ）	s	107.3
新入院患者数（人）	t	2,190.9
退院患者数（人）	u	2,188.4
稼動又は許可病床（床）	v	137.4

※「③非財務データ」については、「医療法人・一般病院」の平均値を用いた

＜参考：平成 22 年度病院経営管理指標＞

医療法人（一般病院・恒常的黑字病院）

○貸借対照表の指標

（単位：千円）

流動資産	1,240,387	流動負債	571,566
現金・預金・有価証券	473,277	未払金	167,847
医業未収金	440,913	短期借入金	152,350
棚卸資産	25,880	短期の引当金	19,737
短期貸付金	18,794	未払費用・前受収益	43,908
その他の流動資産	281,522	その他の流動負債	187,724
固定資産	1,554,207	固定負債	858,882
有形固定資産	1,380,992	長期借入金	742,537
土地	474,970	長期未払金	19,353
建物	712,244	退職給付引当金	58,979
備品	98,733	その他の固定負債	38,013
その他の有形固定資産	95,045	負債合計	1,430,448
無形固定資産	33,640		
その他の資産	139,575	純資産合計	1,364,147
資産合計	2,794,595	負債及び純資産合計	2,794,595

○損益計算書の指標

（単位：千円）

医業収益	2,775,527
（再掲）入院診療収益	1,800,197
（再掲）室料差額収益	40,150
（再掲）外来診療収益	773,479
医業費用	2,584,694
（再掲）材料費	609,535
（再掲）給与費	1,378,663
（再掲）委託費	130,517
（再掲）減価償却費	107,828
（再掲）その他の設備関係費	107,578
（再掲）経費	200,232
医業利益	190,833
医業外収益	48,652
医業外費用	39,660
（再掲）支払利息	20,022
経常利益	199,826
臨時収益	7,326
臨時費用	22,300
税引前当期純利益	184,853

3. 具体的な経営分析指標

<安全性指標>

(1) 自己資本比率

自己資本とは、貸借対照表の純資産（設立時の出資金・基金や、利益の蓄積などの形での資金調達）のことをいい、借入金などと異なり原則として返済する必要のない資金です。総資本とは、負債と純資産の合計額のことをいいます。

総資本に占める自己資本の割合が高いほど、財務上安定しているといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産}}{\text{総資本}} \times 100 = \frac{1,364,147 \text{ 千円}}{2,794,595 \text{ 千円}} \times 100 = 48.8\%$$

$$= \frac{\boxed{f}}{\boxed{g}} \times 100 = \boxed{}$$

(2) 固定長期適合率

固定資産は長期にわたり事業に用いられるため、その資金調達は長期資金であることが求められます。

固定資産に投下した資金の調達が、どれだけ長期資金（純資産＋固定負債）で賄われているかを判断する指標です。

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}} \times 100 = \frac{1,554,207 \text{ 千円}}{2,223,029 \text{ 千円}} \times 100 = 69.9\%$$

$$= \frac{\boxed{b}}{\boxed{f} + \boxed{d}} \times 100 = \boxed{}$$

(3) 償還期間

借入金の返済原資は、税引後当期純利益＋減価償却費です。税引前当期純利益から法人税等（30%）を控除した税引後当期純利益に減価償却費を加えた金額で、長期借入金を何年間で返済できるかを計算します。

実際の借入金の返済期限と比較し、現在の利益水準で長期借入金を返済できるのかを判断する指標です。

$$\begin{aligned} \text{償還期間} &= \frac{\text{長期借入金}}{(\text{税引前当期純利益} \times 70\%) + \text{減価償却費}} = \frac{742,537 \text{ 千円}}{237,225 \text{ 千円}} = 3.1 \text{ 年} \\ &= \frac{\boxed{e}}{\boxed{p} \times 70\% + \boxed{m}} = \boxed{} \end{aligned}$$

(4) 流動比率

流動資産と流動負債のバランスを見ることにより、短期的な支払能力を判断する指標です。

医療法人の場合には、流動資産の中に診療報酬2月分が事業未収金として残っているため、一般企業と比べ流動比率は高くなる傾向にあります。

$$\begin{aligned} \text{流動比率} &= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 = \frac{1,240,387 \text{ 千円}}{571,566 \text{ 千円}} \times 100 = 217.0\% \\ &= \frac{\boxed{a}}{\boxed{c}} \times 100 = \boxed{} \end{aligned}$$

<収益性指標>

(5) 医業利益率

医療法人の本業での利益水準の指標です。

$$\begin{aligned} \text{医業利益率} &= \frac{\text{医業利益}}{\text{医業収益}} \times 100 = \frac{190,833 \text{ 千円}}{2,775,527 \text{ 千円}} \times 100 = 6.9\% \\ &= \frac{\boxed{n}}{\boxed{h}} \times 100 = \boxed{} \end{aligned}$$

(6) 総資本医業利益率

投資した総資本によって生み出された利益率を判断する指標です。

医療法人が、土地・建物を保有しているのであれば、総資本が大きくなり利益率は低くなる傾向があります。一方、土地・建物を賃借しているのであれば、総資本が小さくなり利益率は高くなる傾向があります。

$$\begin{aligned} \text{総資本医業利益率} &= \frac{\text{医業利益}}{\text{総資本}} \times 100 = \frac{190,833 \text{ 千円}}{2,794,595 \text{ 千円}} \times 100 = 6.8\% \\ &= \frac{\boxed{n}}{\boxed{g}} \times 100 = \boxed{} \end{aligned}$$

(7) 経常利益率

財務活動を含めた医療法人の通常の活動での利益水準の指標です。

$$\begin{aligned} \text{経常利益率} &= \frac{\text{経常利益}}{\text{医業収益}} \times 100 = \frac{199,826 \text{ 千円}}{2,775,527 \text{ 千円}} \times 100 = 7.2\% \\ &= \frac{\boxed{\text{o}}}{\boxed{\text{h}}} \times 100 = \boxed{} \end{aligned}$$

(8) 償却前医業利益率

減価償却費を差し引く前の利益水準の指標です。

キャッシュ・フローの水準を簡易的に示します。

$$\begin{aligned} \text{償却前医業利益率} &= \frac{\text{医業利益} + \text{減価償却費}}{\text{医業収益}} \times 100 = \frac{298,661 \text{ 千円}}{2,775,527 \text{ 千円}} \times 100 = 10.8\% \\ &= \frac{\boxed{\text{n}} + \boxed{\text{m}}}{\boxed{\text{h}}} \times 100 = \boxed{} \end{aligned}$$

(9) 病床利用率

病床の稼働状況の指標です。

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{1日平均入院患者数}}{\text{稼働または許可病床数}} \times 100 = \frac{107.3}{137.4} \times 100 = 78.1\%$$

$$= \frac{\boxed{\text{s}}}{\boxed{\text{v}}} \times 100 = \boxed{}$$

(10) 材料費比率

人件費の次に大きな費用項目である材料費（医薬品費及び診療材料費）の指標です。病院の機能によって、材料費の水準は異なります。

$$\text{材料費比率} = \frac{\text{材料費}}{\text{医業収益}} \times 100 = \frac{609,535 \text{ 千円}}{2,775,527 \text{ 千円}} \times 100 = 22.0\%$$

$$= \frac{\boxed{\text{k}}}{\boxed{\text{h}}} \times 100 = \boxed{}$$

(11) 人件費比率

病院にとって、最大の費用項目である人件費の指標です。

給食や清掃など、直接雇用するのではなく委託しているケースもあるので、委託費を含めて判断することもあります。

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{給与費}}{\text{医業収益}} \times 100 = \frac{1,378,663 \text{ 千円}}{2,775,527 \text{ 千円}} \times 100 = 49.7\%$$

$$= \frac{\boxed{\text{l}}}{\boxed{\text{h}}} \times 100 = \boxed{}$$

(12) 職員 1 人当たり医業収益

職員の生産性の指標です。

$$\text{職員 1 人当たり医業収益} = \frac{\text{医業収益}}{\text{常勤職員数} + \text{非常勤(常勤換算)職員数}} = \frac{2,775,527 \text{ 千円}}{217.0} = 12,790 \text{ 千円}$$

$$= \frac{\boxed{\text{h}}}{\boxed{\text{q}}} = \boxed{}$$

<機能性指標>

(13) 平均在院日数

各患者が何日間入院しているかの指標です。

一般的に、平均在院日数が短いと病床利用率は低下し、平均在院日数が長いと病床利用率は上昇します。

しかし、診療報酬上平均在院日数の制限があり（例えば7：1入院基本料の場合18日以内）、平均在院日数を短くすることが求められています。

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{在院患者延数}}{(\text{新入院患者数} + \text{退院患者数}) \times 1/2} = \frac{39,150.9}{2,189.65} = 17.88 \text{ 日}$$

$$= \frac{\boxed{r}}{(\boxed{t} + \boxed{u}) \times 1/2} = \boxed{}$$

(14) 患者1人1日当たり入院収益

企業でいうところの売上単価を示す指標です。

病院の機能によって、患者1人1日当たり入院収益の水準は異なります。

$$\text{患者1人1日当たり入院収益} = \frac{\text{入院診療収益} + \text{室料差額収益}}{\text{在院患者延数} + \text{退院患者数}} = \frac{1,840,347 \text{ 千円}}{41,339.3} = 44,518 \text{ 円}$$

$$= \frac{\boxed{i} + \boxed{j}}{\boxed{r} + \boxed{u}} = \boxed{}$$

Ⅲ 病院経営管理指標の活用

1. 病院経営管理指標の概要

(1) 病院経営管理指標とは

病院経営管理指標とは、厚生労働省が医療施設経営安定化推進事業の一環として、平成16年度～平成23年度まで実施している調査研究によって公表されている指標です。

本調査は、医療法人が開設する病院、医療法第31条に規定する公的医療機関及び社会保険関係団体病院の開設する病院を対象とし、各会計年度における損益状況（損益計算書）、財政状況（貸借対照表）及び既存の調査・報告を基に集計したものです。

指標の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

○ 病院経営管理指標

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/kannri.html>

(2) 病院経営管理指標の概要

病院経営管理指標においては、経営指標を特定の層に分けて集計しています。グルーピングの定義としては、①病院種別、②開設者別、③病床規模別の比較が可能なほか、④機能別比較として、地域医療支援病院、臨床研修病院、DPC病院、入院基本料別などの集計結果が掲載されています。

病床の区分は、次のとおりとなっています。

一般病院	一般病床が80%以上
療養型病院	療養病床が80%以上
精神科病院	精神病床が80%以上
ケアミックス病院	それ以外の病院

したがって、さまざまな条件を組み合わせ、自病院にもっとも近い機能・規模の病院類型の指標を参考にする方法もあります。一方、条件を細分化すればするほど、サンプル病院数が少なくなることもあり、その場合は、極端な数値の病院に平均値が引きずられるという統計上の問題点も発生します。

さらに特徴的な点としては、①黒字・赤字別、②恒常的黒字・恒常的赤字別という分析が行われていることです。後者の“恒常的”とは、過去3年間継続して黒字（又は赤字）の病院です。恒常的黒字病院との比較をすることにより、自病院の強み・弱みを把握し、改善点を抽出することができます。

2. 病院経営管理指標の使い方

(1) 自病院の経営上の課題や問題点を見つけ出すツールとして

経営の基本は、「入りを量りて出るを制す」です。病院においては、支出をコントロールし、その資金を投資に振り分けて、医療の充実を図っていく必要があります。その際のひとつの参考指標として、病院経営管理指標は活用できます。

(2) 自病院の経営戦略の参考として

病院の経営戦略の参考とする使い方としては、目標とする病院機能（例えば地域医療支援病院を目指そうとした場合）、先行した病院はどのような指標構成になっているか、あるいはどのような課題があるか分析し、自病院と比較したうえで、判断材料にすることができます。

コラム 医療法人の経営戦略

医療法人の経営戦略に関するケーススタディについては、厚生労働省医療施設経営安定化推進事業ホームページにおいて公表されていますので参考となります。

例えば、平成24年度には200床未満の中小病院における経営改善事例11例が掲載されています。

- 医療施設経営安定化推進事業

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyoukeiei/anteika.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyoku/igyoukeiei/anteika.html)

<参考資料：病院経営管理指標（恒常的黑字・赤字病院）>

医療法人・一般病院（経営管理指標）

	恒常的黑字病院			恒常の赤字病院		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年	平成22年	平成23年
病院数	135	170	108	30	34	14
平均病床数	122.4	137.3	177.7	98.0	164.1	198.9
安全性						
(1) 自己資本比率 (%)	44.6	47.3	40.8	10.7	-18.5	-30.2
(2) 固定長期適合率 (%)	82.6	72.3	82.7	81.9	121.5	251.4
(3) 償還期間 (年)	5.3	5.6	4.9	11.6	82.1	10.1
(4) 流動比率 (%)	352.7	402.2	340.2	184.1	222.0	171.2
収益性						
(5) 医業利益率 (%)	5.6	6.3	6.3	-9.1	-8.5	-6.1
(6) 総資本医業利益率 (%)	6.3	7.2	8.0	-10.7	-8.8	-7.0
(7) 経常利益率 (%)	5.9	6.8	6.9	-9.4	-8.3	-6.3
(8) 償却前医業利益率(補正指標) (%)	9.4	10.2	10.3	-4.2	-2.9	0.5
(9) 病床利用率 (%)	81.3	78.7	81.8	74.2	71.5	84.9
(10) 材料費比率 (%)	18.8	18.4	19.2	21.3	20.2	18.2
(11) 人件費比率 (%)	52.7	52.9	52.3	59.7	59.1	59.7
(12) 職員1人当たり医業収益 (千円)	12,744	12,489	12,574	10,867	11,606	10,054
機能性						
(13) 平均在院日数 (日)	26.96	27.89	23.76	27.42	21.80	24.73
(14) 患者1人1日当たり入院収益 (円)	41,369	43,818	44,408	41,108	39,216	42,848

医療法人・一般病院（貸借対照表関連）

（単位：千円）

	恒常的黒字病院			恒常的赤字病院		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
病院数	126	170	84	24	34	11
流動資産	889,443	1,240,387	2,009,872	487,729	968,671	922,632
現金・預金・有価証券	362,533	473,277	734,955	154,864	349,041	445,226
医業未収金	387,416	440,913	647,458	340,075	427,633	616,822
棚卸資産	20,533	25,880	35,046	18,498	30,317	29,418
短期貸付金	36,975	18,794	26,921	14,701	57,951	10,627
その他の流動資産	81,986	281,522	565,491	△40,409	103,728	△179,461
固定資産	1,307,307	1,554,207	2,420,973	1,041,724	2,121,645	2,317,394
有形固定資産	1,130,344	1,380,992	2,120,579	885,296	1,892,087	2,223,280
土地	328,328	474,970	667,280	226,610	434,088	389,056
建物	615,557	712,244	1,052,844	510,347	1,100,626	1,477,961
備品	101,318	98,733	168,498	87,121	185,478	221,242
その他の有形固定資産	85,142	95,045	231,957	61,219	171,895	135,021
無形固定資産	32,473	33,640	48,130	35,920	37,423	52,508
その他の資産	144,489	139,575	252,264	120,508	192,135	41,605
資産合計	2,196,750	2,794,595	4,430,845	1,529,454	3,090,316	3,240,025
流動負債	465,655	571,566	1,021,292	485,018	834,739	1,836,853
未払金	129,693	167,847	167,720	114,108	204,160	221,435
短期借入金	129,579	152,350	260,768	142,739	218,563	333,152
短期の引当金	19,664	19,737	59,227	16,673	55,239	26,513
未払費用・前受収益	56,738	43,908	79,600	40,529	56,964	90,293
その他の流動負債	130,640	187,724	453,977	170,969	299,812	1,165,460
固定負債	779,381	858,882	1,449,645	642,848	2,167,442	2,013,013
長期借入金	679,448	742,537	1,220,454	395,426	1,579,025	1,821,910
長期未払金	24,174	19,353	57,004	26,827	51,122	9,353
退職給付引当金	47,139	58,979	103,293	52,977	77,440	983
その他の固定負債	28,850	38,013	68,895	46,431	459,854	180,767
負債合計	1,245,036	1,430,448	2,470,937	1,127,866	3,002,180	3,849,866
純資産合計	951,714	1,364,147	1,959,908	401,588	88,136	△609,841
負債及び純資産合計	2,196,750	2,794,595	4,330,845	1,529,454	3,090,316	3,240,025

医療法人・一般病院（損益計算書関連）

（単位：千円）

	恒常的黑字病院			恒常の赤字病院		
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
病院数	135	170	84	30	34	11
医業収益	2,626,415	2,775,527	4,001,063	2,050,909	3,002,910	3,812,452
（再掲）入院診療収益	1,747,403	1,800,197	2,703,234	1,314,431	2,013,990	2,700,311
（再掲）室料差額収益	44,187	40,150	51,762	35,464	45,094	33,201
（再掲）外来診療収益	783,060	773,479	1,108,846	595,286	781,044	961,205
医業費用	2,485,984	2,584,694	3,748,418	2,187,004	3,191,025	4,025,700
（再掲）材料費	608,138	609,535	885,584	497,080	666,910	739,742
（再掲）給与費	1,296,511	1,378,663	2,020,641	1,113,089	1,635,920	2,179,225
（再掲）委託費	138,068	130,517	192,352	123,891	205,790	223,767
（再掲）減価償却費	103,257	107,828	174,800	84,583	168,216	287,014
（再掲）その他の設備関係費	101,423	107,578	166,559	139,281	159,777	207,185
（再掲）経費	208,434	200,232	237,275	205,045	272,145	219,568
医業利益（△医業損失）	140,431	190,833	252,644	△136,095	△188,116	△213,248
医業外収益	45,017	48,652	76,966	29,586	66,849	52,917
医業外費用	38,272	39,660	43,297	31,801	64,002	56,359
（再掲）支払利息	19,972	20,022	28,062	21,346	36,027	44,266
経常利益（△経常損失）	147,176	199,826	286,313	△138,309	△185,268	△216,691
臨時収益	21,829	7,326	7,242	17,781	7,231	12,010
臨時費用	30,115	22,300	43,554	6,621	13,881	8,376
税引前当期純利益 （△税引前当期純損失）	138,890	184,853	250,002	△127,149	△191,917	△213,057

第5章 資 料 編

資料編 目次

・医療法（抄）	129
・医療法施行令（抄）	143
・医療法施行規則（抄）	145
・医療法人運営管理指導要綱	153
・社団医療法人の定款例	164
・財団医療法人の寄附行為例	171
・社会医療法人の定款例	178
・社会医療法人の寄附行為例	187
・医療法人の基金について （平成19年3月30日 医政発第0330051号）	196
・「医療機関債」発行等のガイドラインについて （平成16年10月25日 医政発第1025003号）	206
・医療法人に対する出資又は寄附について （平成3年1月17日 指第1号）	214
・医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について （平成24年3月30日 医政総発0330第4号・医政指発0330第4号）	215
・医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について （昭和61年6月26日 健政発第410号）	222
・社会医療法人の認定について （平成20年3月31日 医政発第0331008号）	226
・「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分） 及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」（法令解 釈通達）の一部改正のあらまし （平成20年7月25日 資産課税課情報 第14号）	248
・厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務 （平成19年3月30日 厚生労働省告示第92号）	250

【医療法（抄）】

厚生労働省法令等データベースサービスより抜粋

(昭和二十三年七月三十日)

(法律第二百五号)

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四〇号

第六章 医療法人

第一節 通則

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。)を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- 一 医療関係者の養成又は再教育
- 二 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務
- 七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- 八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

- 一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。
- 二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。
- 三 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。
- 四 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。
- 五 前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
 - イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
 - ロ 当該業務を行うための体制
 - ハ 当該業務の実績
- 六 前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

2 都道府県知事は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

第二節 設立

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

- 2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所
 - 四 事務所の所在地
 - 五 資産及び会計に関する規定
 - 六 役員に関する規定
 - 七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
 - 八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定
 - 九 解散に関する規定
 - 十 定款又は寄附行為の変更に関する規定
 - 十一 公告の方法
- 3 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。
- 4 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。
- 5 第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。
- 6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

- 2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かななければならない。

第三節 管理

第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かななければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

- 2 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(次条第二項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

第四十六条の四 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。
- 4 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 5 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
- 6 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
- 7 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所

又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第四十八条の二 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十八条の三 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

4 議長は、社員総会において選任する。

5 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

6 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

7 社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によつて行ふ。

8 社員総会においては、第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

10 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第四十八条の四 社員は、各一個の議決権を有する。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。

第四十九条 財団たる医療法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員)をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。
- 6 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
 - 二 事業計画の決定又は変更
 - 三 寄附行為の変更
 - 四 合併
 - 五 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散
 - 六 その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十九条の三 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十九条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。

第五十条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。
- 3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第五十条の二 医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3 社会医療法人(厚生労働省令で定めるものに限る。)の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十一条の二 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)

三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 前項各号に掲げる書類

二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第四節 社会医療法人債

第五十四条の二 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債(第五十四条の七において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げ

る事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。)を発行することができる。

2 前項の社会医療法人債を発行したときは、社会医療法人は、当該社会医療法人債の発行収入金に相当する金額を第四十二条の二第三項に規定する特別の会計に繰り入れてはならない。

第五十四条の三 社会医療法人は、その発行する社会医療法人債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社会医療法人債(当該募集に応じて当該社会医療法人債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社会医療法人債をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集社会医療法人債の発行により調達する資金の使途

二 募集社会医療法人債の総額

三 各募集社会医療法人債の金額

四 募集社会医療法人債の利率

五 募集社会医療法人債の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 社会医療法人債券(社会医療法人債を表示する証券をいう。以下同じ。)を発行するときは、その旨

八 社会医療法人債に係る債権者(以下「社会医療法人債権者」という。)が第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

九 社会医療法人債管理者が社会医療法人債権者集会の決議によらずに第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができることとするときは、その旨

十 各募集社会医療法人債の払込金額(各募集社会医療法人債と引換えに払い込む金銭の額をいう。)若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十一 募集社会医療法人債と引換えにする金銭の払込みの期日

十二 一定の日までに募集社会医療法人債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社会医療法人債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項第二号に掲げる事項その他の社会医療法人債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として厚生労働省令で定める事項は、理事の過半数で決しなければならない。

第五十四条の四 社会医療法人は、社会医療法人債を発行した日以後遅滞なく、社会医療法人債原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項その他の社会医療法人債の内容を特定するものとして厚生労働省令で定める事項(以下「種類」という。)

二 種類ごとの社会医療法人債の総額及び各社会医療法人債の金額

三 各社会医療法人債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四 社会医療法人債権者(無記名社会医療法人債(無記名式の社会医療法人債券が発行されている社会医療法人債をいう。))の社会医療法人債権者を除く。)の氏名又は名称及び住所

五 前号の社会医療法人債権者が各社会医療法人債を取得した日

六 社会医療法人債券を発行したときは、社会医療法人債券の番号、発行の日、社会医療法人債券が

記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社会医療法人債券の数
七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十四条の五 社会医療法人は、社会医療法人債を発行する場合には、社会医療法人債管理者を定め、社会医療法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社会医療法人債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社会医療法人債の金額が一億円以上である場合その他社会医療法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第五十四条の六 社会医療法人債権者は、社会医療法人債の種類ごとに社会医療法人債権者集会を組織する。

2 社会医療法人債権者集会は、この法律又は次条において準用する会社法に規定する事項及び社会医療法人債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

第五十四条の七 会社法第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条(第四項及び第五項を除く。)、第六百八十五条から第七百一条まで、第七百三条から第七百十四条まで、第七百七条から第七百四十二条まで、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。)、第八百七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条の八 社会医療法人債は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

第五節 解散及び合併

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定めた解散事由の発生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 他の医療法人との合併
- 五 社員の欠亡
- 六 破産手続開始の決定
- 七 設立認可の取消し

2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
- 二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

- 4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- 5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。
- 6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十六条の二～第五十六条の十七 — 略 —

第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。
- 3 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。
- 4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条 医療法人は、前条第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六節 監督

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十四条の二 都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十二条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。

三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。

四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障があると認めるとき。

五 不正の手段により第四十二条の二第一項の認定を受けたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第六十六条の二 厚生労働大臣は、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条並びに前条第一項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第一項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

第六十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条、第七十八条、第百五十八条及び第百六十四条並びに会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合において、同法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは、「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項(第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」

と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を經由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第六十八条の三 この章に特に定めるものの外、医療法人の監督に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第六十九条から第七十一条まで 削除

第七章 雑則

第七十一条の二 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条の三 一 略 一

第七十一条の四 第六十八条の二第一項において読み替えて適用する第六十三条第一項及び第六十八条の二第二項(同項後段の意見を付する部分を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十一条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第七十一条の六 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第七十一条の七～第七十四条 一 略 一

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 三 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。
- 五 第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。
- 六 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 七 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 八 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 九 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 十 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。

第七十七条 第四十条の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

【医療法施行令（抄）】

厚生労働省法令等データベースサービスより抜粋

(昭和二十三年十月二十七日)

(政令第三百二十六号)

最終改正：平成二四年七月一九日政令第一九七号

(行政処分に関する通知)

第五条の十 法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項の規定により、医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させた都道府県知事は、法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第六十四条から第六十六条までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(医療法人台帳等)

第五条の十一 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつては、二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府県知事にあつては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものについて、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人(二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く。)が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五条の十三 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の十四 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」と、前二条

中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(都道府県医療審議会)

第五条の十六 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

第五条の十七 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五条の十八 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第五条の十九 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第五条の二十 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五条の二十一 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第五条の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。

第五条の二十二 第五条の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(権限の委任)

第五条の二十三 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

【医療法施行規則（抄）】

厚生労働省法令等データベースサービスより抜粋

(昭和二十三年十一月五日)

(厚生省令第五十号)

最終改正：平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号

第五章 医療法人

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(医療法人の社員等と特殊の関係がある者)

第三十条の三十五 法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員(以下「社員等」という。)と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。
 - ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。
 - ハ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。
- ニ 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの(以下「公益法人等」という。))を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。
- ホ その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- ヘ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ト その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利

益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

チ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額を超えてはならないこと。

リ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

ヌ 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む。)、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。))の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四 前三号の業務を行うために保有する財産(前三号に掲げる財産を除く。)

五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

(社会医療法人に係る認定の申請事項)

第三十条の三十六 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が、令第五条の五に基づき、社会医

療法人の要件に係る事項として申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該医療法人の業務のうち、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが法第三十条の四第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別
 - 二 前号の業務を行つている病院又は診療所の名称及び所在地
- 2 令第五条の五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款又は寄附行為の写し
 - 二 法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
 - 三 法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(基金)

第三十条の三十七 社団である医療法人(持分の定めのあるもの、法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人を除く。社団である医療法人の設立前にあつては、設立時社員。以下この条において「社団医療法人」という。)は、基金(社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団医療法人が拠出者に対して本条及び次条並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。以下同じ。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
 - 二 基金の返還の手続
- 2 前項の基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第三十条の三十八 基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行わなければならない。

- 2 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。
- 一 基金(次項の代替基金を含む。)の総額
 - 二 資産につき時価を基準として評価を行つている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行つたことにより増加した貸借対照表上の純資産額
 - 三 資本剰余金の価額
- 3 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 4 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

(持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行)

第三十条の三十九 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

- 2 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

(設立の認可の申請)

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 三 設立決議録
- 四 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 六 法第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 八 設立者の履歴書
- 九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類
- 十 役員の見任承諾書及び履歴書
- 十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(残余財産の帰属すべき者となることができる者)

第三十一条の二 法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの
- 二 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)

第三十一条の三 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
- 二 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 三 理事を一人又は二人にする理由

(医師又は歯科医師以外でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請)

第三十一条の四 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十一条の五 法第四十七条第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理事に加えない管理者の住所及び氏名並びに当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 二 当該管理者を理事に加えない理由

(定款等の変更の認可)

第三十二条 法第五十条第一項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
 - 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。
- 3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。
- 4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十一号に掲げる事項とする。

(法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める書類等)

第三十三条 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。

- 一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類
 - 二 社会医療法人債発行人(法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び第三項において同じ。)については次に掲げる書類
 - イ 前号に掲げる書類(当該社会医療法人債発行人が社会医療法人である場合に限る。)
 - ロ 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 2 社会医療法人債発行人は、法第五十一条第一項の規定に基づき、同項に規定する事業報告書等のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第二号ロに掲げる書類を作成するに当たっては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。
- 3 法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行人である社会医療法人とする。

(事業報告書等の届出等)

第三十三条の二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)には、副本を添付しなければならない。

- 2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第

一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。

第三十三条の三～第三十三条の二十四 一 略 一

(解散の認可の申請)

第三十四条 法第五十五条第六項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(合併の認可の申請)

第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 法第五十七条第一項又は第三項の手続を経たことを証する書類
 - 三 合併契約書の写し
 - 四 法第六十条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
 - 五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
 - 六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
 - 七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
 - 八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類(この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。)
- 2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を規定することができる。

(副本の添付)

第三十六条 第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の三から第三十一条の五までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

第三十七条 削除

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 理事長の氏名

- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合はその業務
- 十 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。
(都道府県知事が保存すべき書類)

第三十九条 令第五条の十四の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの章の規定により提出された書類(法第五十二条第一項の規定により届け出られたものを除く。)とする。

(読替規定)

第三十九条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第三十一条中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)」とあり、第三十四条及び第三十五条中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十二条第一項及び第三十八条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。

第四十条～第四十三条の二 一 略 一

(権限の委任)

第四十三条の三 法第七十一条の五第一項及び令第五条の二十三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号から第四号までに掲げる権限及び第五号に掲げる権限(法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第六十三条第一項及び第六十四条第一項に規定するもの)に限る。)を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十二条の三に規定する権限
- 二 法第二十五条第三項及び第四項に規定する権限
- 三 法第二十六条第一項に規定する権限
- 四 法第七十一条の三第一項に規定する権限
- 五 法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十四条第三項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項及び第三項、第五十二条、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条第一項に規定する権限
- 六 令第五条の十一第一項に規定する権限
- 七 令第一条の規定により読み替えて適用される法第七条第一項から第三項まで、第八条の二第二項、第九条第一項、第十二条第二項、第十五条第三項、第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十七条及び第二十八条に規定する権限
- 八 令第四条の五の規定により読み替えて適用される令第四条第一項及び第二項、第四条の二第一項及び第二項並びに第四条の四に規定する権限

九 令第五条の十五の規定により読み替えて適用される令第五条の十二及び第五条の十三に規定する
権限

2 法第七十一条の五第二項及び令第五条の二十三第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が前項第五号に掲げる権限(法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項及び第六十四条第一項に規定するものに限る。)を自ら行うことを妨げない。

医療法人運営管理指導要綱

項 目	改 正 後	
	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・医療法第 50 条 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)
2 役員 (1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。 また、3 人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員欠員が生じていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏 名 ③ 生年月日 (年齢) ④ 性 別 ⑤ 住 所 ⑥ 職 業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第 5 条の 13 ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第 46 条の 2 第 1 項 ・理事 3 人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事 2 人を置くことが望ましい。 ・医療法第 48 条の 2 においては、理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けた場合は、1 月以内に補充しなければならないとされているが、1 名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。

<p>(2) 選任・任期</p>	<p>6 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>1 役員を選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p> <p>3 役員任期は2年以内とすること。なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。</p> <p>4 任期の切れている役員がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条の2第1項第1号 ・医療法施行規則第30条の35 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ・医療法第46条の2第3項
<p>(3) 適格性</p>	<p>1 自然人であること。</p> <p>2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 <ul style="list-style-type: none"> ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
<p>(4) 代表者(理事長)</p>	<p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。</p> <p>2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。</p> <p>3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。</p> <p>4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の4第1項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の4第2項 ・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は

務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

(5) 理事

5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。

1 当該法人が開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者はすべて理事に加えられていること。

2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

(6) 監事

1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。

また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

2 当該法人の業務及び財産の状

以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人

イ 特定医療法人又は社会医療法人

ロ 地域医療支援病院を運営している医療法人

ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人

③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人

・医療法第47条第1項

・医療法第47条第1項

・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。

・医療法第48条

	<p>況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。</p> <p>3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号 ・医療法第46条の4第7項第3号 ・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。
<p>3 評議員 (財団たる医療法人)</p>	<p>1 自然人であること。</p> <p>2 理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること(医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上)。</p> <p>3 次に掲げる者から選任されていること。</p> <p>① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者</p> <p>③ 医療を受ける者</p> <p>④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者</p> <p>4 当該法人の役員を兼任していないこと。</p> <p>5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。</p> <p>6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第49条第2項 ・必ず選任する必要があること。 ・任期を定めることが望ましいこと。 ・医療法第49条の4第1項 ・医療法第49条の4第2項 ・医療法第42条の2第1項第3号
<p>4 社員 (社団たる医</p>		

<p>療法人) (1) 現員</p>	<p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p> <p>3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員名簿の記載事項は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合 ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 ・医療法第42条の2第1項第2号
<p>(2) 入社・退社</p>	<p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p>	
<p>(3) 議決権</p>	<p>1 社員の議決権は各1個であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第48条の4第1項 ・出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。
<p>5 会議 (1) 開催状況</p>	<p>1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・招集権者である理事長が会議を招集していること。 ・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。 ・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければ

(2) 審議状況

2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。

3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。

1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。

2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。

ばならない。

・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

・社員総会の議決事項

- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 社員の入社及び除名
- ⑧ 本団体の解散
- ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑩ その他重要な事項

・財団法人たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項

- ① 寄附行為の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 本財団の解散
- ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑨ その他重要な事項

		<p>(社団たる医療法人の場合に準用する。)</p>
<p>(3) 記録</p> <p>II 業務</p> <p>1 業務一般</p>	<p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p> <p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p> <p>3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。</p> <p>4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上（2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上）のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日 ・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。
<p>2 附帯業務</p>	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな

<p>III 管理</p> <p>1 人事管理</p> <p>(1) 任免関係</p> <p>(2) 労務関係</p> <p>2 資産管理</p>	<p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p> <p>2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p> <p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。</p> <p>2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。</p> <p>3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p> <p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</p> <p>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</p> <p>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</p> <p>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</p> <p>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p> <p>6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<p>い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知</p> <p>・賃貸借契約期間は医業経営の継続</p>
---	---	--

<p>3 会計管理</p> <p>(1) 予算</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>(3) 債権債務の状況</p> <p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p>	<p>8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p> <p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p> <p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義に</p>	<p>性の観点から、長期間であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるよう契約又は確認されていることが望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・土地、建物の賃貸借、売買の場合 ・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合 <p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)</p> <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)</p>
--	--	---

<p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>なっていること。</p> <p>1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。</p> <p>2 決算と予算との間で、大幅に違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。</p> <p>3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。</p> <p>4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。</p> <p>5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第51条第1項 ・医療法第51条第2項 ・医療法第51条の2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号) ・医療法第52条第1項 (注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)
<p>(6) その他</p>	<p>1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。</p> <p>2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。</p>	
<p>4 登記</p>	<p>1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

<p>5 公告</p> <p>IV その他</p> <p>1 必要な手続の督促</p>	<p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p> <p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>⑥ 資産の総額</p> <p>(注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。 ・登記期間 <ul style="list-style-type: none"> ① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・資産の総額（貸借対照表の純資産額）は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 ・医療法施行令第5条の12 <p>・モデル定款・寄附行為</p> <p>(注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法令等の違反に対する措置（医療法第64条第1項及び第2項） ② 聴聞手続（行政手続法第13条、第15条、第24条） ③ 設立認可の取消（医療法第65条）
---	--	--

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

・任意に1年間を定めても差し支え

まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 〇名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

ない。（法第53条参照）

- ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- ・ 原則として、理事は3名以上置かななければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

- ・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

えないことができる。（法第47条参照）

- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

- ・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えない

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。

- ・ 総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第7章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 3 項参照。

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第16条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第15条第3項及び第16条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

<p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p> <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。） ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
---	---

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとするができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

・総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者
- (4) 郡市医師会又は都道府県医師会（民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 3 項参照。

別添 3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営み、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 ・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理す

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
 (3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)

3 本団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療(○○病院)
 (2) ○○県医療計画に記載された災害医療(○○病院)
 (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療(○○診療所)
 (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療(○○病院)
 (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療(○○病院)

第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
 (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
 (2) 設立後寄附された金品
 (3) 諸種の資産から生ずる果実
 (4) 事業に伴う収入
 (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

る病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。)

- ・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

<p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第9条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類
--	--

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

(以下「事業報告書等」という。）」とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。
- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- ・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

- ・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

① 役員のうち1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親

<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p>	<p>族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。
--	--

3 理事は、本社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
- (2) 本社の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 社員のいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

第21条 本団体の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本団体は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除名

(2) 死亡

(3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本団体の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、そ

⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

の請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができな

い。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

別添 4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 6 条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条並びに第 16 条第 4 項において同じ。） ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 16 条第 4 項及び第 17 条第 5 項において同じ。） ・本項には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」と

の名称は、次のとおりとする。

- (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院）
- (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院）
- (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所）
- (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院）
- (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

○○看護師養成所の経営

第6条 本財団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

いう。) 第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

- ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- ・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及

・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。

・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。

・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。

・社会医療法人債発行法人につ

び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内
- (3) 評議員 〇名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の数全体の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員の子族等が含まれてはならない。

いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。

- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- ・理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。

- ・役員の子族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員の子族等か1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の子族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の

- 3 理事長は、理事の互選によって定める。
- 4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監

医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者

- ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

- ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第28条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第47条参照）
- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第19条 役員任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任

・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。

① 評議員のいずれか1人

② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

するまでは、その職務を行うものとする。

第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 会議

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

(11) 他の医療法人との合併契約の締結

(12) その他重要な事項

第25条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第26条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第6章 寄附行為の変更

第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

第7章 解散及び合併

第29条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共

団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。
第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。
第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0330051号

平成19年3月30日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 地 方 厚 生 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

医 療 法 人 の 基 金 に つ い て

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記について下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 基金制度の趣旨

- (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前であっては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。

- (2) この通知による基金を採用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。

第2 基金の手続

1 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め（規則第30条の37）

社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができること。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならないこと。

- ① 基金の拠出者の権利に関する規定
- ② 基金の返還の手続

2 募集事項の決定

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めなければならないこと。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ③ 基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

(2) 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならないこと。

3 基金の申込み

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこと。

- ① 社団医療法人の名称
- ② 募集事項
- ③ 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- ④ 基金の拠出者の権利に関する規定
- ⑤ 基金の返還の手続
- ⑥ 定款に定められた事項（①から⑤までに掲げる事項を除く。）であつて、当該社団医療法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。

- ① 設立に係る都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、厚生労働大臣）の認可の

年月日

- ② 法第44条第2項第1号、第4号、第7号及び第10号に掲げる事項
 - ③ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
 - ④ 会計年度
 - ⑤ (1)の①から⑤までに掲げる事項
 - ⑥ 定款に定められた事項（①から⑤までに掲げる事項を除く。）であって、当該設立時社員に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
- (3) 基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を社団医療法人に交付しなければならないこと。
- ① 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - ② 引き受けようとする基金の額
- (4) 社団医療法人は、(1)及び(2)に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を(3)の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならないこと。
- (5) 社団医療法人が申込者に対してする通知又は催告は、(3)の①の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社団医療法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りること。
- (6) (5)の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなすこと。

4 基金の割当て

- (1) 社団医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならないこと。この場合において、社団医療法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、3の(3)の②の額よりも減額することができること。
- (2) 社団医療法人は、2の(1)の③の期日（2の(1)の③の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならないこと。

5 基金の申込み及び割当てに関する特則

3及び4は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しないこと。

6 基金の引受け

次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引受人となること。

- ① 申込者 社団医療法人の割り当てた基金の額

② 5の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

7 金銭以外の財産の抛出

(1) 2の(1)の②の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる場合には、当該事項については適用しないこと。

① 2の(1)の②の財産（以下「現物抛出財産」という。）のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた2の(1)の②の価額が当該有価証券の市場価格として、次に定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物抛出財産の価額

ア 2の(1)の②の価額を定めた日（以下イまでにおいて「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

イ 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第27条の2第6項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下イにおいて同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

② 現物抛出財産が社団医療法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた2の(1)の②の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物抛出財産の価額

③ 現物抛出財産について定められた2の(1)の②の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物抛出財産の価額

(2) 次に掲げる者は、(1)の証明をすることができないこと。

① 理事、監事又は使用人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

② 基金の引受人

③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

8 基金の抛出の履行

(1) 基金の引受人（現物抛出財産を給付する者を除く。）は、2の(1)の③の期日又は期間内に、社団医療法人（社団医療法人の成立前にあっては、設立時社員）が定めた次に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならないこと。

- ① 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- ② 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ④ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
- ⑥ 信用金庫又は信用金庫連合会
- ⑦ 労働金庫又は労働金庫連合会
- ⑧ 農林中央金庫

(2) 基金の引受人（現物抛出財産を給付する者に限る。）は、2の(1)の③の期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物抛出財産を給付しなければならない。ただし、社団医療法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、社団医療法人の成立後にすることを妨げないこと。

(3) 基金の引受人は、(1)による払込み又は(2)による給付（以下「抛出の履行」という。）をする債務と社団医療法人に対する債権とを相殺することができないこと。

(4) 基金の引受人が抛出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失うこと。

9 基金の抛出者となる時期

(1) 基金の引受人は、次に掲げる場合には、当該定める日に、抛出の履行をした基金の抛出者となること。

- ① 2の(1)の③の期日を定めた場合 当該期日
- ② 2の(1)の③の期間を定めた場合 抛出の履行をした日

(2) (1)にかかわらず、社団医療法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、社団医療法人の成立の時に、抛出の履行をした基金の抛出者となること。

1 0 基金の返還（規則第30条の38）

- (1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないこと。
- (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。
 - ① 基金（13の代替基金を含む。）の総額
 - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
 - ③ 資本剰余金の価額
- (3) (2)に違反して社団医療法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。(4)及び(5)において同じ。）は、当該社団医療法人に対し、連帯して、(2)に違反して返還された額を弁済する責任を負うこと。
- (4) (3)にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わないこと。
- (5) (3)の業務執行者の責任は、免除することができないこと。ただし、(2)の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでないこと。
- (6) (2)に違反して基金の返還がされた場合においては、社団医療法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該社団医療法人に対して返還することを請求することができること。

1 1 基金の返還に係る債権の取得の禁止

- (1) 社団医療法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができること。
 - ① 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合
 - ② 社団医療法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合
 - ③ 無償で取得する場合
- (2) 社団医療法人が(1)の①又は②に掲げる場合に(1)の債権を取得したときは、当該債権は消滅しないこと。この場合においては、社団医療法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならないこと。

1 2 基金利息の禁止（規則第30条の37）

基金の返還に係る債権には、利息を付することができないこと。

1 3 代替基金（規則第30条の38）

- (1) 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならないこと。
- (2) (1)の代替基金は、取り崩すことができないこと。
- (3) 吸収合併存続社団医療法人（吸収合併後存続する社団医療法人をいう。以下(3)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる合計額とすること。
 - ① 吸収合併の直前の吸収合併存続社団医療法人の代替基金の額
 - ② 吸収合併の直前の吸収合併消滅社団医療法人（吸収合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の範囲内で、吸収合併存続社団医療法人が定めた額
- (4) 新設合併設立社団医療法人（新設合併により設立する社団医療法人をいう。以下(4)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併直前の各新設合併消滅社団医療法人（新設合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅社団医療法人が定めた額とすること。

1 4 破産手続に関する債権の取扱い

社団医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となること。

第3 貸借対照表の区分表示

- (1) 基金（規則第30条の37及び第30条の38並びにこの通知により定める基金をいう。以下同じ。）の総額及び代替基金（第2の13により計上された金額をいう。）は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならないこと。
- (2) 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができないこと。

第4 その他

1 社団医療法人の定款例

社団医療法人が基金を採用する場合の定款例を別添のとおり定めることとしたので参照されたいこと。

2 税務当局への届出

基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたときは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内

に、都道府県知事（地方厚生局長）の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して</p>	<p>・<u>特定医療法人又は社会医療法人</u>は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

<p>返還することを請求することができる。</p> <p>第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 社員</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>2 <u>本社团は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社团の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。</u></p>	<p>・出資額限度法人から移行する場合には限り記載するものとする。</p>
--	---------------------------------------

【 改 正 後 全 文 】
医 政 発 第 1025003 号
平 成 16 年 10 月 25 日
最 終 改 正 医 政 発 0809 第 4 号
平 成 25 年 8 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 地 方 厚 生 局 長

厚生労働省医政局長

「医療機関債」発行等のガイドラインについて

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書（平成15年3月）において、「医業経営の安定性を高める方策の一つとして、資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の一手法としての医療機関債の発行を円滑化するとともに、自己責任の下での適正な発行を可能とする観点から、医療機関債発行のためのルール等を明確化するガイドライン等の制定が必要である」との提言がなされたことを受け、今般、医療機関を開設する医療法人が債券を発行するに当たり、遵守すべきルール及び留意点を明らかにした「医療機関債」発行のガイドラインを取りまとめたところである。

さらに、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討することとされたことを受け、医療機関債の購入により、剰余金配当禁止の趣旨に反することなく医療法人が他の医療法人に融資を行うことができる場合のルールを定めることとし、前記ガイドラインと合わせて、「医療機関債」発行等のガイドライン」として別添のとおり取りまとめたので、主な関連規定（参考）とあわせ、貴管下に主たる事務所を有する医療法人に対して周知いただくとともに、御指導方よろしく願います。

「医療機関債」発行等のガイドライン

このガイドラインは、医療機関を開設する医療法人が、資金調達のため債券を発行するに当たり、適切なリスクマネジメントの下、関係法令に照らし適正かつ円滑になされることに資する観点から、債券の発行から償還に至るまでの各種手続き等に関し、購入者の自主的な判断のための情報の開示を始め医療法人が遵守すべきルール及び留意点を明らかにするとともに、医療機関債を購入することができる医療法人の条件等を定めるものであること。

また、医療法人がこのガイドラインを遵守しないときは、都道府県知事から当該医療法人に対し、医療法（昭和23年法律第205号）第64条第1項の規定に基づく医療機関債発行停止などの改善命令が行われる場合があること。

第1 医療機関債の定義

- 1 このガイドラインにおいて、医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人（医療法第39条の医療法人をいう。以下同じ。）が、民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券をいうものであること。
- 2 医療機関債は、借入金の返還請求等の権利を表象している点で講学上の有価証券に該当し得るが、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する同法の有価証券には該当しないものであること。

第2 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等

- 1 医療機関債を発行できる医療法人
 - ① 医療法人は、医療機関債の発行に当たっては、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）

及び医療法その他法令に抵触しないようにしなければならないものであること。その際、当該医療法人が医療機関債を発行する年度の前年度から遡って3年度以上税引前純損益が黒字であるなど経営成績が堅実であることが望ましいものであること。

- ② 医療法人運営管理指導要綱（平成2年3月1日付健政発第110号「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」の別添。以下「運営管理指導要綱」という。）の「I 組織運営 2 役員 (6) 監事」においては、負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこととされており、医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により負債総額が100億円以上となる場合を含め負債総額が100億円以上である場合又は一会計年度における発行総額が1億円以上（ただし、銀行がその全額を引き受ける場合は除く。）若しくは一会計年度における購入人数が50人以上である場合には、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。なお、これらの場合のほか、医療法人が医療機関債を発行するときは、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが望ましいものであることに留意すること。

2 借入金たる性格の明確化

- ① 医療機関債は、資金を借り入れる医療法人の資産の取得の利便のために発行するものとし、資産の取得以外の目的のためには発行しないものとする。その発行に当たっては、金銭消費貸借契約に基づく医療法人の借入金を証するものである旨を、発行の目的、対象等とあわせて後記4①の発行要項等に明確に定めるとともに、発行対象者に周知する手段を講ずるものとする。
- ② 医療法人が医療機関債の発行により資金調達を行うに当たっては、出資法第1条（出資金の受入の制限）及び第2条（預り金の禁止）に抵触しないよう留意するものとし、その際、出資法第2条に関しては、金融庁の「事務ガイドライン」（金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp>）第三分冊金融会社関係の「2 預り金関係」を参考にすること。

3 医療法人の内部手続

- ① 医療法人が、医療機関債を発行して行う金銭の借入れは、運営管理指導要綱の「Ⅲ

管理 3 会計管理 (3) 債権債務の状況」にいう借入金に該当することから、社団の形態をとる医療法人にあつては理事会及び社員総会の議決(評議員会を有するものは、その同意)を経て行うものとし、財団の形態をとる医療法人にあつては理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。

- ② 医療法人は、医療法第41条及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の34の規定を常時満たすことが必要であり、医療機関債の発行により資金調達をした場合においても、同様であること。
- ③ 医療機関債の発行前の勧誘を行う1ヶ月前までに後記4①の発行要項等及び直近の3会計年度の財務状況を記載した書類を監督庁に届けること。
- ④ 医療機関債を発行した場合には、当該発行した医療機関債に関する情報を事業報告書に記載すること。

4 発行要項等の策定等による情報開示

- ① 医療機関債を発行するに当たっては、医療法人は、次のものを作成するものとする。
 - ア 発行要項(発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、申込取扱場所、申込みの取扱方法、資金使途、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、中途換金、第三者への譲渡制限、担保、財務情報の開示など財務上の特約、期限の利益喪失に関する特約、債権者集会に関する事項、その他医療機関債の購入申込者に必要な事項について記載したもの。)
 - イ 発行説明書(医療機関債のリスク、購入者が支払うべき手数料等がある場合にはその額又は計算方法、その他医療機関債に関する説明に必要な事項について記載したもの。)
 - ウ 事業計画書及び償還資金の調達方法(中長期的な事業計画との関連での資金の償還に係る計画を含む。)を記した購入申込者向けの説明書なお、発行要項等において、医療機関債は金融商品取引法の適用がなく、その定める手続によらないものであること、また、公認会計士又は監査法人の監査を受けていない場合にはその旨をそれぞれ明記するものとする。

- ② 医療法人は、発行前の勧誘時点において、前記①の発行要項等の他、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書を購入対象者に対して開示するものとする。

5 発行条件等

(1) 利率等

- ① 利率等の条件は、一回の発行に当たり同一であるものとし、一般の購入者と医療法人の役員及び当該役員の同族関係者との間で、差異を設けてはならないこと。

なお、医療法人の役員及び当該役員の同族関係者について利率等に差異を設けることは、医療機関債の発行主体が、社会医療法人又は特定医療法人であるときは規則第30条の35の2第1項第1号へ又は租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第39条の25第1項第3号にいう「特別の利益の付与」に該当する可能性があることに留意すること。

- ② 利率の決定に当たっては、発行予定日2カ月前発表の新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍に相当する率又は標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方の率を限度とすることが適当であることに留意すること。

(2) 購入対象者及び勧誘方法等

- ① 医療機関債の購入対象者は、当該法人の役職員やその縁者、地域住民、銀行、その他後記第3で示す条件に該当する医療法人等が考えられること。

ただし、医療機関債を発行する医療法人の役員及び当該役員の同族関係者を始めとする相互に特殊な関係をもつ特定の同族グループに限定しないものとする。

- ② 医療機関債購入の勧誘については、医療法人自らが行うこととし、委託してはならないこと、ただし、銀行に対する勧誘は除く。
- ③ 医療機関債購入の勧誘については、購入対象者に対して誠実かつ公正に、遂行しなければならないこと。
- ④ 医療機関債の購入又はその勧誘に関して、購入対象者に対して虚偽のことを告げる行為を行ってはならないこと。

- ⑤ 購入対象者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実にあると誤解をさせるおそれのあることを告げて医療機関債の購入を勧誘する行為をしてはならないこと。
- ⑥ 医療機関債の購入の勧誘を受けた者が医療機関債を購入しない旨の意思（当該債権の勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこと。
- ⑦ 医療機関債の購入について、購入対象者の知識、経験、財産の状況及び医療機関債を購入する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って購入者の保護に欠けること、又は欠けるおそれがあることをしないこと。

（3）譲渡制限

- ① 購入人数が49人以下の医療機関債については、譲渡（贈与・寄付による名義の変更を含む。）を原則禁止とすること。ただし、購入者が自らの保有する医療機関債を一人に対し一括して譲渡する場合は除く。なお、この場合、譲渡しようとする購入者は、医療法人に協議し、理事会の承認を得ていることが望ましいこと。
- ② 医療機関債の譲渡を制限する場合は、民法等関係法令を踏まえ、その制限の内容、制限下において譲渡する際に必要な手続き等について、あらかじめ定めた上で発行要項及び債券面に譲渡制限の事実及び譲渡承認方法について記載するものとする。

6 債券購入者等との関係

（1）診療差別の排除

- ① 医療法人が、開設する医療機関の施設内に前記4①の発行要項等を掲示することは差し支えないが、当該医療機関の患者・家族等に対し、医療機関債の購入を強制したり、又は強制しているとの誤解を受けることがないようにするものとする。
- ② 医療法人が、医療機関債の購入者に対して、利子の支払の他に経済的利益を付与する際には、当該経済的利益は健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令の規定に基づく医療に係るものであってはならないものであること。

(2) 経営介入の排除

- ① 医療機関債の購入者は、設定された金利等を受け取り、償還期日が到達した際、表示された債務の償還を受ける権利があるのみであり、その購入をもって法的に医療法人の経営に影響を及ぼす立場に立つものではないこと。
- ② 購入者1人当たりの購入口数又は購入額に上限を設けることは、差し支えないものであること。

(3) 決算期ごとの情報の開示

- ① 医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものであること。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の使途又は取得した資産の状況、直近の3会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行うものとする。
- ② 前記①の開示の方法については、ホームページ等で公開することによることとしても差し支えないものであること。

(4) 条件の変更

医療機関債の発行の際に明示した条件（利率、償還期日等）を変更するときは、医療法人は、購入者全員による集会の開催等により購入者の同意を得るものとし、その同意を得る方法については、これをあらかじめ定めた上、前記4①の発行要項に明示するものとする。

7 償還

(1) 繰上償還

医療法人が、満期日前に医療機関債の償還をしようとする場合は、あらかじめ購入者全員に対する説明と同意を得るものとし、その同意を得る方法については、これをあらかじめ定めた上、前記4①の発行要項に明示するものとする。

(2) 期中償還

満期日前に、次に掲げる理由により、購入者又はその相続人からの医療機関債の償還の申出があった場合には、医療法人が買入れ償還することができるものである。

こと。

- ア 購入者が死亡したため
- イ 購入者が破産宣告を受けたため
- ウ 購入者が疾病又は障害により生計を維持できなくなったため
- エ その他アからウまでに準ずる理由として発行者が認めたもの

第3 医療機関債を購入する医療法人について

医療法人が他の医療法人に融資を行うことは原則として認められないが、次のいずれも満たす場合に限り、医療機関債を購入することができる。

- 1 保有することができる医療機関債は償還期間が10年以内のものであって、かつ、一つの医療法人が発行するものであること。
- 2 同一の医療法人が発行する新たな医療機関債については、保有する医療機関債の償還が終了してから1年が経過するまでの間は購入することができないものであること。
- 3 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要なものであること。
- 4 医療機関債を購入する前年度の貸借対照表上の総資産額に占める純資産額の割合が20%以上であること。
- 5 医療機関債の購入額は、前記4の純資産額を超えず、かつ1億円未満であること。
- 6 医療機関債の購入に当たっては、社団医療法人にあつては、理事会及び社員総会の議決（評議員会を有するものは、さらにその同意）を経て行うものとし、財団医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。
- 7 医療機関債を保有する医療法人は、当該保有する医療機関債に関する情報を事業報告書に記載すること。

医療法人に対する出資又は寄附について

(平成3年1月17日)

(指第1号)

(東京弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

- 1 株式会社、有限会社その他営利法人は、法律上出資持分の定めのある社団医療法人、出資持分の定めのない社団医療法人または財団医療法人のいずれに対しても出資者又は寄附者となり得ますか。
- 2 仮に株式会社、有限会社その他営利法人は上記1の医療法人の出資者又は寄附者となり得るとした場合、医療法人新規設立の場合と既存医療法人に対する追加出資又は追加寄附の場合の2つの場合を含むのでしょうか。

回答

標記について、平成3年1月9日付東照第3617号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

照会事項1については、医療法第7条第4項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設の許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。

すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。

照会事項2については、医療法人新規設立の場合と既存医療法人に対する追加出資又は追加寄附の場合も含むことになる。



医政総発0330第4号

医政指発0330第4号

平成24年3月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局指導課長

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」で「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、本年度中に医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図ることとされたところであり、今般、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

既往通知の改正内容

- 1 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）の一部を別添1の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年医政指発第0330005号厚生労働省医政局指導課長通知）の添付書類様式例の一部を別添2の新旧対照表のとおり改正する。



医政総発0330第5号
医政指発0330第5号
平成24年3月30日

各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局指導課長
(公 印 省 略)

医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」で「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、本年度中に医療法人と他の法人の役職員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図ることとされたところであり、今般、この趣旨を踏まえて既往の通知を改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

記

既往通知の改正内容

- 1 「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）の一部を別添1の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成19年医政指発第0330005号厚生労働省医政局指導課長通知）の添付書類様式例の一部を別添2の新旧対照表のとおり改正する。

○医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年総第5号・指第9号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 開設許可の審査に当たっての確認事項（略）</p> <p>1 医療機関の開設者に関する確認事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員を兼務していないこと。</p> <p>ただし、次の場合であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えないこととする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利法人等から医療機関が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役員を第三者に変更することが直ちに困難であること、契約の内容が妥当であると認められること、 <p>④ 開設者である法人の役員として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員を兼務していないこと。</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 開設許可の審査に当たっての確認事項（略）</p> <p>1 医療機関の開設者に関する確認事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 開設・経営の責任主体とは次の内容を包括的に具備するものであること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員と兼務している場合は、<u>医療機関の開設・経営に影響を与えないものであること。</u></p> <p>④ 開設者である法人の役員が、<u>当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えないものであること。</u></p>

ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。

ア 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合

ウ 株式会社企業再生支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）

⑤～⑥（略）

(3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条の14第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

⑤～⑥（略）

(3) 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。

なお、資金計画は、医療法施行規則第1条第1項第5号の「維持の方法」を確認するものであり、「開設後2年間の収支見込」等の資料とする。

また、医師が病院を開設する場合においても同資料の提出を求めることが望ましい。

<p>なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 (略)</p>	<p>なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第31条第7号をもって代替することができるものであること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 (略)</p>
--	--

○ 2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成19年医政指発第0330005号）

新	旧
<p>様式7 本文（略）</p> <p>[添付書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに就任した役員の就任承諾書 2. 新たに就任した役員の履歴書 	<p>様式7 本文（略）</p> <p>[添付書類]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに就任した役員の就任承諾書 2. 新たに就任した役員の履歴書
<p>様式8～様式22（略） 様式例1～様式例10-3（略）</p> <p>様式例11</p> <p>職歴</p> <p>（注）できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること。</p> <p>賞罰（ない場合はなしと記入すること）</p>	<p>様式8～様式22（略） 様式例1～様式例10-3（略）</p> <p>様式例11</p> <p>職歴（できるだけ詳細に）</p> <p>賞罰（ない場合はなしと記入すること）</p>

<p>以上のおおりに相違なく、医療法人の役員としての欠格事項には該当しません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>印</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 印鑑登録証明書 2. 理事長就任予定者については、医師（歯科医師）免許の写し 	<p>以上のおおりに相違なく、医療法人の役員としては該当しません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>印</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 印鑑登録証明書 2. 理事長就任予定者については、医師（歯科医師）免許の写し 3. <u>開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員等を兼務する場合は、兼務する営利法人等の規模が確認できる書類（役員名簿等）</u>
--	--

【 改 正 文 】
健 政 発 第 4 1 0 号
昭 和 6 1 年 6 月 2 6 日
最 終 改 正 医 政 発 0 3 3 0 第 2 6 号
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

医 療 法 人 制 度 の 改 正 及 び 都 道 府 県 医 療 審 議 会 に つ い て

昨 年 12 月 27 日 法 律 第 109 号 を も っ て 公 布 さ れ た 医 療 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (以 下 「改 正 法」とい う。)の う ち、 医 療 法 人 の 役 員、 医 療 法 人 の 指 導 監 督 に 関 す る 規 定、 新 た に 設 置 さ れ る 医 療 審 議 会 及 び 都 道 府 県 医 療 審 議 会 等 に 関 す る 規 定 に つ い て は、 本 年 6 月 27 日 か ら 施 行 さ れ、 医 師 又 は 歯 科 医 師 が 常 時 一 人 又 は 二 人 勤 務 す る 診 療 所 を 開 設 す る 医 療 法 人、 複 数 の 都 道 府 県 に お い て 病 院 又 は 診 療 所 を 開 設 す る 医 療 法 人 に 係 る 特 例 に 関 す る 規 定 に つ い て は、 医 療 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (昭 和 61 年 政 令 第 213 号。 以 下 「施 行 期 日 政 令」とい う。 別 添 1 参 照。)に よ り、 本 年 10 月 1 日 か ら 施 行 さ れ る こ と と な っ た。 こ れ に 伴 い、 医 療 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 等 の 政 令 (昭 和 61 年 政 令 第 214 号。 以 下 「改 正 政 令」とい う。 別 添 2 参 照。)が 本 年 6 月 17 日 に、 医 療 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (昭 和 61 年 厚 生 省 令 第 36 号。 以 下 「改 正 省 令」とい う。 別 添 3 参 照。)が 本 年 6 月 25 日 に そ れ ぞ れ 公 布 さ れ た と こ ろ で あ る。

こ れ ら の 施 行 に 当 た っ て は、 特 に 左 記 事 項 に 留 意 の 上、 そ の 運 用 に 遺 憾 な き を 期 さ れ た い。

な お、 医 療 計 画 に 関 す る 事 項 に つ い て は、 追 っ て 通 知 す る 予 定 で あ る。

記

第 一 医 療 法 人 制 度 に 関 す る 事 項

1 (削 除)

- 2 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人
医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団についても医療法人の設立ができるものとされたこと。今後とも、医療事業の経営の合理化、組織の適正化を図る観点から医療法人の設立に係る指導を行われたいこと。
- 3 医療法人の設立に係る手続等
医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。
 - (1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について
医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。
 - (2) 設立認可申請の提出書類について
 - ① 規則第31条第3号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
 - ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づき届出をした病院又は診療所を運営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第31条第5号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとする。
- 4 医療法人の理事数
法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。
- 5 医療法人の理事長
 - (1) 法第46条の3第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。
 - (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。
 - (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。
 - ① 特定医療法人又は社会医療法人
 - ② 地域医療支援病院を運営している医療法人
 - ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人
 - (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構

成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

- (5) (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任

法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。

なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について行われるものであること。

7 (削除)

8 医療法人の会計年度

法第53条ただし書の規定に基づき、会計年度の区分を変更する場合において、その変更が行われる会計年度の終期については、変更後の会計年度の終期と同一の月日としても差し支えないこと。

9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令

(1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。

(2) 法第63条第2項の規定に基づき、医療法人の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査する職員の身分を示す証票の様式を新たに規則別記様式第3として定めたこと。

(3) また、法第64条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県

知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

- 1 改正政令において、都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項が定められたこと。
 - (1) 都道府県医療審議会の委員の人数、専門委員の設置及びその人数並びに部会については、各都道府県においてそれぞれの実情に即し判断されたいこと。
 - (2) 都道府県医療審議会の委員構成については、以下の点に留意されたいこと。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師としては、医師会、歯科医師会又は薬剤師会を代表する者のほか、公・私立の病院又は医療法人の経営に携わっている者を加えるよう配慮すること。
 - ② 医療を受ける立場にある者としては、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられること。
 - ③ 学識経験のある者としては、医学、公衆衛生をはじめ、看護、病院の管理、救急業務その他医療に関する事項についての学識経験者を加えることが考えられること。
 - ④ 専門委員については、専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、医療に関する専門家等を充てる趣旨であること。
 - (3) 部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が増加することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること。
- 2 医療機関整備審議会の廃止に関する規定の施行日については、施行期日政令により、本年8月1日とされたので、同審議会に係る条例の廃止等所要の措置を講じられたいこと。

別添1～4 略

【 改 正 後 全 文 】
医政発第0331008号
平成20年3月31日
最終改正 医政発0330第26号
平成24年3月30日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会

医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各社員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

- ① 各評議員配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）

- (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理す

る公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。

③ 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

⑤ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑥ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持

しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑦ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑧ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑨ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であって、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑩ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定

日の前日までを含む。)において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について（規則第30条の35の2第1項第2号関係）

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額（損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。）の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全

国健康保険協会が行う健康診査

- ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
 - ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - ト 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。
- イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
 - ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額
- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る

事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について(法第42条の2第1項第7号関係)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

イ 定款又は寄附行為の変更

ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)

ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し

ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し

ヘ 収支予算及び決算の決定

ト 剰余金又は損失金の処理

チ 借入金額の最高限度額の決定

- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

- (1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類

を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添 2
- ② 社会医療法人の定款例 別添 3
- ③ 社会医療法人の寄附行為例 別添 4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添 5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添 6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第42条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。）の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年健政発第410号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第64条第1項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ キャッシュ・フロー計算書
 - ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）

② 定款又は寄附行為

- (5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

- (1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

- (2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

- (3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

- (4) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

- (5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑧のホ）について

- ① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。
- ② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

- ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑧のヘ）について

- ① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。
- ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）

- ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業務等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所

有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

- ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあっては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

- ① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額

は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人となること。

チ 社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第8号の2の規定により非課税となること。

リ 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第348条第2項第11号の5の規定により非課税となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）の認定書の写し及び定

款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

- ③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>当該業務を行う病院又は診療所は、診療所の構造設備として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 	<p>1 又は2の基準に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。 ※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 ②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 <p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。 ※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時まで</p>

			<p>をいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を3で除した件数(災害医療において同じ。)をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
<p>精神科救急医療の場合</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、保護室、面会室等)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数(患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができない再診療の件数は除</p>

			<p>く。②から④までにおいて同じ。)</p> <p>②休日(深夜を除く。)において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p> <p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
<p>災害医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設(診療に必要な施設は耐震構造を有すること。)をすべて有していること。</p> <p>(1) 集中治療室</p> <p>(2) 診療部門(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び病室</p> <p>(3) 備蓄倉庫</p> <p>2. 当該病院が災害医療施設として必要に次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 簡易ベッド</p> <p>(2) 携帯用医療機器</p> <p>(3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資</p> <p>(4) 自家発電装置</p> <p>(5) トリアージタッグ</p> <p>(6) 救急用自動車</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p> <p>3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <p>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</p> <p>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修</p> <p>3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

<p>へき地医療 ※「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。</p>	<p>(7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。</p> <p>1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合には、当該すべての病院において、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が53人以上であること。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日数が209日以上であること。</p>
<p>周産期医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。 (1) 母体胎児集中治療管理室 (2) 新生児集中治療管理室 (3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のため</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオン</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除いた件数が500件以上であること。 2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除いた件数が10件以上であること。 なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用へ</p>

	<p>に使用される病床をいう。)</p> <p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置 (2) 新生児用呼吸循環監視装置 (3) 超音波診断装置 (4) 新生児用人工換気装置 (5) 微量輸液装置 (6) 保育器</p>	<p>コール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>リコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
<p>小児救急医療</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら小児救急患者のため使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>

(備考)

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度
	件数を3で除した件数	件数
小児救急医療	3件以上	1件以上
	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合

次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞれ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
精神科救急医療 の場合	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対5.0件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度
	件数を3で除した件数	件数を2で除した件数
小児救急医療	3件以上	2件以上
	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

「贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正のあらまし（情報）

（特別の利益を与えること）

16 法施行令第 33 条第 3 項第 2 号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 贈与等をした者

ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等(以下 16 において「贈与等をした者等」という。)の親族

ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者(次の(2)において「特殊の関係がある者」という。)

(イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ) 上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡するこ

と。

ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け(当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。)をすること。

リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(新設)

(説明)

平成 20 年度税制改正において、法第 66 条第 4 項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」の判定基準が法施行令第 33 条第 3 項において明記された。

通達 16 においては、法施行令第 33 条第 3 項第 2 号に規定する特別の利益を与えられる者の範囲を留意的に示すとともに、どのような場合が特別の利益を与えることとなるかについて例示的に明らかにした。

厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務

(平成十九年三月三十日)

(厚生労働省告示第九十二号)

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務を次のように定め、平成十九年四月一日から適用し、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成十年厚生省告示第百八号。以下「旧告示」という。）は平成十九年三月三十一日限り廃止する。ただし、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなお効力を有することとされた改正前の医療法第四十二条第二項の規定に基づき収益業務を行うことができる旧特別医療法人については、旧告示の規定はなおその効力を有する。

厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務

(法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。

- 一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 二 社会医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 三 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 四 当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 五 当該社会医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(収益業務の種類)

第二条 収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 製造業
- 五 情報通信業
- 六 運輸業
- 七 卸売・小売業

- 八 不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く。）
 - 九 飲食店、宿泊業
 - 十 医療、福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第四十二条各号に掲げるものを除く。）
 - 十一 教育、学習支援業
 - 十二 複合サービス事業
 - 十三 サービス業
- （収益業務の範囲）

第三条 前条各号に掲げる業務には、当該社会医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものを含まないものとする。

平成 25 年度 厚生労働省医政局委託
— 医療施設経営安定化推進事業 —
医療法人の適正な運営に関する調査研究
報告書

平成 26 年 3 月発行

株式会社川原経営総合センター
〒104-0061 東京都中央区銀座 8-11-11 TK 銀座 8 丁目ビル
TEL : 03-3572-3051 FAX : 03-3571-3683

